

平成20年第6回（12月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席	質問者	質 問 事 項
1	3	永原 良子	1. 日赤奉仕団について
2	10	中谷 道文	1. 大型農業用水路の防災対策の推進について 2. 町内の道路整備の促進と取り組みについて
3	11	岩田 清	1. 定額給付金について 2. 教育長に問う8つの教育問題
4	12	山岸 忠幸	1. 法定外公共物（赤線、青線）に関して（JRからの賠償請求を受けて） 2. 受験生を持つ子育て世代への支援について
5	7	成瀬恵津子	1. 21年度予算編成方針について 2. 定額給付金について 3. ブックスタート事業の拡大
6	8	船木 善司	1. 観光資源への取組みについて 2. 徳本水ミニバイパス化に伴う周辺の諸施策について
7	5	宇治 徳庚	1. 横浜市との交流促進の意義とこれからの展望について 2. 「地域モデル」の構築で新しい視点の観光形態について 3. 平成21年度予算編成上の管理ポイントは
8	4	前田 親人	1. 指定管理者制度導入の進捗状況と今後の展望について 2. 指定管理者制度導入と「公益法人制度改革関連3法案」全面施行の影響を受ける、社団法人辰野町開発公社の今後の在り方について 3. 「改正高年齢者雇用安定法」と公務員改革の関連と、定年延長継続雇用制度に向けての町の取組み方針について

【2日目】

質問 順位	議席	質問者	質 問 事 項
9	2	矢ヶ崎紀男	1. 横浜市との交流について 2. 保険証のない子の救済について 3. 地域営農組合の活動状況について
10	6	宮下 敏夫	1. 辰野病院改革プランについて 2. 21年度予算編成について
11	13	根橋 俊夫	1. 景気悪化から町民生活を守る取組みについて

平成20年第6回辰野町議会定例会議録(7日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 平成20年12月9日 午前10時 開議

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	中村守夫	2番	矢ヶ崎紀男
3番	永原良子	4番	前田親人
5番	宇治徳庚	6番	宮下敏夫
7番	成瀬恵津子	8番	船木善司
9番	三堀善業	10番	中谷道文
11番	岩田清	12番	山岸忠幸
13番	根橋俊夫	14番	篠平良平

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎克彦	副町長	赤羽八洲男
教育長	古村仁士	代表監査委員	小野眞一
総務課長	平泉栄一	まちづくり政策課長	小沢辰一
住民税務課長	野沢修一	保健福祉課長	井口敬子
産業振興課長	松尾一利	建設水道課長	根橋正美
会計管理者	加島範久	教育次長	白鳥義政
病院事務長	荻原憲夫	福寿苑事務長	金子文武
開発公社常務理事	竹淵光雄	消防署長	丸山均
両小野国保病院		社会福祉協議会	
事務長	増沢秀行	事務長	林龍太郎

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	桑沢高秋
議会事務局庶務係長	飯沢誠

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第8番	船木善司
議席第9番	三堀善業

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さんおはようございます。傍聴の皆さん早朝から大変ご苦勞さまでございます。定足数に達しておりますので、第6回定例会7日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。4日正午までに通告がありました、一般質問通告者11人全員に対して質問を許可してまいります。質問時間は一人40分以内として進行してまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。只今から質問順位を申し上げます。

質問順位 1 番 議席 3 番 永原 良子 議員

質問順位 2 番 議席 10 番 中谷 道文 議員

質問順位 3 番 議席 11 番 岩田 清 議員

質問順位 4 番 議席 12 番 山岸 忠幸 議員

質問順位 5 番 議席 7 番 成瀬 恵津子 議員

質問順位 6 番 議席 8 番 船木 善司 議員

質問順位 7 番 議席 5 番 宇治 徳庚 議員

質問順位 8 番 議席 4 番 前田 親人 議員

質問順位 9 番 議席 2 番 矢ヶ崎 紀男 議員

質問順位 10 番 議席 6 番 宮下 敏夫 議員

質問順位 11 番 議席 13 番 根橋 俊夫 議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位 1 番、議席 3 番永原良子議員。

【質問順位 1 番、議席 3 番、永原 良子 議員】

○永原（3番）

おはようございます。それでは通告にしたがいまして質問をさせていただきます。私は日本赤十字奉仕団について質問させていただきます。現在の辰野町の日赤奉仕団は昭和23年に設立をされ、日本赤十字社奉仕団規則の主旨に基づいて活発な活動

が行われてきました。この間いく度かの火災や水害などの際に時と場所を選ばず行われた炊き出しや救護など、懇親的な活動に対しては心から敬意を表するものであります。また献血運動や特別養護老人ホームへの慰問などの奉仕活動に関しても、関係者から高く評価されているところであり、敬服の至りであります。こうした奉仕活動により地域社会の福利増進に大きく貢献をしている日赤奉仕団ではありますが、現在共働きの増加や仕事の忙しさ核家族が増えていることなど、地域の社会が大きく変化する中で他の任意団体と同様、奉仕団もまた見直すべきの時だと思えます。新たな発展を目指していく時だと思えます。日赤奉仕団と町との関係は日赤赤十字社辰野町分区長である町長が長野県支部長である県知事に委員長、副委員長の委嘱を申請をすること、町の予算で日赤奉仕団費として20年度のベースでは一般財源から約320万円弱を予算措置して、事務局を保健福祉課に置いていることにあります。奉仕団規約の主旨から奉仕団活動のあり方については、奉仕団の決議機関であるところの委員会において議論されるべきであり、その自主性は尊重されなければなりません。こうした立場を基本としながら分区長として、事実上辰野町における日赤活動の責任者である町長に具体的な質問をします。団員確保、役員体制について町長の考えをお聞きしたいと思えます。

○町長

おはようございます。一般傍聴のみなさん方も早朝からご参加いただきまして、傍聴いただきまして感謝を申し上げます。それでは12月議会本日から一般質問第1日目、質問順位第1番永原良子議員の質問にお答えをしていきたいと思っております。

まず奉仕団のみなさん方が日夜献身的なご努力をいただき訓練をし、一朝有事の際には出動をいただいて歴代、暦年、歴史と伝統の中でさまざまな功績をそれぞれに出していただいています。心から感謝を申し上げます。このことにつきまして組織とかですね、今言われました運営について町長見解ということではありますが、これあくまで自主的な日本赤十字社という形の中から進んできておりますので、町長権限の中で分区長、充て職にはなっておりますけれども町長権限の采配の中に奉仕団があると、町の団体の中にあるんですけれども直接そういうことでなくて上部団体があるということでもあります。日赤、赤十字いろんな言い方があるわけではありますが、長野支社がまずありますし最初は郡からありますけれども郡もあ

りますし長野支社もありますし日本赤十字社、ひいては世界の赤十字というふうに結びついているわけでありまして、それから縦系列に入ってきたものでありたまたま町長として分区長を努めるということになっておりますし、その中で奉仕団の組織ができ上がってきているわけであります。町からこうなさいとか、町の全て組織の中の意向で定員をこうなさいとか運営をこうなさいというふうなことではありません。あくまで赤十字社全体の流れの中での組織運営であり、またいろんな方法もやり方も各市町村特色があるようでありましてけれども、辰野町は辰野町らしく伝統と実績の元に現在の組織があり、委員長さんを始め各分団では分団長を置いて、部長あるいはまた班長制なども取られて組織運営をなされてる。このように理解をしているものであります。ご理解をいただければと思います。

○永原（3番）

現在、今町長のおっしゃったように上部団体だと思っただけですけども、いろいろ決める時点ではそういう決議機関である上部団体と役員さんが決めると思っただけですけども、実際各分団に入ると団員の確保がとても困難になっていましてそういうことについてなかなか、団員の中とか議論する場所がないって言うかそういう意見がとおっていかないところが現在あると思っただけですが、そういう点についてはどうでしょうか。

○町長

町にいろいろさきほど言ったような奉仕団の精神に基づいての活動のおかげで、住民始め辰野町全体がその点におきまして大変にお世話になっているという立場であります。団員確保あるいはまたそういったことに対しましてももちろん、聞き及んではおりますけれども、あくまでこれは辰野町の場合も委員長さん中心に幹部会、全分団集まった分団長会などもありますから、その中で毎回こんなような問題ここで新しく初めて出たわけではなくて今言ったような社会体制と言いますか、女性の社会進出、あるいはお勤め、あるいはまた高齢化、人口減などのいろんな理由によって定員割を来しているという、定員割と言いますか定員が決めてあるんでしょうがそれが少しずつ下がりつつあるという現況だということは認識いたしております。これに対しましてどういう組織、あるいは何人ぐらいが適当かとそんなようなことに対しましてはやはり主導権は奉仕団そのものにあるということで、相談があれば応じてまいりますけれども、そちらの方の幹部会の方にお任せしたいとこんなふう

に思っています。以上であります。

○永原（3番）

奉仕団のあり方っていうのが、各団員に配られている中でも自発性と主体性の尊重っていうことで、「奉仕は本来個人の発意によって言わば自らの使命として行われるべきものであるから、奉仕団活動もまたできる限りそのような自発性と主体性が活かされるよう常に団員の十分な理解と協力の下にこれを行うものとする。」っていう奉仕団のあり方にも謳われていますが、現事態では「どうしても順番で来たから。」とか「断れない。」とか、私のところにも「団員を5年間やってまた新たに何年か経って役員が回ってきたんですが、共働きだし仕事もとても忙しくてなかなか役員がきたんですけれども受けられない。けれども何回も何回も頼みに来られるので断りきれずに受けた。やっていけるか心配だ。」っていう声が寄せられています。ホントに自発性と主体性を尊重してもらいたいんですが、今の段階ではなかなかそういうふうにはなっていない部署があると思います。「各分団の定員、特に山間部や農村部などの分団定数の見直し。」「長期間長いところでは団員が5年、4年やったりし尚かつ高年齢での再入団ということがあると思うんですが、そういうことは避けて欲しい。」ってことも寄せられています。また「団員の団活動は私はむしろ地域における活動を重視して平日の昼間における有事にも万全を期して貰いたい。」っていう私の思いもありますし、そういう声も寄せられています。こうした声に対して「以前団服議論で見られたように組織の中でも一定の議論をされて改革も行われてきて、服装なんかも帽子になったりワッペンになったり日々変わっていると思いますけれども、現段階でなかなか団員が集まらなんだりしてなかなか大変だと思いますので、その点をもう少し組織の中で決議機関である委員会で話していただきたい。」っていう意見が寄せられていますので、今後話していただきたいと思います。

次に今後の奉仕団活動のあり方について質問します。今後更に奉仕団活動の発展を図るために、今現在地域の自主防災組織の中にあるいは、現在それを進めている所ではその過程で奉仕団の新たな位置付けをして自主防災組織の救護、給水活動などの中核として活動を展開していくこと、具体的には県下でも一部の地域奉仕団で取組んでいるように定年退職者などの男性の入団や、OBあるいはOGの再組織化

などによって組織を再編するとともに野外における炊き出し訓練、救護訓練などの実践的な訓練を地域住民の模範となって活動していく、っていう活動方針を持つことが私は必要だと思います。奉仕団活動の基本、地域自主防災組織における位置付け、魅力ある奉仕団活動への改革も全て含めてですがこういう自主防災、今現在辰野町でも進めているわけですがけれども、そういう点について私は自主防災の中でいかに奉仕団の人が関わっていくか、そういうことをもう少し話し合われていくべきだと思いますが町長の考えはどうでしょうか。

○町長

今の再質問の当初の方にいろんな序代時代編制に合うようなふうに変更して貰いたいとか、いろいろ団員の声があるからそれを話していただきたいということですが、さきほどから言いましたように町で決めているものでありませんので、そのお声はご自分から我々からももちろんお話いたしますけれども、奉仕団の幹部会の方へお話を願いたい、そこで決めてくものであります。町は関わってご苦労願いますのでほんの僅かでありましてけれども、若干の予算付けとまた町長自身はくどいようであります、充て職で分区長という形になってきているということでもあります。よく組織の成り立ちなどをご理解いただかないと、これちょっと平行線になっちゃうかなあと思って、悪い意味の平行線じゃないんですがお気持ちは分かりますので、お伝えはしていきますけれども、是非ご理解をした上このようなお話をしたいとこんなふうにも思います。自主防災組織の件であります。これは町の方で区長さんをお願いをして、できるだけあちらこちらに地域的に自主防災組織を立ち上げていただきたい。これに對しましては大災害、自然災害もいつ起こるか大災害も実際に来たわけでありまして、来ないとは限りません。地震もありますし大火災だってあるでしょうし、人的なもの自然的なものいろいろのことが心配されます。そういう中で消防団員のまた昼間、昼間出動がなかなかできにくい他所へ勤めてる方が多いというふうなことであります。なお訓練に對しましても、土日我々の頃でしたら、例えば土日を取ればだいたい集まったということではあります、今の企業などの国際的な競争力に勝ち抜くために交代、3直とか4直になったり、土日だって休みとは限りませんし、逆にまたウィークデイが休みの人もあるだろうしというふうなことでなかなか集まりづらい、こういう中ではさりとて訓練された消防団員が一番有能ではありますので、消防署と相まってその人たちが来るまでは自

主防災組織の中で点検をし、あるいはまた一朝有事には可搬ポンプあるいはまた自動車ポンプなども出動させていただいて、そして初期消火あるいは初期災害対策、対処などはあたって欲しい。団員が来たら交代して行っていただきたいとこういうなこと主旨の中で作られてる訳であります。そういう中で奉仕団のご質問にありますみなさん方がどのように、参画していくかということではありますがこれも町からこうしなさいということじゃありません。区長さんの元で奉仕団のみなさんはこの中の位置付けに入って欲しいと、あるいはまた各組にありますから組の方の出動で結構だとか、あるいは団体の中で勘弁して欲しいとかPTAとかいろんな組織もありますので、その方は防災組織の中でこの位置付けとこんなようなことありますから、さりとてあんまり自由にされても混乱を招くことも各地で区によって全部違ってはいけないので、町の方でお伝えをしてコントロールはしていく。コントロールと言いますか情報を提供して、一番模範的な良い自主防災組織ができあがった区などの例などは町の方が掌握できますので、お話申し上げて各区で決めていくと、こんなような中での奉仕団の位置も考えていただきたいとこんなふうに思います。なお奉仕団ということに對しましてのさきほどお話がありましたけれども自主性、主体性を持って加入し行動する。これはあくまでボランティアのこれは定義付けの中にあります。正しいかと思います。しかし奉仕団はこれだけではないですね、もっと人類愛など成り立ちからやってってみますと、下手するとこの義務性もですね自分はやらなきゃならない、使命感などにも基づいております。必要性よりもっと強いものであります。その気になったらそういうことをし、その気じゃないときはちょっと止めてとこういうふうなことでなくて、ずっと人間生き様の中で地域を暮らしていくための中の精神というものはもう少し強い確固たるものが、芽生えているということでもあります。参考に分団長会などで奉仕団の分団長会などでの話題、感度どのようなレベルでこの奉仕団のあり方を捉えて、協議しているかということなどを探ってみていただくとよく分かるかと思います。単なる自由に参加し自由に止めてくこういうものでもない。組織構成上逆に住民も、辰野町の住民も期待感を持っています。本人たちも使命感を持っています。こういうところが単なるなんですかね、まるっきり自由のボランティアもそういうことで非常に大事なことなんですけれども、それとちょっと違った面を持っている、もっと強いものである。そんなふうなこともちょっとお考えをいただきたいとこんなふうに思っております。したが

いまして大勢で組織で動きますので、組織を動かしてやっていくには、統括統一性を取らなきゃなりません。したがって女性の私どもがなんで「おいっちに。」「おいっちに。」でやるのかなんて声もあるようですが、分団長会の中ではやはり規律厳正、行動命令系統、これを取ってないと一朝有事ではなかなか統括的な能率的なしかも敏速な行動ができない。そのための訓練であるというようなことあります。さあそのことにつきまして、消防団でも折々そんな話も出るわけでありませけれども、一番大事なところはその奉仕団に入り込んで勉強された人、勉強しつつある人とそれから今度は奉仕団の団員として交代番かどうか分かりませんがそういう所もあるでしょうが「今度なってください。」って言った奉仕団の入り口にある人、このギャップというものは相当あるんじゃないかと私は思います。現代的な流れの中では良いことじゃありませんけれども、大都会でも良く見られますように隣の人は何をする人ぞ、おかまいなしとこういうふうな気風も世の中には出てきております。さきほどの奉仕団の精神は全く別のものであります。したがって奉仕団を若くて理解する人、入り込んで理解する人、あるいは入らなければ分からない人、いろいろ様々です。しかし様々な状態で入り口へ来てしまいます。「入ってください。」その時に非常にギャップが出ていろんな問題も起こってこようかと思っております。しかしその中で入り込んでいただいて、組織の中に入り勉強し、救急法も勉強し炊き出しその他緊急出動に対します必要なことなど訓練して、また奉仕団の信条なども何回も読んでいるうちに、あるいはまたデュナン、デュナンっていうんですかね一番最初に世界で赤十字を起こした方、この発想何が原因であったのか、一つの戦争を見てその戦争が終わった後その荒れた所に大勢人が亡くなったり、荒廃している所の中でどうすべきかっていうような一つの哲学的な発想ですね人道上、人類愛。これに基づいたっていうことはそういうところにあるわけです。したがって確かに今の現代から捉えますと、議員おっしゃるとおり非常にギャップがありますので、そのギャップをどういうふうに埋めていくか、まずは入って貰って訓練して分かってもらう。そういうふうなことも大事じゃないかなと思って、また委員長さんの方へもお話を申し上げたいとこんなふうに思っております。したがって自主防災組織からあるいはまたこんなような要望がありますので、話していただきたいとかいうことは委員長さんの方へもお話をいたしますし、我々も全く関係がないわけじゃありませんのでそういう観点から考えてはみたいと思っておりますが、さきほど

言ったように本当の根底を掴んでいただく、しかし掴む時期が問題、私はどちらでもかまわないと思うんです。とにかく「入れ。」って言ったら入っていただいてもやっ
てるうちに分かっていただいても結構ですし、幹部になって分かってもらっても結構
ですし、最初から分かっていただけたらなお結構とこんなようなことであり
ます。以上であります。

○永原（3番）

今町長がおっしゃったようにその入る時にギャップがあるっていうのは、本当に
そうだと思います。ですので私は今です辰野町も2年前の災害があったり、その
前に水道に油混入の事件があったり、本当に前に比べてそういうことが辰野町で起
きてからは身近に感じる人がすごく、何かがあったら動かなきゃとかそういう住民
一人ひとりの気持ちの中にそういう助け合いって言うか何かあったら助けていこう、
そういう気持ちは以前に比べて災害も身近にあったりしたりして増えていると思
います。ですので私としてはそういう奉仕団っていうものの位置付けなんです、本
当に入る時にとっても大変で、入ってからもそういう小学校の低学年とか保育園のお
子さんがいても、何はともあれそっちを優先にっていうことで言われた時期はとて
も大変だったとか、今は段々そういうふうには緩和されてきたみたいなんですけれ
ども、一主婦が女性が主婦って言うか女性が外へ定期的に出て行くっていうことは、
とても大変だっていうことを言いたいんです。それで本当に今後こういう自主防災
や何かが進んでくれば私は地域の中で、もう少しそういうやって地域で練習したり
して、大きい町に出て行くっていうことは極力縮小して団員全員を招集しての訓練
や式典なんかは極力縮小して行って、分団を基礎に地域活動への指導や援助を主に
していくことが、これからの奉仕団活動には大事じゃないかなって私は強く感じま
す。現段階の団員の心身両面の負担も軽減していくことも大事ですし、そういった
活動の積み重ねによって地域社協の結成ないしは発展を担う核としてもがんばって
行って貰いたいっていうことがありますし、地域に密着してきて魅力ある奉仕団活
動をしていけば男性の方も入って貰ったり、そういうことに魅力を感じてやりがい
を感じて若い人にも入って貰うっていうことがこれからの奉仕団には大切では
ないかなって思いますが、その点はどうでしょうか。

○町 長

何か町が招集して奉仕団を運営しているように取られるような話ですが、さきほ

ど言ったように非常にここんとはオーバーラップしてて難しいところではありますが、そうでないってことをまず原則的に思いをいただきたいと思います。しかし町も関わっていますのでそういうような運営他、奉仕団の方にもお話しますし、また永原議員自体も奉仕団の方へもご活躍されたか、これから入るのかあるいはまた友だちもいるでしょうから、また幹部の方へもお伝え願えるようにしてかないとこれはちょっとどうしても町だけつついてみてもどうなるものでもない、こんなふうに思います。しかし言っている意味はよく分かります。非常に出て行くのが大変であると、地区で分団を基軸にしてその中での活動にした方が良いだろう、それはそうなんですけれども出て行くのが大変なら、地域出ても大変でしょう。ただ若干時間が早く帰れたり早く目的地に着いたりというふうなこともあるでしょう。それで町全体に出てきていろいろする大会があるとかいうこと、しかし切磋琢磨の中でスキルアップを図り能力向上を図るには、同じ中で見ているよりも大会的な所へ来てさらされた方が自分の実力も出るでしょうし、位置付けも分かるでしょうし競争心も出るでしょう。去年、今年と県大会は救急法やっているんですが辰野は、一応訓練限なく大勢の団員が覚えるという目的のために県大会でなくて町大会まで、来年あたりからまた県大会行くのかもしれませんが、というようなことで適宜そういった良い大会も使っていないと。それは確かに大変かもしれませんが。大変ですけれどもそれ以上に期待感もあるし使命感もあるし、まずは人道博愛の精神に基づいた中で、知恵を使ってあまり家庭内にもご迷惑かけないようにご努力をいただきたいとこんなふうにも思うところでもあります。それぐらいのことでもありますので、是非一つ奉仕団のさきほど言いました幹部会の方へ声を上げていただければと、こんなふうに思っています。以上です。

○永原（3番）

私もまだ奉仕団には宮木に住んでますので、人もいますので回ってきませんが私の方からもそういう意見を奉仕団の方に言ったりしてきたいと思います。訓練で救急法習っとけばとても全然知らないよりも、知っているっていうことは大事だと思いますけれども本当に何かあった時はなかなかすぐ救急車を呼んだりしますので、実際に救急法を習ってても使わないに越したことはないんですが、使ったことはないっていう人の方が多いです。本当に私は大事なことは、何かあった時に訓練をしとかないとサッって行けなかったり、組織がないと指導の下にできないっていうこ

とはよく分かります。ただそういう訓練に県大会とか去年、今年は行ってないんですが訓練のそういう大会に出ることで夏なんかは家庭、子どもを持っている方が毎日体育館に集まって練習してとても大変だったとか、そういう現実が実際にあるので是非これからはそういう会議の方でも話合わせてもっと会議も少なくしたり、自己負担を少なくしていざとなれば本当に災害が起きれば、そんな奉仕団じゃなくてもみんな助け合うっていう気持ちは持っていると思いますので、今後そういう奉仕団活動にも魅力ある活動作りするためにやっていただきたいと思います。以上をもって私の質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位2番、議席10番中谷道文議員。

【質問順位2番、議席10番、中谷道文議員】

○中谷（10番）

それでは質問させていただきます。事前に通告してあります2点について質問をいたします。第1点目の質問は大型農業用水路の防災対策推進についてお伺いをいたします。18年7月の豪雨災害また本年度のゲリラ豪雨等に例を見るとおり、町内の大型水路の豪雨による災害が多発しております。特に新町神戸地区の中井筋のJRの飯田線の転覆事故の例や、東天竜赤羽樋口地区における水害及び水路土手の崩落事故等は記憶に新しいところであります。また今後に大きな課題も残っておると思います。そこで質問に移らせていただきます。まず責任体制及び町の指導の実態は、また災害予防のための制度事業等の導入や支援対策について町の基本的な考え方についてお伺いいたします。

○町長

もう少し、いくら対面質問なっただとしても質問の本当の意味が分かっていたかと、分かっているってこっちが分かるのもっとありがたいですが、しかしご本人からしてみれば大局的な問題を捉えたということでもありますから、そんなふうにお答え申し上げたいと思います。質問順位第2番の中谷道文議員の質問にお答え申し上げます。大型用の農業用水路の特に管理ということでもあります。今までのいろいろなお話聞いてみますと災害を踏まえたり豪雨を踏まえたり、ゲリラ豪雨もたまにあっ

たりとこういうふうなことであります。このことに関しましては農業用水路全て、町の方でこれは予算を出したりして直したり、造ったりしてきたものであります。もちろん区民のみなさんもそれから受益者のみなさん方も一緒でありました。そして町にも沢山の大型農業用水路、もちろん小型も小さいものもあるわけでありましたが、全てこれは管理する組合、区であるとかあるいは農事水利協組合とかいろいろな形の中で管理をお願いしているものであります。同時にまたそちらの方からもお話をいただいて適宜直す所とか漏水している所とか修復する所とか、そんなこともやってくのは町がその組合と一緒にやっていくものであります。以上です。

○中谷（10番）

それぞれ災害等適宜発生した場合適宜、状況を見て町の対応を進めていくということである程度の理解をいたしました。当初出ました「質問の意味が分からない。」ということでもありますので、これから逐次説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。それでは質問を進めさせていただきます。2点目の質問ですありますが管理の責任については、それぞれの水利組合が当然責任をもってあたることは当然だと私も思います。今回の中井筋の例を見たとき、町の責任体制また実質該当水利組合の責任が大きく問われております。町の水利組合への指導管理の実態や災害保険等の加入指導並びにその実態について、どのような推進を現在図っているか質問をいたします。

○町 長

再質問の方であります。さきほど一番最初に言ったのは問題が大きすぎてどこをご答弁したら良いのかなとこういうふうな意味が、もう少し明らかにして貰うと答え易かったっていうだけでこちらの考えですから結構であります。

それではもう少し細分化された質問だそうでございますのでお答えいたしてまいりますけれども、いずれにしましてもこういった水利組合他、管理をいただいて大事にせっかく造って通している水でありますので、大事に目的地まで豊富に必要な応じて必要量を運ぶとこういうことであります。そういう中で管理のことはさきほど言ったとおりであります、責任賠償保険とかそういったこともご心配のようでもありますので、こういったものには一応全部入っております。辰野町にあります13団体農業用水路、道路用排水などの補償であります。これはあくまでその水路で水路の中であるいは水路に関していろいろな工事やったりなんかする時、あるいは見立

てだとか、せぎ浚いとかいろいろあります。そういう時にケガをした場合とかそういったことに対する補償であって、今問題になってますああいった大問題に対します保険ということではありません。今後はまた町も今度は町全体の中で保険というような形もありますので、今回も今回って言いますかこの前の話でなくて、JRの問題に対しましては適合させているわけでありますので、今ご質問の場合はこういったことで用排水利の賠償保険ということで、その組合が全部誰かそこで転んで足を折ったので全額払うとかそういうことじゃなくて保険に入っていると。あるがためにそこに水路があるがための事故に対しますこの責任保険とこんなふうにご理解いただきたいと思います。したがいまして自然災害に対します補償っていうものはこの保険にはありません。ご理解をいただければありがたいと思います。あと課長の方からお答えいたします。

○産業振興課長

町の管理の指導の部分でありますけれども、本年度につきましては4月及び7月に区長会及び水利組合のみなさんに対しまして町から降雨時に対しましては、適正な管理を行っていただくよう要請をしているところでございます。以上です。

○中谷（10番）

今、町長のご答弁だと特別災害ということでの保険とかそういうものはないというようなご答弁でありましたけど、小さな水利組合で大きな事故ができた時に非常にその対応に苦慮するということでありますので、何かそういうようなものが考えられないかというようなことで質問したわけですので、また考えていただきたいと思います。それから課長の方からの答弁にありました管理体制については、それぞれ区長会なり該当地区にはその都度ご指導をいただいていると、こういうことですのでそれで結構でありますけれども、是非十分な徹底をしていただいて未然に一つでも未然に防止ができることが大変大切なことだと、不慮の事故ではどうしょうもありませんけれども、そういう点検だとか町全体がそういう災害予防のために注意を注いで管理をしていくと、こういう体制が必要だと思いますので引き続き強化をお願いしたいと思います。

続いて3番目の質問に移らさせていただきます。災害防止の未然の具体策について質問いたします。具体的な事例として申し上げますが、東天竜の水路改修については中山間地域総合整備事業の一貫として大幅改修工事がなされ、上流部について

はほぼ完全に近い域に達したかと思われませんが、下流部については農業用水路として設計されているため水幅もだんだん狭くなり特に赤羽、樋口両地区にまたがる地域では「重なる氾濫に対し早期対応を。」との要望が出されております。原因を分析しますと、危険水位や危険が予測される場合は通水を全面ストップし沢底川に放流対応しておりますが集中豪雨の多発化等気候の変化、水路より上部への住宅や団地の建設に伴い雨水の浸透率の低下や、道路舗装の完備、側溝の整備による雨水の流速や流量の増加、また山林の保水能力の限界等が原因かと思われております。水路よりオーバーフローによる氾濫及び災害が度重なっております。緊急策としては必要個所の対応はお願いを申し上げ対応していただいておりますが、今後早急に対応が必要な赤羽樋口地区を中心とした水路の嵩上げ工事、また緊急時の水量調節のための余水バケ等の設備の着工が早急に望まれております。また東天竜水利組合も財政的に極めて厳しい状態にあり何か良い制度事業等入れて実現できる手立てはないか、また町の協働のまちづくり等による資材供給や町の財政的な支援も考えられないか質問をいたします。

○町 長

詳しくは後で課長の方からお答え申し上げますけれども、農業用水路の場合はですねご存知のとおり、その沿線の中で雨があちらこちらから入り込むっていう計算はしてないんですね、頭首工からあくまで何tの水を分速何分ぐらいで取った場合にどこまで、そしてまた需要のとにかく水田ですね需要期にはどのくらい使うかこのことに基づいてこれもわざわざ天竜川から買うんですね。天竜川の工事事務所国の方のそこから契約をして買ってやってくわけです。したがいまして今どちらかと言いますと休耕したりですね、計算によって休む所はとにかく実際に自分でできなくなっちゃって田んぼ作らないとこういうようなことで、水が引かなくなるとその分は減らさなきゃいけないんですが、減らすというのはやはり管理の中で頭首工の方でずっと締めて貰うよりしょうがない。そのへんもあるわけでありまして。しがたっていずれにしましても、設計時に計算したとおりの水量を通すだけの例えば東天竜なら東天竜はそういう設計になってます。したがいましていよいよ雨が入り込んだり、また宅地もドンドンできてきたりしますとそこから舗装なんかしてありますと、今の水路の方へ雨水が流れ込んでしまうと、そういうことでもあります。したがいまして豪雨なんかの場合には是非一つ管理の中で大変でございますが、交代番

の中でやはり頭首工を下げて貰う、それから余水吐、一つこの間も造った所がありますけれどもそういった所も適宜管理組合の、水利管理組合のみなさんと話し合っ
てやっていきますけれども、余水吐を多くしたりしてそして対応していかなきゃな
らないと、こんなふうに思っております。なお嵩上げしないとダメだというふうな
所も中にはあるようでありますし、今議員さんもお心配されている所もだいたい検
討はつきます。ただ今の場合そこだけ嵩上げしますと、そこは通過しても今度は下
へ行って溢れちゃうというふうなこともありますので、全線的な問題にもなるだろ
うと、それであるならば他に良い案ないかというふうなことも考えてます。あくま
で自然災害の計算を断面積をしてありませんので、そういうなことが起こり得るん
ですが今後に対しては検討していきたいと。課長の方からもお答えいたします。

○産業振興課長

東天竜の水路改修につきましては、議員さんもお存知のように原田井頭首工の補
償工事の関係で平成10年から12年に改修が行われております。また平成12年から18
年度までは中山間の総合整備事業を入れまして東天竜の相当の部分を改修をしてい
るところでございます。後、県単の緊急農地防災事業というのがございますけれど
もこれも、辰野町1箇所ではございませんので事業採択が相当難しくなっている
ところでございます。そんなところも含めまして緊急度等を調査をした上、また
補助事業との細部検討をしていきたいというように思います。また財政支援等につ
きましてはご存知のように町単の農業用水路工事の場合地元負担は事業費の25%で
町が75%を負担をして工事を実施しておりますのでよろしくお願いたします。

○中谷（10番）

それでは只今、それぞれの質問に対しましてご検討いただいたり逐次考えていっ
ていただけるとこういう前向きなご返答をいただきましたので、この項の質問を終
わりたいと思っておりますけれども、防災対策の一環としての水路の整備については只今東
天竜の実例を申し上げましたが、東天竜のみならず町内の水路の総点検及び安全対
策等の取組みは、安全安心のまちづくりの上からも極めて重要な施策の一つと考
えられますので、町財政ひっぱくの折ではあり誠に申し上げづらい事項ではありま
すが、関係予算等の配分にも十分配慮され、前向きに検討、ご推進いただくことを強
く要望してこの項を終わります。

つづきまして2番目の質問事項に移ります。町内の道路整備の促進と取組みにつ

いての質問であります。本年度は待望の徳本水のミニバイパス化工事も着工の運びとなり、関係者のご尽力に敬意とご努力を高く評価しております。また羽北地区においては将来を見据えた羽北地区の道路網計画策定のための羽北地区道路懇談会等の立ち上げが見られ、国道 153 号線のバイパスや県道与地辰野線、春日街道先線などの道路網の研究、線引きが進みつつあるとの報道に接し、関係者各位に深甚なる敬意を表するものであります。さて質問に移りますが、1 番目の質問であります。辰野町が抱えている課題は病院を始め数々ありますが、その大きな課題の一つに道路網の整備があると思います。そこで質問です。町長の答弁をお聞きしますと「辰野町はボトルネックで地形的に大変難しい。また財政的に大変。」との返答であります。もうこのままでは対外的にも放置できないところまできているのではないかと考えております。幸い各地区での対策協議会等も動き始めてきており、時期到来かと思う次第でありますので町長の道路網整備に対する基本的な考え方と進め方について答弁をお願いいたします。

○町 長

それでは 2 番目の道路問題、町の基本的な姿勢ということでもありますのでお答えをしたいと思います。大局的に見まして今の財政事情でありますから、国道にせよ県道にせよ町道にせよ一応認定をされている道路に対しますバイパスなり、拡幅なり使い良いようにボトルネックにならんように通過交通を早く直すようにしていくに対しましては、あっじゃあれもこれも、これもあれもっていうわけにいかなくなってきた。そうかって放っておいてもいけません。したがいましてやっぱり集中していく。あれかこれかという選択をもって順序をつけてやっていかざるを得ないだろう。したがいましてやっぱり時間もそれだけ掛かるわけであります。さて 153 号線の大きなやはりボトルネックの 1 番の原因となっております。おかげさまで竜東線の方は一応大体開いてきていますが、今下町の平出下町の今度は歩道とかそちらの方へ着手していきたいと思っておりますし、できる所はドンドンやっているわけがあります。今 153 号線のボトルネックの解消につきましてちょっとお話を申し上げたいと思っておりますが、ずっと前にそれをバイパスなりあるいはまた拡幅なりという構想が出て、辰野町が着工しようと思ったことがあります。我々もまだ議員でもないもっとお互いにもっと若い頃であります。それに対しましてやはり入口と出口って言うんですが、どっちが入口か出口か知りませんが塩尻側は小野で、上伊那側っ

て言いますか箕輪町側は北大出で住民の猛反対があったと。看板まで立てて絶対ダメだというようなことでありまして、国の方も相当まで乗りかけて概算要求まで通した後だったろうと私は思います。それを地元の反対でできなくなったんで、これはまた付いたものをやらないっていうことは大変なことでもあります。したがって待ってましたとばかり伊南バイパスと伊那バイパスの方へ手が着いちゃいました。普通はこれは決まったルールだとか成文化されていることはないんですけれども、習慣的に一旦付けたものを外してしまうとちょっとした所でも10年間は絶対無理、あるいはまたそういった大きなものが住民の反対があってできないとか、進めるものが何かの理由によって人的な要因によってできないということになりますと、その換わりについた所、今言うところ伊南バイパス、伊那バイパスです。これが仕上がるまで絶対にこちらの方へ戻らないというような流れがあるようです。人は代わると言っても、ちゃんと記録が残っているんだそうですね。とってやりにくい所になりますので、さりとてそんなことやってりゃまだ20、30年掛かっちゃいます。伊南バイパスも伊那バイパスも。財政のこういった問題でありますからスピードも大分落ってきてますので。そうもいかないということでまずは改修ということで徳本カーブその他いろいろやってきたわけですが、ここで是非一つ辰野町のボトルネック解消をお願いしますということで、国なりの陳情をしてそして今やっているところであります。そしてまた二の轍をこれ踏んだら、これはあくまで行政主導でやってしまいますとまた住民のみなさん反対、またせつかく予算、概算要求あるいは調査費が付いた、これを飛ばしてしまうとこれは殆ど、なんよか言わんやになりますから、そういう意味で伊那建さんともお話を申し上げてこの進め方に関しましては、今、羽北地区でありますけれども、このへんが今後の道路問題に取り組む姿勢になってまいりますけれども、住民のみなさんと一緒になって話をしよう、言わばワークショップ形式、言いたいことはみんなで言えよう、みんなでもって大きな大綱の路線を決めよう。もちろん個人的な財産とかそういうことに掛かったりなるとかいろいろありますから、そういう各論に対してはそれぞれの交渉で結構です。大綱だけは一つ何かやろうと思ったら地元が大反対だったなんていうことのないように、一つ持ち上げていこうとこういうことで今やっているわけがあります。大きな改革を要する所、徳本カーブを真っ直ぐにするぐらいの所は良いでしょうけれども、やっぱり路線を変えてどうもって行く、非常に路線

変えても造りにくい所です。非常に狭隘な所でありますので。例えば小野の雨沢なんて上伊那で一番狭い所ですから、あそこをもしバイパス抜くならどういうふうに道を持っていったら良いのか場所がない。じゃやっぱり今の国道と相乗りかといろんな話が出てくるわけでありましたが、そのへんもまた小野のみなさん方と話を一つする中で路線を一応決めてそして住民一丸となってくどい話ですが、各論はともかくですよ総論は住民一丸となって国の方へ、更にまた押し進めて道路をボトルネックならんように解消できるように進めていきたいと、こういうのが現在の私の町の姿勢として道路問題に取り組むいろいろな方便も一部あるでしょうし、方針でもありますし、一つの政策でもあると。以上であります。

○中谷（10番）

只今町長の方から道路の関係につきましては前向きに行政へもアプローチしながらまた、地域の住民のご意見を聞きながらまとめていくというような前向きなご回答をいただきましたので、大変理解をしているところでございます。質問を続けます。次に少し具体的な質問に移りますが、1点目は与地辰野線の終点部分の計画に対する赤羽地区の対応と見通し。2点目は辰野都市計画道路、新町赤羽線の整備推進の現状と見通し。3点目は荒神山公園への道路アクセスについて。この問題につきましては荒神山公園への大型バスの乗り入れが不便との多くの意見を聞いておりますので道路アクセスについて町はどのようにお考えか。4点目辰野都市計画道路の中には踏切だとか、架橋等難題の多い路線もあり見直し等も考えられるのかどうか、以上4点関連がありますので続けて質問いたします。よろしく願いいたします。

○町 長

それでは道路問題に関しまして特に竜東、赤羽地区に関します問題であります。具体的なお話でありますので、また課長の方からもお答えを申し上げていきたいと思いますが、いずれこの道路に対しましてやっぱり路線変更しなきゃならん所もおそらく出てくるだろうと、今この3番目にありました質問のですね、都市計画道路などの変更も考えなきゃならんだろうと、時代にあったようにまた今の実情にあったように変換しなきゃならんだろうと、これは住民のみなさんが納得いただいて区長さん始め、で町もそういう姿勢になった時には路線変更は簡単には普通はいかないんですけれども、県の方へもお願いをして変えていくことは可能かと思えます。

大きく今役場の前を昔の信州飼料の方へ行っている道も路線変更して今の道路になったわけでありますからそういった必要性、無理からぬ必要性が出てくればあるいはまた経費的に大分安くなるとかですね、そんなそれだけの1点だけじゃ無理ですけどもそんなことも考えていかなきゃならないというふうにも現在は考えているとこであります。また都市計画道自体の問題に入ってまいりますけれども、なかなか都市計画道路、辰野町はいろんな所いっぱいありますけれども、やはり絵に描いた餅になっているのはご存知かと思えます。しかしその中でも都市計画審議会の答申を受けてやらなきゃならんということで、だいぶ進んではいるんですけどもやっていない所も多々あると。これにはやはりどうしても財政事情なども非常に関連してくるということでもあります。それでできるだけ町のお金を使わなくてやれるようなものなどは、さきほど言った与地辰野線の方の話などはそのとおりであります、やはり地元の住民のみなさん方のご理解がいただけないと、いつの間にやら原因があってそこで止まっているにもかかわらず、そのことを忘れちゃって町がちっともやらんところというふうになってっちゃうんですが、でも地元のみなさん方ご存知でありますので是非一つさきほどの北大出、羽場の羽北の話じゃないですけども研究委員会も実はあるんですね赤羽には、道路研究委員会。それを立ち上げていただいてそして道路っていうのはそこだけ造りゃ良いんじゃないなくて、やっぱり接続しますのでそちらの方の区のみなさん方にもお話を申し上げ、誰かやはり参画願って整合性をとって向こうはこっちだ、こちらはこっちだと要するに整合って合わなくなっちゃいますんで、そういうなことでルート変更も考えて早く着工できるように地元でもご協力をお願い申し上げたいと、こんなふうなところであります。課長の方から詳しくお答えいたします。

○建設水道課長

それではご質問に具体的な部分について、お答えを申し上げたいと思います。ご質問にありました荒神山公園のアクセスの不具合でありますけれども、今回の城前橋の架け換え工事に伴いまして荒神山公園に入る侵入道路につきましては、短い区間ではありますけれども歩道のついた2車線化を計画をしております。また中央道のボックスの東側の部分であります、一部道路の擁壁の破損等がありましてここで地主さんのご了解をいただいて拡幅、2車線の拡幅の予定をしております。なお都市計画道路の見直し等につきましては現在10路線ありますけれども、時代の変化

によっていろんな問題が出てきております。ご指摘のとおり鉄道河川等もありました。見直しは時期を見て必要かと考えております。以上です。

○中谷（10 番）

ちょっと質問の順序が変わってしまいましたが、重ねて質問をしたいと思えますけれども、町関係当局のお話では羽北地区における道路網計画については3月頃までに住民の考えを取り入れた実現性の高い計画案が出そうとのお話を聞き、期待しているところであります。羽北地区以外との連動性も視野に入れある程度全町的対応をしていく必要があると考えられますが、その点につきましてどのようにお考えですか。お伺いを申し上げます。

○町 長

今お話がありましたように、羽北の方は早めにもうここ大分練ってきておりますので、路線住民要望決定という形を持ち込んでいきたいと、それに関しましてやはりその道路の大綱ができますとさきほど言ったように、相相橋渡って樋口の方の関係、あるいは新町の関係あるいはまた箕輪町の方の関係も実は出てくるでしょうし、あるいは先線がずーっとそこん所良くても、どちらでもなったとしてもその先行ってダメになってしまっていていけませんので、やはり沿線上のみなさん方のご理解をいただく中で道路問題を細部まで、それを受けた後決定をしていきたいとこんなふうに思います。早めに決定しないとドンドン予算が付かなくなってしまうばかり、あるいは遅れるばかりってこれは事実上あります。しかしあんまりこれ焦ってですね、さきほどのようなことやってしまうとまた止まってしまう、狭隘な土地で非常に道路の開け方、非常に難しいだけに個人のみなさん方にとっても大事な土地でもあるわけです。財産的な土地でもあります。このへんをやはり一人走りがどちらかが進み過ぎないようにということで、イギリスがやっていますように公共全て優先でちょっと話ダメだったらドンドンと強制執行だからってこんなことのないように、ご理解の元で進めるように努力をしていきたいとこんなふうにも思っているところであります。課長の方からもお答えを申し上げたいと思います。

○建設水道課長

今町長お答えしましたように羽北地区においては、おかげさまで3月を目処に計画の作成が進んでいるところであります。この策定の動きについては非常に注目をしているところであります。それと関連した部分につきましては、今町長お答えし

ましたようにそれぞれの地域によってその成果を見ながら、ご相談をしていきたいと思いますので是非地域のみなさんもそれに向けていろんな考えを出して欲しいと思います。以上です。

○中谷（10番）

以上で質問を終わりたいと思いますけれども、逐次粛々とそれぞれ必要な箇所から進めるということで、前向きに取り組んでいただける町長並びに課長の姿勢をお伺いできまして、大変理解をしているところでございます。前向きなご答弁に対して敬意を表するところでございます。今後の活動というか考え方ではありますが、さて最後になりますが、荒神山公園と伊北インターチェンジは辰野町にとって大きな宝物であります。これに連動した道路網整備は、農振指定地域の多い南部地帯ではありますが、整備の暁には大いなる辰野町の発展の布石となるものと確信をしております。町長の道路問題取組みについて、今後一層の精力的な取組みをご期待申し上げ質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位3番、議席11番岩田清議員。

【質問順位3番、議席11番、岩田清議員】

○岩田（11番）

アメリカから端を発しました自動車産業ビッグ3の経営行き詰まりに代表される未曾有の世界同時経済不況は、我が国におきましても本年度すでに31件の上場企業の倒産、そして派遣切りと呼ばれる非正規雇用の労働者の失業は、来年3月には3万人に及ぶと推測されます。正に内憂外患の師走になりました。地方政治の末端を担っているものとして活動に身を引き締めているところであります。それでは通告にしたがいまして質問させていただきます。

まず町民の間というか国民の間からもいろいろな声が挙がっています定額給付金について質問いたします。去る11月28日、総務省は総額2兆円になる定額給付金につきまして都道府県に具体的に説明されたという報道がありました。まずその概要についてお聴きしたいところでございますけれども、この件につきましては成瀬議

員がですね後で給付金の性格や支給方法について質問されることになってますので重複を避けまして2点か3点についてお聞きします。まず実施されるとしまして、その時期と当町では総額いくらになると予想されますか。

○町長

まだ揺れ動いて説明はあったって言いますが、一応概要だけは聞いておけということで通達が出て県の方へ担当課が行ったということでありまして。これが時期もやっぱり本当は年度内って言いましたが、年内って言いましたが年は無理で年度内だろうというふうにも考えております。さて2月か3月かというところでありまして。12月1日付の辰野町の人口が丁度2万2,220名ということでありまして、それから割り出してまいりますと辰野町では総額が3億4,600万円ということでありまして。以上であります。

○岩田（11番）

今3億4,000万という概算の予想額をお聞きしたわけですがけれども、この給付金については大変経済効果があるかどうかは賛否はございますけれども、実施された場合ですね、それがですね貯蓄などに廻っては意味がないと思います。私がここで提案したいのはですね、商店街活性化のために地域振興券やクーポン券で配布する方法が検討できないかと、こういうこととございます。12月3日付の毎日新聞によれば北海道でございますけれども牛乳で有名な興部（おこっぺ）町では、町が町商工会の商品券1枚1,000円を購入して年末の暮らしに役立つよう提案、臨時議会で「緊急生活支援対策事業」として予算として可決しました。まあ先に配ってしまったということとございますけれども、そういうことがですね検討する可能性があるかどうかお伺いします。

○町長

前置きをさせていただきますが、あくまで現状での判断というふうにお持ち、お持ちと言いますかお分かりいただきたいと思います。今は本当にどんなふうに変わっていくか分かりません。現状では大変ご指摘のとおり良い案ではありますし昔、前に公明党さんの指導でそれが法案が通りました地域振興券っていうのやったことがあります。平成11、12年だったかと思います。それはあくまで振興券でありますので、指定した所しか使えませんし同時に預金するわけにもいかないということでありまして。今度の政策の目的自体がこれは生活支援でもありまた経済対策と両方兼ね

ていますので「はい、ありがとうございました。」つって銀行へあるいは農協でもどこでも良いですが預金してしまっていては意味がない。それで私どもは希望的にですね、そういった3億4,000万円ってまあ今が非常に苦しい中ですからとてもありがたいお金でありますので、それを一括町に出来ないかなと思ったこともあります。それでみんなで話し合っただけで住民のみなさん方のために一項目でも良いし、ご分配でも良いし各地域ごとでも良いから本当に望むものをやっただけで、これは預金しなんで全額使えます。そういうことで目がとおるところでありますので良いかなと思いましたが、そういうことでなくて個人分配の方に今んとこ入っていくようであります。したがってそういう貯蓄したんでは意味がないというそのへんまでチェックでききれない、というところありますので本来は使って貰うようにしないと本来の意味ができませんので、良い案であります。現在は、ま一回現金でもって現金なりであるいは口座なりへご本人の方へ支払うというのが立て前のようにあります、現状。それから後は2割増しの振興券を買っても良いですよってというようなことをやればですね、じゃその2割増し分の方を誰が持つかっていうと町が持つ、これはえらいことだなあと思っておりますが、町もこの事務手続きでとっても大変です。町の職員を時間内に使っていると1銭もきませんし、時間外に入った分とあるいは臨時を雇った分だけが入ってきます。それでどこまでチェックができるのか、毎年あるんならそういうシステムを組みますけれども、1回こっきりであってもうはっきり首相がいつまでいる以上は、1回こっきり以上はないでしょう。また1回もどうなるか分かりませんですけども、やっただけでそんなところであるとこんなふうに解釈いたしておりますので、良い案ではございますが一応現在は無理というふうに判断いたします。

○岩田（11番）

今国の方の考えとしてですね、個人配布ということをお聞きしました。そして町長の方からですね、地域振興券にするなら例えば辰野町はほたるシール事業協同組合なんかありますけれども、そこへですね振り込まれた証明を持って行けばそれと2割増しの商品券と交換していただくというような方法もあると思いますので、検討していただきたいと思っております。ところで個人配布ということになりますと、高額所得者は止めて貰いたいとか、受け取りを拒否することもできるわけですけども、私は自分ではありがたくいただきまして、地元の個人商店でですね冬ですね生活

必需品でも買いたいと思っておりますけれども、ちなみに町長もしいただけたら 2 万円だと思っておりますけれども、どういうふうにする予定でしょう。

○町 長

それは質問ですか？本当に？私は払ってないツケを払わなきゃいけないかなと思いますが、これは消費になりませんか。まだ考えては実はありません。以上です。

○岩田（11 番）

いずれにしてもですね、町の中にはお金が落ちるということですので、3 億 4,000 万の何割かでも落ちればですね、この商業が非常に不況でございます。また工業の方もですね、景気の方を引っ張って来たわけですがけれどもこの町にも押し寄せてきておまして、今までですね優良企業とされておまして所が実はですね、もう派遣切りをやってきまして私の所にも何人も相談がございます。しかもですね下請け企業のレベルの所ではですね「仕事がない。」という悲鳴が聞こえている現状でございます。もしですねこれが実施されましてですね、役場業務が多少煩雑になりましてですね、ここはですねズクと知恵を出し合おしましてタイムリーな政策を打っていただくことを指摘しておきたいと思っております。

給付金はこのくらいにしまして、続きましてですね 2 番目のちょっとこれ大上段に振りかぶりましてけれども「教育長に問う 8 つの教育問題」これ時間ができる限りできるだけ伺っていきたくと思っております。まず 1 番目 10 月 26 日発表されました日本政策金融公庫の調査によれば、2008 年度には小学生以上の子どもがいる家庭の見込み教育費は平均でですね、なんと世帯収入の 34.1 % に上っております。これは昨年度より 0.5 ポイントほど増加しているのみならず、特にですね年収 200 から 400 万円の世帯においては 55.6 % という高率になっております。この数字はいかにですね今教育費が子育て家庭の家計を圧迫しているかを物語っていると思っております。当町においての今の状況やそのへんの対応策についてはどうなっているのでしょうか。教育長に伺いたいと思っております。

○教育長

ご質問の件でございますが、家計に占める割合が何%かということとはちょっと計算が非常に難しく、その基準に合う数字が出てこないのでも申し訳ないわけですが、現在辰野町の状況を申し上げますと小学校の関係では給食費、それから学

年学級費、それからP T A会費、修学旅行の積立金というような学校へ納める費用があるわけではありますが、これらに関しては学校あるいは学年によって多少違いがありますけれども、およそ年間に9万円から9万5,000円くらい。それから中学校におきましては只今申し上げましたような学校徴収金が13万7,000円くらいであります。なおその他にもですね教育費といたしましては、例えば制服が掛かるとかですね運動着が掛かるとか文房具が掛かるとかノートや鉛筆などですね、そういったものはちょっと今のところへは含めてありませんけれども、学校で徴収する金額としては只今申し上げたような金額でありますので、家計費の50%とか70%とかそれほどは行ってないではないかというふうに考えております。なおこれに対しましてですね、さまざまな補助金も出しております。一番大きなものは準要保護家庭への援助、それからもう1つ特別支援学級就学者に対する援助。これを行っております。18年度19年度20年度の数字を申し上げますと、今の補助につきましては18年度小学生中学生全部含めて125人、19年度は142人、20年度は166人というふうに給付の人数が増えてきております。それからその総額につきましては18年度が800万円、19年度が910万円、20年度が1,100万円というふうに金額も増えてきております。なお全県や全国の支給率と比べてみますと町の支給率は県の平均に比べてみますと1%ほど低い支給率です。それから全国は非常に高いので全国に比べてみると6%7%、8%くらいは低い支給率であります。したがって今おっしゃいますような、この今申された数字は子どもが何人なのかもちょっとね、分かりませんが、町においてはさほどではないのではないかなということが予想されます。なおその他に全員に給付されるものとして演劇鑑賞の費用ですとか音楽鑑賞の費用これは半分ずつ町の教育委員会が持っておりますし、総合的な学習の時間に対する補助金、それから部活の例えば吹奏楽の大きな楽器ですとかね、というようなものは町の費用で買っておりますし、勝ち進んで県大会以上まで行く時には補助を出すというような補助をしておりますので、さほど今おっしゃるほどではないのではないかなというふうに理解しております。

○岩田（11番）

今教育長のお話を伺っている時ですね、当町はしっかり比較的しっかり対応しているなあということをお聞きして多少安心しているわけですがけれども、なおかつですね十分な窓口とそれから今後より一層そういう困窮の家庭が増えてくると考えて

おりますので、手厚い手当を考えていただきたいと思います。更にですねこれは教育補助という形の中ではちょっと奨学金の絡みになりまして、質は違いますけれどもですね、富士見町でですね次年度から町内の企業で働いている人や、町内に就職する意思のある町民を対象に通学する学校、例えばですねあそこには技術専門校、や社会人向けの大学院課程などの学費を補助する制度を創設しました。いずれにしましてもですね、若者が帰って来るようなですねそういうソフトの事業の上に目を向けていただきたいと思いますけれども、この点につきましてはちょっと町長にお考えを伺いたいと思います。

○町長

岩田議員の次の質問っていうことで、ソフト事業を展開するということは確かに若者がIターンUターンまた地元の仕事があった時に返ってくる時に帰って来易い一つのプラスアルファになるのではないかなっていうふうにも私どもも考えております。それにはいろんなソフト事業っていうことよりも、よりもと言うよりも一般的に分かりますのはスーパーがあったり買い物できたり、喫茶店があったりなるとかっていうようなことを言いますけれども、それ以外に一つのサークルの展開図書館の充実だとかまた休憩、休息のできる所だとか、また自然公園だとかいろんなそういった一部ハードが入ってきますけれどもそういったソフトが主体のものなどもこれからは考えていかなきゃならんだろうと、こんなふうに考えているところであります。以上です。

○岩田（11番）

今の町長が前向きな形で答弁されたので、頼もしく思ったんですけども先頃ですね、新しく辰野の町民になられて半年くらいの方にこの町の感想を伺ったところですね、非常に住みやすい町だと。ただ高齢者には充実したそういう政策があるけれども子育て世代から教育してる世代に対してまだ足りないんじゃないかというような話もございましたので、今言いました奨学金制度なんかも含めて家計、町の財政状態も大変厳しいと思いますけれども検討していただきたいと思います。

それではですね2番目ですけども、去る8月、大分県の教育委員汚職事件で県教委の現職教育審議監が逮捕されたという事件がございました。これについてですね教員の採用に不正があり、またあるいは昇進に袖の下が渡されていたなど非常にですね、教育業界の根幹を揺るがすような問題だったと思います。本来ですね子ど

もに試験とは公正な制度だと模範を示していただけるのが学校の先生の役目だったはずでございますけれども、この事件も含めましてですね教育長の所感を伺いたいと思います。

○教育長

只今ご指摘のあった点でございますけれども、議員さんおっしゃるとおり私も大変遺憾な問題だというふうに思っております。私が教員を初めてから現在まで40年近く経ちますけれども長野県におきましては、採用などに関わって金品が横行したということは私は今までに自分も体験しておりませんし、噂を聞いたこともございません。ただ先ほど言われましたように新聞で発表されました合否に関してですね、公式発表より前に発表を頼まれてしたという事例はあったというふうに聞いておりますが、それ以外のことはなかったというふうに理解をしておりますのでご理解いただければとこんなふうに思います。大分県の問題につきましては全国中がみんなそんなふうに遺憾に思っていることだと思っております。

○岩田（11番）

今教育長が触れられましたけれども、県教委の調査によればですねただ聞き取り調査の範囲だけでも過去10年でですね29人が事前合否の連絡を受けていたということが明らかになっております。これはですね議員からの問い合わせ、あるいはですね教員のOBからの問い合わせっていうことでそれが慣行としてあったようですけども、これを受けまして県教委は採用選考の改善策ということで透明化を図るということを改めて謳っておりますけれども、逆に裏を返せばですね今まで多少なりとも不透明で、癒着体質があったということだと思えます。今教育長が言われましたように長野県ではなかったというふうに信じますけれども、もっとですね今末端現場のですね、っと言ってはあれですけども各町村のですね教育委員会からですねそういう声を県や国へ挙げていくべきだと思っておりますけれども、教育長にそのへんのところを再度答弁いただきたいと思えます。

○教育長

県教委の方とさまざまな機会をとおして意見を言ったり要請をしたりする機会がございますので、必要なことは必要に応じてやっていくつもりでありますし現にこの問題以外の問題につきましても、いくつか要請をしておるところであります。また県教委の方でですね更に透明性を深めるためにですね、さまざまな改革をしてい

るところであります、20年度つまり今年ですね今年はまだ済んでしまいましたけれど、今年の採用それからまた来年の採用に向けて今までより一層透明度深めるために幾つかの改革をするというふうにあるいはしたというふうに聞いております。例えば試験問題や解答、配点を公表するというようなこと。それからですね採用の選考の基準をきちっと公表するというようなこと。それから成績の本人への開示をするということ。それから合格者の発表につきましては一切事前には応じずに一斉にホームページ上で受験番号を発表するという方法。それから選抜段階において不正が行われないように採点をするグループと採用を考えるグループを別に分けるという、情報が改ざんされないようなことを考える。それからその他不正が行われないような調査チームを設置するということ。また面接等に関わっては県の教育委員会の人間だけでなくですね、民間の人事担当者をお願いをして面接官に充てるというようなこともやっているというふうなこと。合わせまして長野県でも一層透明度を高めるそんな方法をやっているようであります。以上です。

○岩田（11番）

改善の方向が示されていることで多少懸念が払拭されたわけですがけれども、その採用試験がですね不透明という形の中ではないんですけれども、そのですねここんどこ新聞紙上でですね長野県の教員においてもですね、いろいろな不祥事が後を絶たなくて再三新聞紙上を賑わしていますけれども、教員の質の確保という点ではどうでしょうか。再質問したいと思います。

○教育長

採用時の質の向上につきましてはですね、いくつかのですね今までやらなかった例えば、採用時に模擬授業を行うというようなこと、で授業をやってみて良い人を選ぶ、今までこんなことやってなかったわけです。それから面接につきましても集団面接をやったりそしてまた別に個人面接をしたりと二重な面接をするというようなこと。そういうようなことで採用時に質の高い人を採ろうというようなことを工夫されているわけであります。それから更に現職の者につきましては研修を深めていくと、これはあらゆる機会をもって学校内から始め県教委の主催するもの、いろいろな機会を取って研修を深めていくということ。更に国の制度として5年目の先生に5年研修、10年目の先生に10年研修というのが現在義務付けられております。更にこれから先に教員の免許の更新という制度が出てきます。今まで一旦免許を取

ればそれは生涯有効であったわけでありませぬけれども、今度は10年に1回更新の講習を30時間ずつ受けないと免許が失効してしまうとこういう制度であります。それらを含めて質の向上を考えているところでもあります。町におきましてもさまざまな機会を捉えて研修に力を入れていきたいと考えております。

○岩田（11番）

いずれにしましてもですね、その改革に期待するところでもあります。

それではですね3番目でございますけれども「新学習指導要綱について」質問したいと思います。ゆとり教育の失敗と言いますか、からの脱却そしてですね「愛国心」の強調など新学習指導要綱についてはさまざまな問題点を挙げることはできますけれども、問題が多岐にわたりますものでそのなかで1つ、この要綱の中に「言語力を学習の基盤と位置付け、特に育成に努める。そのために、総事業時間数と学習内容の双方を増やす。」という一節がありますけれども、現在ですね現場の方はこれ授業時間増えたりして大変なんですけれども、そのへんのところの実情はどうでしょうか。

○教育長

およそ10年毎ぐらいに学習指導要領はずーっと改定されてきております。今回の改定は小学校においては平成23年度から完全実施をなささい。21年度と22年度は移行期間ですので少しずつスライドしていくと。中学においては21年22年23年を移行期間として少しずつ移行していく、24年から完全実施をするところというふうに決められております。今ご指摘の授業時間数についてはですね、現行の指導要領と新しい指導要領比べてみますと、小学校の1年生においては週に2時間ずつ授業時間が増えます。小学校2年生においても2時間、週にですね週あたり2時間ずつ増えます。それから3年生から6年生までは現在よりも週あたり1時間増えます。中学生も現在より1時間増えます。週あたりであります。それが全授業実数であります。各教科にわたってはですね、ちょっと沢山ありますのでここで一々全部は言い切れませんが、主として国語、算数、数学というような教科は増えてきます。理科も大変増えます。中学における英語も増えます。そうすると減るものは何かと言うと現在やっている総合的な学習の時間がずっと減ります。また中学校においては選択の教科というのがあるわけですが選択の教科がゼロになります。そんなことで要するにその生きる力と言われてきた総合的な学習の時間や、それから個性を育て

ると言われてきた中学校選択の時間、そういうものが減ってきて要するに教科の時間が多くなってくるとこんな状況があるわけであります。

○岩田（11番）

今ですね平成23年の実施という小学校でのプランニングをお聞きしたわけですが、私は素人でございますけれども以前議会の質問でもですね主張しましたように言語力というのがですね、あるいは国語力と言いますかが学力の基礎であり、最も私の経験で言えばですね読書、またその周辺、読書をするような環境を整えるということが大切であり、その読み書きの部分が最も今欠けている部分だと思いますけれども、教育長の見解とですね今学校での取組みについて教えていただきたいと思ひます。

○教育長

言語力大変大事なことだと思ひます。言語力がなければ算数の問題を解くこともできないと思ひます。社会も理科も音楽も理解ができないところがあると思ひます。したがって言語力はあらゆる学習の一番基礎になっていることであって、大変大事だということは理解しております。なお読書につきましてもですね、最近各学校で毎日あるいは1日置きとか朝読書の時間を入れるとか、あるいは小学校においてはボランティアの読み聞かせ活動を入れているというようなことで大変大切に考えているところであります。おっしゃるとおりかと思ひます。それから国語力ということに関しますと国語の授業実数はどうなるのかということにつきましては、今度の新しい学習指導要領におきますと、小学校の1年生から6年生までの間に国語の総時間数は84時間6年間で増えています。それから中学校において3年間に国語の時間は総時間数にして35時間増えております。したがってこの学習指導要領においても国語力を高めることは大切に考えていることだろうというふうに考えています。

○岩田（11番）

国語の時間がしっかり増えているということについて私初めて伺ったわけですが、4番目の質問になりますけれどもさきほどちょっと教育長の口から出ましたけれども学習指導要領の改定の流れの中で、2011年度から小学5年6年生で外国語、英語でしようけれどもが必修になっております。これに対して非常に不安を覚えている父兄の方も多いいと思ひますけれども、実際にはどのような内容になっておりますか。質問いたします。

○教育長

新しい指導要領が完全実施になる平成23年ですね、から小学校5年生と6年生に関して外国語活動というのが入ってきます。移行期間の21年度と22年度につきましてはこの外国語活動はやっても良いしやらなくても良いと、何時間やっても良いというふうになっております。新しい学習指導要領では年間にですね35時間、という週あたりにすると1時間ですけれども、外国語活動をやりなさいとこういうふうになってまいります。そこでこの23年度からはですね全校がそういうふうにしなければならないわけでありましてけれども、21年度と22年度についてはですねどのようにするかについては、一応町としてはですね各小学校統一した方が中学行った時に安心するんじゃないかということを考えまして、只今外国語活動をどのように入れるかを検討する委員会を作って、どんなことをどのくらいやるかを検討しておるところであります。現在まで2回検討委員会がありました、その中で決められていることは、21年度は各小学校年間15時間はやりましょう、22年度は年間25時間はやりましょう、23年度からは35時間決まりどおりにやりましょう、こんなことを考えているところであります。しかもですねこれは指導要領に定められているわけでありましてけれども、主に中学の英語をそのまま下に下ろしてくるということではないと。いわゆる文法であるとか読んだり書いたりという活動ではなくてですね、主に聞くこと話すことこれが主体になり、また異国の文化を取り入れるというようなこと、外国人に慣れるというようなこと、それから必ずしも英語でなくても良いわけですからそれはドイツ語でもフランス語でも文化を理解すると、国際理解教育ということについてはやっても良いわけでありまして。そんなことを考えているところでありますので、小学校のうちから英語嫌いにするようなことは決してしたくないというふうに思っておりますので、明るく楽しい外国語活動をしていきたいというふうに思っておりますし、更に外国人に慣れるというような外国語の発音に慣れる、外国人に慣れるというようなことも含めて考えますと、現在中学校にALTの先生ですね、英語補助の先生がいるわけでありましてけれども今までも小学校へ少しずつは来ていただいていたわけでありましてけれども、15時間5年生と6年生が来年度ですね、全クラス15時間ずつやるっちゅうことになる、とても中学のALTの先生では対応がしきれなくなりますので、新たに何らかの形でネイティブス、ネイティブスピーカーと言われている要するに母国語を英語にしている人を学校の小学校の

外国語活動の中へ入れていくことを予算化して考えたいなあとこんなふうに思っているところでもあります。

○岩田（11番）

そうしますとですね、私今続いている質問の中でですねカリキュラムにですね、ただでさえですね消化不良を起こしている多くのカリキュラムがあるわけですがけれども悪い影響を与えないかということですがけれども、今工夫しながらそしてまた予算付けも考えながらやっていただけるということなので、そのことについてはですね期待しておきます。

それではですね5番目に全国学力テストの結果、ちょっと旧聞に属しますがけれども8月29日に公表されています。去年は公表が10月下旬にずれ込み指導に活かさないという先生方の批判にも応えたものだと言いますがけれども、先日の新聞によりますと全国トップの秋田県へ最下位の沖縄県の先生方が指導方法について研修に訪れたと言います。信毎の報道によれば北信地方の小学校の教諭も校長の方からですね、この試験対策の指示をされたというような記事も載っていますが、70億円も毎年掛けまして一喜一憂する必要があるのか私は極めて疑問だと思います。全国唯一犬山市の教育委員会は拒否しているということですがけれども、実際にですね教育長のお考えとですねこのテストに関する、評価についてお聞きしたいと思います。

○教育長

全国テストに関しましてはですね、時間もありませんので端的に申し上げたいと思いますけれども、全国中の児童生徒、小学生は6年生、中学生は3年生ですが同じ問題でもって同一基盤の上に立って自分の力を見ることができるということは、他の機会にはないことでありますので、これは大変貴重な機会であろうというふうに思っています。しかも6年生の時に1回、中学3年生になってから1回どの子どもみんなそういうふうに2回ずつ受けていくわけでありますので、自分の成長の過程も見られることというふうに思いますし、また何よりも先生が自分のクラス、自分の子どもの教え方についてどのように反省をし、次の対策を考えていくかということについては大変これも有効なことだろうというふうに思います。更に国とか県とかですね、市町村の教育対策にどんなことが必要なのかを見る上でもこれは必要だろうというふうに思います。ただ今おっしゃいますように毎年こんな巨額を掛けてやっていく必要があるのかどうかということに関しましては、例えば他の方向もね

ないわけでありまして。例えば県でも県の統一試験を今年から抽出校ですけれどももやっておりますし、それも利用しようと思えばできます。それから一斉ではないけど市販の全国共通標準化された学力テスト、NRTとかCRTとか言われるようなものも、市販のものでありますのでそれも利用しようと思えばできないことではないというふうに思いますが、国がこんな金を掛けてやってくれていることですので、それを利用していくことが良いかなどこんなふうに思っているわけでありまして。なおやるかやらないか、犬山市は今やってない全国ただ1つの市ですけれども、今動きがまたあって反対をしている教育委員さんの他に賛成をする教育委員さんを教育委員会の中へ入れて賛成多数にしてやっていこうというような動きがあるというふうに聞いております。私には全国1、2の例外になるような理論武装はできません。というところでお許しをいただければとこんなふうに思っております。

○岩田（11番）

時間もまいりましたので、最後ですね8番までいきませんので6番と7番を一括してお答えしていただきたいと思っております。1つはですね「学校裏サイトについて」の見解と対策、それから7番目ですね12月2日にですね、長津芳（カオル）小平市立第6小学校校長をお迎えして講演いただいたコミュニティー・スクールですね地域運営学校とはどういったものか、でこの町で取り入れる動きがあるということですのでけれども、そのへんのところにつきましてですね解説いただきたいと思っております。

○教育長

最初の質問であります。携帯やインターネットによるいじめ問題であります。全国中で今大変騒がれているわけでありましてけれども、町の中学におきましても過去昨年だったかな、1件こういった問題が発生しました。これにつきましては早速に対応して現在解消をしております。また裏サイトと言われるものにつきましてはですね、過去にあったことは事実であります。かなりいろいろなものが書き込まれていました。それはプロバイダーに頼んで現在は消滅をしているということでありまして、また誰かがいろいろなパスワードを使って発生をさせているかもしれません。それは分かりませんが、現在さほど問題になるほど公のふうにはなっていないというふうに聞いています。またそれに対してですね、学校の先生方もそういうのがあるかどうか探りながら見ながらですね、注意を傾けていくというのが現在の状況であります。なお携帯電話の所持率につきましてはですね、全国平均長野県平

均よりも町の所持率は小学生も中学生も10%あるいは20%くらい多いのが現状であります。それから2番目のですねコミュニティースクールにつきましてはですね、今導入の考えがあるやにというふうに言われましたけれども、コミュニティースクール制度を導入しようという考えは私は持っていません。ただ現在立ち上げている学校支援地域本部という事業は現在立ち上げておりますので、町のさまざまな方々がボランティアとして学校の教育活動にいろいろな立場で関わっていただくということは大切に考えていきたいと思っております。コミュニティースクールっていうのはその学校運営協議会っていうものを設置して、その運営協議会によって学校が運営される校長と同等の立場でそれは運営されていくと、それからその運営協議会は教員の人事についても口を出すことができるというような制度になっておりますので、現在長野県の人事体制にはこれは非常に合わないことになっておりますし、するのでまた校長の主体性などの問題もいろいろ疑問が生じてきますので、町としてコミュニティースクールを導入することは考えていません。

○岩田（11番）

いろいろな問題を縷々（るる）伺ったわけですがけれども、いずれにしましてもですね、現在ですね教育が非常に荒廃しているとそん中でですね、親、地域、学校の教育力の低下が原因ともされてますけれども、我々町民がですね一体となってですね、子どもたちを正しい方向に導いていかなければいけないと思います。教育委員会はですね良識の羅針盤となってですね、我々への行く道を示していただきたいと思います。質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位4番、議席12番山岸忠幸議員。

【質問順位4番、議席12番、山岸 忠幸 議員】

○山岸（12番）

今回は2点について質問いたします。まず法定外公共物いわゆる赤線、青線と呼ばれる道路、水路に関してであります。今議会の議案にもありますが町が法定外公共物の所有者としてその管理責任に対して損害賠償を請求されるという現実があります。今回の和解の調停に応じるか否かは議会最終日に決まるわけですが、その結

論はともかくとして町としては今後もこうしたことが起こり得ることを想定していなければならないと考えます。質問の前にこの法定外公共物についてちょっと確認しておきたいと思います。

法定外という字のとおり道路法や河川法等の適用を受けない道路や水路のことであります。これらは以前は国の財産でしたが、平成11年7月8日に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が成立し、平成17年3月31日までにこれらの道路、水路をほとんど市町村に譲与するということになったわけでありまして。今回問題となった中井筋の水路もこうして町の所有物となったわけですが、それでは質問に入りますが、こうして町の所有物となった道水路ですが、国からの譲与を受けるについては民間の業者が国調の地積図や旧公図等により図面上で道水路を特定する作業をし、譲与申請をしています。こうしたことから町ではこれらの道水路の現状がどのようになっているのか、しっかりと把握できていないのではないかと思います。いかがでしょうか。また併せてこのような道水路の管理を今現在誰が、どのようにしているのか所有者たる町として確認しているのかお聞きします。

○町 長

それでは質問順位4番の山岸忠幸議員の質問にお答え申し上げます。いわゆるこの赤線、青線の問題であります。基本的には国の方から払い下げというふうに言い方は良くないんで譲渡されたというふうには私どもも言っているわけですが、現在使っているもの、使用されているもの赤線として青線として、これをいただいて使っていないものは国の管理というふうな基準で一応譲渡されているわけでありまして。辰野町では平成17年の3月31日付けで譲渡手続きを取ったわけですが、赤線とかですね、それから青線それからつつみなどもありまして合計1万7箇所という形でありますから莫大なものであります。できるだけ係員が飛んで行って分かりにくい所、図形上ではっきり分かっている所は良いんですが全部全く把握をしているとは言い切れませんが、一応机上、机上と言いますか地図上の中で把握したもの、あるいは現場で把握したもののいろいろあります。中には人の家の建たっている真ん中へ赤線が入っていたり青線が入っていたりということもあり得るわけでありましてけれども、さきほどの立て前でいくと使っているもの、使っていないもの使っていないものは国で管理だよってというような話になってますけれども、一応そういうことで一応町では貰い受けているところでありまして。これに関しましてでありま

すが一部やはり、区だとかあるいはまたいろんな個人所有とか開発などで譲って欲しいという所がありまして、譲り渡しをしたことがあります。譲りって言いますのはこれは時価、国で持っている時も当時大蔵省が持っていたから大蔵省のもので、青線を廃止して貰いたい、赤線を廃止して貰いたい、という申し立てやりますとその時のその場所の時価で国へお金を払って買い取ったということがありますので、現況では一応時価ということでありまして。しかし今後の課題としましてほんとに時価が良い正しいのかどうなのかというようなことも、検討はして若干科学的なことも考えていかなきゃならんかなあとと思いますが、ただ青線なんかの場合はその所例えば売ってしまうと廃止しちゃうわけですから、廃止したときに下流が困らないとかですね、事実上水が流れていないとか下流の同意が必要になってきます。また赤線でもあえていうとそういうふうになってまいります。そういった面倒なことはありますけれども、事実上売却してももう事実上替わりの水路が横にできているとかですねそんなことがあって問題なければ、そういうのは現在町で管理する中で売却も考えているというようなことでもあります。これは本当に平成17年から始まった新しい問題でありますので課長の方からも少し答えさせていただきます。

○建設水道課長

今のご質問でありますけれども、現況の把握であります短時間の時期であります。今町長答弁ありましたように1万箇所の数の多い中でありまして。図上の調査それから不明箇所等については現地調査も実施しておりますけれども、その後の変化等ありまして全て状況を把握している状況ではないと考えます。また管理の状況でありますけれども、これについては一般的に慣行によりまして、各区あるいは各水利組合等が管理されているのが現状であります。以上です。

○山岸（12番）

辰野町は丁度この譲与の時期とそれから今も続いているんですけれども、地籍調査の事業が平行して行われていたわけで、その地籍調査の段階には役場の職員あるいは地元、もちろん地権者、所有者も出てくるわけでその中ではこの赤線、青線なんかははっきりしてきたと思うんですよね。この3番目の払い下げなんかとも絡んでくるんですけれども、本来は本当に今使われていない機能を持っていない、道路、水路の機能を持っていないものは国の財産として残すべきものだったのが、国の方もそんな現地も調べなくて良いと、図面上だけで良いからということで一括図面上

で赤線、青線になってるものを譲与を受けたわけで、現在町長も言った家の床下に道水路があるといった状況も現在あるわけです。その払い下げ業務を今は辰野町としてやってるわけなんですけれども、それについて地籍調査でわかっている段階もあるんでしょうけども、そうしたものは地籍調査の段階でその機能を持っていない、払い下げ対象物件になるといったものはリストアップしていても良いのではないかと、それと大体现地の方分かってるということですからけれども、もう1度これ現地調査をして現地踏査をして今使われていないものは是非払い下げをして欲しいということを求めていくこと。管理状態も今慣行で水利組合とか区で管理しているってことですけれども、その調査も明らかにしとかなければ所有者としてどこが管理してるのかどういった状態で管理しているのかっていうのは、把握しておかなければいけないと思いますけれども、これはいかかでしょうか。

○町 長

大変難しい問題も絡んでいるわけでありますが、基本的には議員のおっしゃるとおり使っていないものは払い下げてって有効に土地は活用していただくことが一番良いことだろうと思います。赤線の道路なんかの場合は町の認定道路ではありませんので、これに対しましての現在管理はとても良くしているということではないですね。何か要請があればそこん所は見させて貰ったりはいたしておりますけれども、管理責任上の問題がありませんので特に見てない。同時にまた水路もさきほど言ったとおりであります。実際に水路として使っている所、使っていない所があります。さて使っていない所で有効に払い下げという言い方おかしいんですが、これ全く町から住民あるいはまた団体へ譲渡という形になりますが、こちらから売り歩いて良いものなのかどうなのかそのへんもよく分かりませんが、よく検討をさせていただいて、価格も適正価格なども考えさせていただいて再構築できるような、再構築って言いますかまた図面が新しくですね、実際に使っている所、使っていない所っていうような分類ができるかどうか検討してみたいと思います。現実には下井水路やいろんな所、上井水路も中井もそんなそうですけれども、じゃそれをどうしようか、それを管理組合へ売却するのかっていう形でありますけれども、これはちょっとやっぱり管理組合でも買い切れないと思います。相当長距離また相当の断面積を持ったものであります。検討はしてみますけれども、そのへんの管理その他は今一応同じ状態の中で町の持ち主として、責任を取りながらしてかなきゃいけない。そうする

といろんなこの間のような問題が起きてくるということでもありますので、相併せて複合的に考えていきたいとこんなように思っております。

○山岸（12番）

それでは払い下げの件に関して具体的にお話というか、質問させていただきたいんですけれども、以前は言うように大蔵省あるいは財務省が管理してたわけで、それに対して払い下げをしてくださいという申請を行っていたわけで、町、伊那建經由して出て行くものですから部数も多部数必要でしたし、今はたぶん2部町へ2部出せば町で許可してくれると思うんで、そこらへんは簡略化はされてきていると思うんですけれども、町が譲り受けてからそんなに年数も経っていないということでその払い下げ業務自体も職員が慣れていないという部分もまだあると思うんですね。添付する図面や書類についても以前国が求めていたものと同じようなものを今でも求めていると思うんです。それは国の方では実際担当者が現地を確認することができないということで、多数の図面であるとか写真を付けろということをお願いしていたわけなんですけれども、今は町の役場職員がそれを事務やってるわけで申請があった場合には現場も確認するというお話を伺ってます。そうした場合にはもう写真なんか必要ではないんじゃないかと、図面的なものも位置図、案内図、公図写し、それら現況平面図ですかそういったものに全部払い下げの部分は赤線、赤い色で塗ったり青い色で塗ったりといった手間を掛けてやっていると思うんですよ。そうしたことも省ける部分っていうのが多々あるんじゃないかというふうに考えます。簡略化することによって、その払い下げ件数も増えてくるんじゃないかと考えます。それともう1つさきほど払い下げの価格のことも出たんですけども価格設定が現在どうなっているか、その2点についてお伺いします。

○建設水道課長

それでは実際の譲渡の手続きの簡略化のご質問であります。一つの財産でありますからそれぞれの手続きがあるということでありまして法定外、法定財産から、行政財産から普通財産に移行しそれをまた譲渡するという、この中には2つの手続きが入ってまいります。おっしゃるとおりに役場の職員がそれぞれ現地を調査すれば写真いらんんじゃないかっていう話であります、私どもの観点からすればやっぱり書類としてはですね、公図の写しだとか登記簿だとかそれぞれ証明する物、それから同意書、それから地積図、それから現況の写真につきましてはやっぱり書類

の保存っていう観点から必要だと今考えております。ただしできるだけ手続きについては簡略したいということで内部でも検討しているので、ご理解いただきたいと思います。それから譲渡の価格につきましては現在取扱い要綱定めておまして現在の固定資産税の評価額を基準として実勢価格に算定をしております。ただし譲渡する土地については、非常に小さい面積等それ単体では使えないっていう状況もありますのでこのへんの評価については、更に検討していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○山岸（12番）

今払い下げ価格の設定についてあったんですけども、これは元々国から無償で町は貰っているわけなんですよね。ですからこれも安くすればね、手放せるわけなんですよ町から、そういうことも考えて安い価格設定っていうのをやっていった方ができるし、やっていった方が良いのではなかいというふうに考えますけれどもいかがでしょうか。

○町長

価格設定につきましては、再検討させていただきますしみなさん方のお話も聞きたいと思いますが、国がやったときにさきほどお話申し上げましたけども、旧大蔵省はあくまで実勢価格ということで、そんなに安くなかったような気がいたします。何故そうであったのかということをもう一回検討してみて、町が若干、まあ割安っていうのは良いんでしょうけども、大きく買い易いように下げてしまったということはどうなのか、そうやっていつまでも町が持っていてはどうかって、このへんの議論ももう少し検討してみたいとこんなふうに思います。ただ払い下げと言いますか譲渡をさして貰う時に、今までもそうですけども公図と現況、あるいはまた全く合っていない場合があります。これが非常に大変であります。ある人は家の真ん中に川が公図上入っているわけで、青線が、しかし家を建てるんでって移動しちゃったんですね川を、川を移動しちゃった、自分の敷地内へ。「そこがそうです。」って言うってみても国は認めてませんので「ああそれは新たに川を造ったんでしょう。」と、使っていない道路でも公図は公図だしってやっぱりお金を取られたと大蔵省に、という判例もありますので、これズレている時のことなども替わりだと言って勝手に動かしても公図が直っていない限りは現況、現況って言うていってしまうよう

な非常に不合理な点も難しさもありますので、そういったことも相併せて議員の今おっしゃるようなことも含めて検討してみたいと、以上であります。

○山岸（12番）

それでは次の質問に入るわけですが、さきほども言っているように平成11年3月31日をもって殆どの道水路が町に移譲されたわけなんですけども、この時に財産管理の責任とそれから機能管理の責任も町は負っていると思うんですけども、そこらへんの解釈はいかがでしょうか。

○町 長

今、次の質問に移るかと思ったらそうじゃなかったものですから、大体言葉だけでちょっと今判断しましたが、財産管理と機能管理だというふうなご質問だったと思います。財産管理はそのとおりです。機能管理って言いますとやっぱり機能が有能に有機的に有機的って言いますか有効に使われるような管理ということですので、これは実際にはそれ使用者という形であります。したがって水利管理組合があればそちらが機能の管理と、財産管理に対しましては町ってということでしょうか。全然その管理組合がない所は両方とも町がってということになりますか、というふうに思いながら、あんまり頭で浮かんだ程度の話で申し訳ないんですが、一応そんなふうに解釈をいたしております。

○山岸（12番）

ここにその地方に移譲するについての平成10年5月29日の地方分権推進計画っていう閣議決定があるんですけども、その中でこの法定外公共物について当時の建設省と大蔵省が一緒に管理するっていうことなんですけども、その中の文章として「いわゆる法定外公共物の内、里道（りどう）を水路として現に公共のように供しているものの道路法、河川法等の公物管理法の適用もしくは準用のない公共物でその地盤が国有財産となっている物についてはその財産を市町村に譲与し、機能管理財産管理とも自治事務とするものと・・・」っていう文言があるんですけども、ここらへんは理解しているのでしょうか。

○町 長

実は今お聞きして理解したとも言い切れませんが、意味はいくらか分かったような気がいたします。ただ問題はさきほどから言ってますように機能管理って

うことになる。そこに、例えば青線でしたら水が通ってなかったらやっぱり元の機能に戻せっていうことになり、赤線でしたらやっぱり馬入れっていうような形でしょうから言葉の上では、それがもう不用になって他が通っている時にさあどういうふうに機能管理をしていくかっていう形になります。そういうところから含めて今さきほど議員のおっしゃるように実際に機能が目的どおり使われていない、他の用途に使われちゃってるような所は早めに住民、みなさん方にあるいはまた団体の方に譲渡していったらどうかというような話にもなってきますので、複合的な考え方をしなきゃならないと思います。しかし公共まあですからあれですね財産管理はやっぱり町なんでしょうね、これ払い下げって言いますか譲渡されたら、で機能管理もそうなんだろうが、さきほど言ったようにそれを代行して水利管理組合などがある場合にはそちらがやっていただくと。例えば下辰野で言いますと大堰筋、井筋がありますがそれは町のもですが、管理は下辰野区がずっと昔からやってると、こういうようなこと。それは町の機能管理の代行をしてるんだというふうな考え方にもとれるのかなあと思って今、初めて聞くこともいろいろありましたのでそうしているところですが、何か問題があるでしょうか。

○山岸（12番）

さきほども課長の口から言われたんですけども、実際の機能管理は水利組合とか区が昔からの慣行という形で大蔵省が所持してた時も実際そうだったんですよ。そういう形でそのまんまの形態を引きずってきていると思うんですよ。これは本来は所有者が管理する、あるいは管理している者が所有するっていった姿が本来あるべき姿じゃないかっていうような気がするんです。そこでそれを進めていくっていう観点に立った時に方法として、こういった水路あるいは道路、こういったものを区とかあるいは水利組合なんかに移譲はできるものなんだろう。ここは私もちょっと分からないところなんですけども。そこらへんはどうでしょうか。

○町長

私も初めてのことで何とも言えませんが、検討はいたします。正確に言えませんが、お金は払っていただければ移譲はできるんじゃないでしょうか。ただしそちらの方がやっぱり地縁団体とかいろんなことになってきますので、売ったために後でえらい目にあってしまうようでしたら、そういうことはできない。やらん方が良いでしょうし。しかし事実上は買わないでしょうと思います、事実上は。町に

持たして使う方を使っていると。修理、要するに永久にそのまま良いわけじゃありませんから、さきほど言った余水吐が必要だったり補修したりなんかする、その費用は町にさせなきゃいけない。公民館はみなさんで建て町に土地建物ともよこして税金を払わず使うのは区民のみなさんが使うと、同じ原理じゃないかなと思って聞いているところであります。検討はしてみます。

○山岸（12番）

移譲するについて、するについてって言うか移譲についてはちょっと本当に検討してかなきゃいけないことだと思うんですけども、こういった区とか水利組合を指定管理者として、その水路なり道路を指定管理者として区とか水利組合を指定してそこに管理させるっていった方策は考えられないでしょうか。

○総務課長

指定管理の関係につきましては、平成18年の9月から直営で管理するか指定管理者制度を導入するかということで始まっておりまして、辰野町におきましても指定管理者制度を導入する目安といたしまして、個別法に規定のある道路、河川、学校などを除いて辰野町が設置した公の施設について指定管理者制度を導入するという前提で研究をしてみいました。これは平成15年に国の方の見解で道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定されている場合については、指定管理者制度を取ることができないものであるという見解が示されまして、これを受けてやっているとございます。しかしながら指定管理者制度が導入をされまして現在では管理者が個別法に定められているため全体の指定管理はできないが、業務委託として行われてきた管理行為には指定管理者を指名することができるものとしているというふうな流れになっているようでございますので、町では今まで検討してございませんが、今後検討をしてみたいというふうに思っています。以上です。

○山岸（12番）

都市公園なんかは一部区にとりか耕地に指定管理に出してある部分もあるわけなんですよね。そこで道路、水路もできるんじゃないかっていうような気もするんですけども、今後検討していただきたいというふうに思います。それと今の状態さきほど中谷議員の質問に対する答弁で、4月に区長とか水利組合の方たちにその管理をお願いするっていった状況になっているようですけども、こういったものはもう

ちょっとしっかりした文書でこの部分についてはこの区、あるいは水利組合、この河川についてはこの水利組合っていったもので文書で契約なりなんなりをして、しっかりしたものを残しておく必要があると思うんですけども、そこらへんはいかがでしょうか。

○産業振興課長

さきほども建設水道課長の方で申し上げましたように管理につきましては、慣行で各区、各利用者が管理をしているということでもありますのでそれはもうはっきり決まっているのではないかというように私の方では考えております。区長会等につきましても管理部分につきましては文書でお願いをしているところでございます。以上です。

○山岸（12番）

慣行ってということなんですけども、いうように責任問題とかいろいろ出てくるわけなんで、今後こういったものはキチンとしたものを残しておくべきだと思います。検討をお願いいたします。

次に大きな2点目について質問します。中学3年生の受験生を持つ世帯への支援ということで質問しますけども、これは以前にも何回かお聞きしてるわけなんですけども、どうしてもこの時期になると脳裏に浮かんでくるんです。受験を控えて多くの受験生がインフルエンザの予防接種を受け始めています。また本人ばかりでなく兄弟や、家族も移してはいけないということで予防接種を受けるケースが多いようです。診療機関によって料金に差はありますけども家族4人で受けたとしてもかなりの家計負担となっています。またインフルエンザともう一つ、灯油券の件なんですけども、今年も今議会補正予算出てきているんですけども一定の条件下の高齢者世帯に灯油券の補助をするようです。中学3年の受験生、夜遅くまであるいは深夜に、早朝にと勉強に励んでいるわけなんですけども、こういった状況で光熱費の方もかなりの負担となっているわけなんです。こういったことでさきほど岩田議員の質問もあったように、教育費の占める割合とかあるいは年寄りには手厚いけども子育て世帯への支援が少ないといったような状況で、中学3年の受験生を持つ家庭の世帯へインフルエンザの予防接種への補助と、灯油券の補助をするお考えはないでしょうか。

○町 長

それでは2番目の質問にお答えを申し上げたいと思います。このお話を聞くとああ冬が来たな、年末が来たな、とこんなふうに思うわけですが、言われている主旨は確かに非常に大事なことでありますしそういった支援もできればしたいとは思っています。やはり財政上の問題もありますし、また予防接種だけでなく灯油券っていうことになりますと、生活困窮者とあるいはまた高齢者というような形で限定させていただいて石油の単価は大分安くはなってきましたけども、まだ4、5年前よりは高いという状態もありますので、高い安いでなくてこの際、昨年引き続きなんとしてももうちょっと1回こっきりでなくて支援をしたいとこういうことでやるわけがあります。どうしてもそちらの方が優先になってしまっているわけですが、この受験生という形で限定されてまいりますとなかなかそこは難しいものでございまして、例えばインフルエンザのことに対してはこれはとっても効くってということではなさそうでありまして、それが去年も話を申し上げたところでありますが、前は1977年から1994年約20年弱にわたりましては3歳児から15歳児までは義務接種ということで法的にやったわけがあります。その後いろんな副作用その他が出る中で医師会、前橋の医師会が中心となって7万5,000人の児童を免疫的に調査をしてみたというところであります。結局罹患率がやっぱり接種0%の所も90%やった市も比較してみても変化ないという結論が出てしまって、変化ないなら副作用があるよりない方が良いついていうことで義務づけられなくなってしまいましたんで、辰野町といたしましては予防接種は予防接種法の改定によって乳幼児、学童の接種が改正になりましたのでしなくなったということでもあります。2001年からの改正によっては高齢者の接種が義務化されたということで、一応これはお金も伴うことでもありますので、国の方策に乗って法律によって接種をしていきたいとこんなふうに思います。また特に医学的な問題で大きな副作用が認められるような場合は、町が主体になってそういうことやること自体が、また町の責任を問われることにもなりますし問われても良いんですけれども、さきほど言ったように効き目が顕著でなくて副作用が出る確立も高いついていうことになると全員が全員でないでしょうけど何%かっていることでもありますけども、これはかえってしない方が良いんじゃないか。ただ家庭で受験生をお持ちのところでお子さんですからよくお分かりでしょうが、いろんな接種もしてきたりなんかして、この子は抗原抗体反応が非常に過敏過ぎて余計副作用が強いよとか強くないよ丁度良いよ、良いぐらいだぞとか、大丈夫だろ

うと思われる節もあるよう、それは親が一番掴んでいるわけですから町で強制的にやるという問題ばかりでなくて、是非各家庭でお考えいただくと一番、高校生、高校生って言いますか受験生のためになるのではないかと思われま。余裕があればそういった灯油券の方も出したいんですが、ギリギリ一杯でありますし出しといてどのぐらい来るかな、あんまり来なきゃいいなと思ったり、あんまり来ないってことは政策が浸透しないってことだなあ、切ないなあとも思ったり、今するところでもありますのでちょっと受験生のとこまでは灯油まではできないのが現状であります。以上であります。

○山岸（12番）

今の町長の答弁はちょっと矛盾してると思うんですけども、あんまり効き目がなないのではないかと、あるいは副作用があるやもしれないと言ったものに対して高齢者には補助しているんですよね。それはどういうことですか。

○町 長

そうですね、本当に。これは法の改正ですので法のとおりやっているということ。をさっき一番最後に申し上げましたとおりでありまして、これは高齢者への接種義務化されてますのでやるということでもあります。高齢者は副作用の出る率が低いんでしょうかね。聞いてみますけども、それはいろんな結局抗体が入ってきて免疫ができてくるわけですから、抗原抗体反応に対してのことも分かってきているだろうし、いろんなことでもってその身体がまた体質的に変わってきているんで、純粋な子どもたちの一発副作用ということでないこともできるんじゃないと。特にタミフルなんていうのはですね、実際にありますよね、副作用だろうと。あれは副作用じゃない病原菌だけが熱出て脳の方を侵した時の現象っていろんなこと説もありますが、仮に副作用っていうことになると、若い人たちが多いようですね。高齢者とは言わず、大人になってくるとその副作用が副作用だとするとタミフルの副作用は少ないって言われてますから、やはりそういったこともこの中にあるんじゃないでしょうかね、今度また聞いときますけど、以上であります。

○山岸（12番）

効き目はあんまりないかもしれないってことなんですけども、やはり心配で受験生は受けてるんですよね。その実態がどうなっているか、もし数字を把握しているようだったら保健福祉課長答弁お願いしたいんですけども。どんくらいの子どもが

受けているか、把握してありますか。

○教育次長

現在、中学校の状況ですけれども、現在インフルエンザで治療を罹っているというような生徒はおりません。それで現在は郡下の関係で数人出ているようだけれども、それと予防接種の関係ですけれども一応学校の方ではそれぞれ各家庭でお願いしてということで、インフルエンザの予防接種をしている生徒が数人いるというようなことです。以上です。

○山岸（12番）

数人って言いました？今？

○教育次長

ちょっとあの人数的には何人というような確認はしておりませんが、受けている生徒がいるということです。

○山岸（12番）

分かりました。数人ということは決してないと思います。教育長にちょっとお伺いしたいんですけども、中学校の学校現場ではこの受験生に対してインフルエンザの予防接種受けた方がよいというような指導はしているのでしょうか。

○教育長

昨年調べた経過がありますけれども、3年生については多くの者が受けているようでありまして、学校でも一応受けた方がよいんじゃないかというようなことは言っているようであります。

○山岸（12番）

学校の方の指導としてもそういうことをやっているわけなので、やはりこれは是非一考をお願いしたいというふうに思います。町ではこれまで子育て支援として医療費の無料化だとか、児童手当の支給年齢の引き上げだとか、あるいは子育て支援センター造るとか、この後成瀬議員の質問もあるけれどもブックスタートを始めるとかいろんな支援をしてきていると思います。けどもやはりこの中学生くらいに対する補助って言うか、こういうものはあまり支援っていうのはあまりないように思います。「15の春を泣かせない」という行政側の言葉があると思います。これは古い京都府知事が言った言葉だと思うんですけども、今受験生の子どもたちまたそ

の家族っていうのは15の春には泣きたくない、泣かせたくないっていうふうな思いで必死にやっているわけなんです。町の事業として現在、来年度の予算編成をしているのでこの15の春を応援するような事業、こういったものを是非前向きに検討していただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議 長

只今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は午後1時30分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします

休憩開始時間 12時24分

再開時間 1時30分

○議 長

休憩前に引き続き、再開いたします。質問順位5番、議席7番成瀬恵津子議員。

【質問順位5番、議席7番、成瀬 恵津子 議員】

○成瀬（7番）

それでは通告にしたがいまして一般質問いたします。まず1項目目の21年度予算編成方針について質問いたします。アメリカ発の金融危機で世界経済が極度に後退し、100年に1度の大恐慌が地球的規模で襲ってきています。地方行政もこれから益々財政運営が厳しくなっていく中、辰野町の職員の皆様は「入るを図り、出づるを制す。」との思いで最大限努力されていることと思います。矢ヶ崎町長は2009年度予算編成会議の中でゼロベースでの徹底した事務事業の見直しと、歳入確保に取り組み当初予算は2008年度とほぼ同規模の70億円を目処に編制したいと方針を示されております。また予算編成方針の中で、新年度の大型事業として辰野総合病院の移転新築に向けた準備、小中学校の耐震化工事、保育所の建設、道路新設などを挙げられております。

質問に入ります。町長が言われております徹底した事務事業の見直しとはどのような見直しをされていくのか、また新年度の大型事業を打ち出されておりますが具体的な説明をお聞きします。

○町 長

それでは午前中に引き続きまして、一般質問であります。質問順位 5 番の成瀬恵津子議員の一般質問でありますのでお答えをさせていただきます。第 1 項目目として予算編成 21 年度についてということですが、方針ということで予算編成方針についての疑問、疑問と言いますかご質問であります。財政がおそらく厳しいだろうということ、今 100 年に 1 ペンの世界経済危機それが恐慌に至っては大変だというふうなことでありますが、そういう中で厳しいということももちろんありますが、それ以外にも辰野町の場合は固定資産税の丁度 3 年に 1 ペン経過措置を取りながら負担が一気に上がったたり下がったりしないようにということで、3 年間を目標に上げる場合にも 3 等分して上げているわけですが、丁度ここで下り勾配の時ではありますが 3 年に 1 ペンの見直しに入ります。したがって町で固定資産税が当然、評価替えということでありまして下がるだろうというふうに予測されます。また法人町民税も今言われましたとおりでありまして、アメリカ発は全世界に響いておりますのでそういったことの中で、企業の足を引っ張るだろうということで町民税も減収であろうとこういうふうに思います。一方普通交付税並びにまた道路特定財源の一般財源化っていうようなことになっておりますが、これも 5 年間連続でドンドン下がってきておりますのでまた下げるだろうと、しかしそんなに下げられても良いものかどうか、疑問の問題は疑問といたしましてそういう中で、また道路特定財源を一般財源化したらその内 1 兆円は地方へという要望は全国の 7 団体会、6 団体会ですかで政府の方へ要請をいたしております。長野県も県知事会もそれから市町村もみんなそうであります。それとまた別に今の政府に対しまして、1 兆円 1 兆円と同じ言葉なものですからどうなのかわけ分かりませんが、別に 1 兆円をまた地方の交付金の方を削減しないようにという要求をしているところではありますが、このへんはまだ実際に予算編成中では決定されないことだろうと思いますので、どうなるか分かりませんが、いろいろな要綱を足してつてみますと非常に財源が厳しいということで、覚悟を現在しなきゃならないというふうなことであります。一方、実質公債比率で前に長野県でワースト 3 になりました辰野町の財政の状況ですが、あの時はおっとり刀で数字を集めて出したからという部分もありますけども、おかげさまで今年の 9 月修正分というなかではもう既に実質公債比率は 20.7%、前は 25 ぐらいありましたけれどもそれですとちょっとイエローマークが付き、35 以上はもうレッドマークになりますけれども 20.7、理想的

には18と言われてますから、もう3%ぐらいがんばっていけばそこに近づいて健全財政、今でも健全財政であります、より理想的になっていくだろうと思われま。また将来負担比率というの350あると危ないぞと、ダメだよとそれ以上借り入れしたり事業してもいけないよということでございますけれども、これも102.9ということで3分の1以下、大変良い数字になってきておりまして県でも今までは真ん中ぐらいと言っておりましたが、真ん中以上に行くのかなあというふうな状況を今取って健全財政を堅持しているところであります。そういう中での予算編成でありますからこういった数字も大事にしたい。それから財政の歳入の方も歳入減が見込まれるということでもあります。一方やりたい問題は沢山山積みになっておりますので、さあそれをどういうふうにやっていったら良いかということでありまして、ゼロベースでの事務事業の見直しということを謳い文句に入れました。これはゼロベースということはゼロって何にもしないんでなくて、ベースですから昨年以上超えないようにというのをゼロベースということでもありますから、一応まずその各課長、各課、ともにゼロベースで一応出して更にまた見直して、同時に大型事業を新規に導入できるかどうかには一部削減もしてまたその財源を生み出していかなきゃならないだろうというふうなことで指示したところであります。来年度の大型事業に対しましては城前橋が改築工事ドンドン進んで、来年あたりは終わりに近づいていくだろうと21年度ですね。そんな方向です。また町民会館の改修工事も入れなきゃならない。町民体育館もまた前面は直しましたけれども、前面で前の面は直しましたがサイド面、屋根などもやってかなきゃならない。それから耐震診断を受けまして、小中学校の耐震化工事などをどうしていくかということを考えてかなきゃならない。また順調に行けば辰野病院の新築移転なども考えなきゃならない。それからすぐに来年取組めないにしても将来的には近い将来的には保育園の改修、改築、道路の新設及び改良工事などなどがあるわけでありまして、そういった意味におきまして、大型事業なども山積みしている中だからしっかり腹を据えてそしてゼロベース以上は絶対まずい、ゼロベース以下にしながらどのぐらいまた新規事業が導入できるかをまず、町内的に庁舎内的に生み出そうとこういうことで指示をしました。後は補助金が県、国大きければ大きいほど良いわけですが、大きければ大きい程できるだけ町の予算は使わないというようなことの中で、どのくらいまた予算獲得ができるかとそのへんが勝負になってこようかと思ひます。そういう中での、しかし法律で

決まった何割補助ですよっていうものを、これも取るのも大変ですけれども取ってみたら3分の1国庫補助で後7割が町だったってなるととってもこれは大変です。町に受け入れるだけの7割の財源ありませんので、できるだけ一番良いのは100%事業、今介護予防センターあちらこちらで造ってると同じように、ああいった100%事業を取るならばこれはいくらやってみても町では全然財源を出す必要ありませんので助かるわけですが、まあせいぜい町の持ちだしが2割、3割ぐらいまでの能力しか今辰野はないのかなと、こんなふうなことを考えてるところであります。予算編成方針につきましてのご質問に対しましては以上であります。

○成瀬（7番）

今町長の方から答弁をいただきまして、本当に厳しい中の財政のやりくりだと思えますが、次の質問ですけど来年度は矢ヶ崎町長の3期目の任期最終年度であります。町長が言われている大型事業、さきほど説明していただきました大型事業の他に、任期最後の総仕上げとしまして町民のためにどんな目玉事業を考えているのかお聞きいたします。

○町長

かっこよく3期目最終でありますので、集大成とか何とかいう中でものを組んでいきたいところではありますが、今はどこの地方もそれを予断、予断って言いますかそういったことは許されない時代、できない、やってやろうと思ってもできない。今いずれにしましても取っかかっているものを早く仕上げる、同時にまた将来に向けて何を組み入れていくかと、財源はどうなのか、無理してやっちゃってずーっとまたその無理がたたってはいけないなあというふうなことで、自分のこととか任期とかそういうことを抜きで、目先のものを片づけてとにかく町が上向き勾配に少しでも何かがなるように、がんばっていきたいとこんなふうに考えております。おかげさまで下水道事業が今年度で終わります。約辰野町はいつも言うておりますけれども総投入費が国庫補助もいろいろありますけども、約270億以上であろうと思えます。暦年全部合計いたしますと、こういった大型事業が終わるということは非常にありがたいかと、同時に返済はまた進んでますのでその返済もピークは過ぎてるというような形であります。もう1割ぐらいということは30億ぐらいですね、280から270億ぐらいの下水道で終わったなあと思ったらもう1割ぐらいどっか残ってたよっていうふうになると30億ぐらいでありますけども、そういったことなどが考え方が

病院の構築あたりに使えるかなどうかなというふうな気持ちでいるところであります。まだ予算編成に向けて指示をしたところでありますので、これから査定に入ってきますので、副町長査定がもうじき始まりますし、また町長査定が2月ぐらいになっちゃいますので、まだ目玉をどうする云々なんてところまでは現在はまだいってませんのでご理解をいただきたいと思えます。以上であります。

○成瀬（7番）

是非これから町民のために目玉事業を考えていっていただきたいと思えます。

次に3番目の、③の質問ですけど今後不況による法人町民税の減収、さきほど町長の方から説明がありましたけど、法人町民税の減収、固定資産税評価額の変更による税金の大幅減収など一般財源の減収が見込まれ、財政厳しい中ではありますけど町民の皆様の要望を来年度の予算編成にしていっていただきたいと思えます。その中で町民の皆様の要望を挙げさせて貰いますけど、特に子どもに関わる予算編成を望みます。その1つとしまして、子どもたちの通学路の安全確保であります。代々の小中学校のPTAの皆様が子どもたちの通学路の危険箇所を写真入りでこのような資料でありますけど、写真入りで細かくチェックし要望事項を町と警察へ提出されております。しかし、なかなか通学路の安心、安全の確保が進みません。雨、雪の日は特に危険な状態であります。また歩道のない通学路、細かな道路の交差点の一旦停止の標識、横断歩道の設置、退避場所の設置の道路整備に対して配慮が必要と思えます。町長が大型事業の中で言われている、道路の新設の予算編成の中に是非、子どもたちの通学路の安全確保のための道路の整備に対しての予算付けを要望いたします。2つ目としまして多様な子育て支援の予算要望であります。伊那中央病院は1月から産科の値上げの方針を出しております。また妊婦検診も現行の3,500円を6,000円に引き上げられます。若い夫婦の負担が益々増えるばかりであります。今年から妊婦検診の公費負担を辰野町は5回に引き上げていただいたばかりでありますけど、現行の5回から14回に拡充することを要望いたします。また多くの親御さんから要望が出されています、さきほど山岸議員さんの方からも要望がありました中学3年生までのインフルエンザの予防接種の助成金を是非、予算要望に付けていただきたいと思えます。また小学校6年生までの医療費無料化、21世紀を担う子どもたちを育てやすい環境づくり等福祉、教育、子育てに手厚い重点配分の予算化を要望しますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○町 長

それでは要望、財政厳しい折ですけれども特に子どもに関する問題に対しては他を割いてもって言うわけですね、他を割いても、もう柵は同じですから、他をカットしてもそちらの方を優先してやれというこういったご質問だと思います。それで子どもの特に通学路危険箇所ということで、毎年PTAからの陳情を受けまして私どもも適宜やっているところでもあります。沢山全部町中見ますと、ありますので危険度の高い所というような形の中で、またその何かするにしましても土地の問題もありますのでご理解得られた所、例えば赤羽から沢底へこう上がって行く道、あそこで子どもたちが待機して後ろから車来て、退避する場所もないという所でありましたが、おかげさまで一部退避的な若干の歩道も付けて車と分離できるような、分離と言いましても線が引いてあるだけですけれども、広く取れてやったり他いろいろなグレーチングが外れて危ないとかそういったことも適宜やっております。それでPTAのみなさんが町と警察の方へ陳情しているという、これは信号機の問題もあったりしますから、ということですが実は町と警察ともう一つは区、区長さんの方へ陳情してくれてます。町のシステムが現在いろんな道路だとか何かをやって欲しいということは区を通さないとやらない、やらないと言いますかやる方式になっておりますので、って言いますのは道によっては県道、町道、村道いろいろあるわけですが、村道と言いかたおかしいですがいろいろな種類の道があります。それで区で要するに地元分担金を持たなきゃならないのにPTAと町が勝手にやっちゃって、じゃあ例えば分担金だけ区へ請求があつてと、そうもいきませんので、やはり分担金を持てる区、ですからそちらの方へも申請をしているわけでもあります。したがいまして区長さんの方で優先順位が沢山PTAばかりでなくていろんな団体やいろんな住民からも希望があるでしょうから、その中で1、2、3、4と優先順位を付けて町に申請になってきておりますから、是非そういったところを通してくということになれば区の方へも強く優先順位を上げてもらうように、お願いをしていただきたいと思います。それから子育て支援その他であります、子育て支援センターはおかげさまで本当に思った以上に利用されて多くの登録の中で、最近では36チャンネルのテレビにもたまたま映ってまいりますけれども、有効活用がされていることを大変に良いなとこんなふうにも思っております。それから妊婦検診の件でございますけれども、今5回であります。次に14回にまた増やしていけ

というようなことでありますけれども、これ国策でおそらく14回になると思います。なれば予算措置も付いてくると思います。ですからそのへんを見て町もそれに呼応するように今の5回から国庫補助が付けばですね14回にしてかなきゃならんだろうとこんなふうに思います。またお産の代金というか料金が伊那中央病院が35万から38万に上げたのかな、ちょっと数字は定かじゃありませんがここで上げました。それで1回のお産に対します国からの医療費の方からお産代金ですね、が国からフィードバックされる分が38万円になると思います。ですからそれは行って来い。ところがこれ格差がありましていろんな県、国、国と言いますか日本中で地域で格差がありまして、沖縄などは25万円で赤ちゃんを産めるということだそうです。それで梶添大臣が言って今度のその国からお産に対します補助金ですね、そういったものを格差付けようと、悪い意味の格差じゃないで安い所を安く高い所高くしようと、東京あたりは50、60万掛かるようです。ですから38万だけパーっとこう出してますと、安くてこんなに儲かっちゃったよ、儲かってるってプラスアルファが来たよっていう所とまだ足りないよという所があります。しかしいろいろ詰めてみた結果、まあ今の政府の根底がグラグラしてますから分かりませんが、このまま進んで行くなればおそらく38万円になってそれでお産を34万円でできる所は4万円がプラスアルファになってくださるだろうとこんなふうに思われますので、これはあくまで国策の段階ですから、どんなふうになりますかいずれ上げていただくことはありがたいことだなあとこんなふうに思います。後インフルエンザの補助ですか？今現在さきほどお話申し上げたところでありまして、あれから昼飯食べながらよく考えてみたんですけどもやはり国があれですね、今までやってた国策としてやってたものをカットしたっていうことはそれなりの意味があると思いますね、これはお金だけの問題でなくて。じゃ年寄おかしいんじゃないかって言うんですけどもやはり副作用の出る率は大人の方が少ないということでもありますから、特に純粋なまだあまり雑菌に侵されていない人たちの反応というのは非常に高く出ちゃう、それが副作用になってくるということで、同時にあまり意味がないということ子どもに対してはどういうことか知りません。悪く働いちゃうのか、その免疫がですねいずれにしましてもこのインフルエンザのワクチンというのはご存知のとおり、弱いインフルエンザを注入、注入って言うか注射で入れまして、インフルエンザのうんと弱い段階を作るわけですから、それで身体の中に免疫を作り抗原抗体反応が免疫の中に生

体の中に組込まれて、今度本物のそういったウィルスがきた時に抗体が今度抗原が来るわけですから本物の、抗体が反応して外へ出すように努力するとそれだけのことでありますので、実際有効かどうかという、あんまり有効でないというふうに言われているからこれよく医学会で調べなきゃいけないと思うんですけども、現在だからそういう意味では郡内小中学校どこでもやってないはずで、これはお金だけの問題でなくて今のような原因もあるということでもありますので、またご一考いただきたいとこんなふうにも思っております。昔はこういったインフルエンザやったどうか知りませんが、とにかく学校行くとお医者さんが来て片っ端から一つの注射であんなことやったら今えらいことですが、ドンドンこうやってたことを思い出しますけども、やって良いことと悪いこと、財政にかたて加えて医学的な見解もありますので、是非一つそのへんも深く考えていただき、そしてご理解いただいてまたご提案をいただきたいと思っております。以上であります。担当課長いいですかね、現状で今私だけにしておきます。

○成瀬（7番）

子育てしやすいまちづくりに是非前向きによろしく願いいたします。

それでは2項目目について質問いたします。定額給付金について質問いたします。これはさきほど岩田議員さんの方からも質問がありましたけど、政府が追加経済対策の目玉として打ち出している、総額2兆円の定額給付金は経済情勢の厳しい幅広い生活支援策として国民の関心が高い施策であります。物価高に加えアメリカ発の金融危機で日本の景気は後退局面にあり、低所得者は大変困っております。手額給付金はそうした人々の懐を少しでも温め景気を押し上げるきっかけになり、家計への緊急支援であります。一部ばら撒きだとの批判もありますが、例えば思い病気に罹った時1本の注射を打ちます。注射1本で治らないかもしれないが病気をこれ以上悪化させることを防げます。今回の給付金はそれと同じことだと思います。苦しい家計はとても助かります。みなさん給付金をいただいたら「壊れた暖房器具を買いたい。」とか「牛肉で思いっきりすき焼きを食べたい。」などと給付金の支給を心待ちしております。私自身も厳しい家計をやりくりしている一主婦であります。給付を楽しみにしております。この給付金について町長のどのようこの定額給付金を受け止めているか町長の見解をお聞きします。

○町 長

狭義の意味ではこれは生活支援と経済対策、ただ言っているだけじゃダメで事実上これが配布されればですね、一定の効果は狭義ですよ狭義の意味ではあるだろうと私は思います。ただし総額が2兆円とかですね、なってってしまう辰野も3億4,000万さきほど言ったとおりでありますから、それだけのお金ですからこの方法がベストであったかベターであったかそのへんはまだ私も掴みきっておりません。ただ預金されてしまうというそんな豊かな方があればですね、これは何の意味もないわけでありまして、経済対策だなんつって使い切らないと消費しないとダメですから、それだったらさっきのように町へよこしていただいて、勝手な言い方ですけど「住民のみなさんとこれはみんな話し合いなさい。」と「1つの事業でも3つでも良いけれども5つか6つぐらいまで、1つでも結構だしみんなで話し合っただけで一番住民のためになることを年度内にやれ。」って言えば必ずこれ使っちゃいますので、消費になるわけですから良いのかなと思ったりいろいろいたしております。しかしこれは欲かもしれませんけどね、それだけのお金があれば私は他の病院はいいですけど辰野病院だけ少し欲しいなというふうな、建築とかですね両小野国保へも欲しいなと、今もう本当に病院難民が出始めてる国策ですから、これ今の政府というよりも歴代続いている政策の中でそうやってきてますので、これをもっと早く解消して欲しいなとは思っています。しかしだからと言ってこれ給付金がいけないってわけじゃありませんので、一定の効果はあるだろうとこんな感想であります。

○成瀬（7番）

次の質問であります、支給方法と所得制限を辰野町の場合でありますけど、支給方法と所得制限を設けるか否かをお聞きします。私は是非辰野町の活性化につながる支給方法が好ましいと思いますが、町長はこの支給方法と所得制限を設けるかどうかお聞きします。

○町長

もしこれが実際に給付されるとすればということで良いですね。まだはっきりしないものですから何とも言えないんですけども、一応全国の町村会では各市町村によって差はまずいだろうと、これは事務だとかそのへんの判定はいよいよ政府が困って市町村へ押しつけてきたわけですから、その押しつけられた所で差があってはまずいだろうと。あくまでこれは辞退だけの話ですので、あっち使うこっち使うは良いですけども所得で1,800万って言いますから相当給料額はえらいことです

ね。2,200、2,300万なるのか、扶養家族が沢山いるいないで違ってきますけれども、そういった方に対して辞退をされるかどうかという事です。このことに対して今言ったとおり当初申したとおりでありますので、全国町村会ではこれをしないでおこうと、しない方向が良いだろうというような今んとこ仮の申し合わせがあります。ですからこのまま進んで行くとすればもう一度全国町村会また長野県の方の町村会もそれに従うようにいたしますけれども、辞退はおそらくない方向が取られるだろうと。また政府の方で何か言ってくれば別ですけれども、そんな方向が見られます。配布方法は郵送で申請ですね、ご本人が。1戸1戸の一人ひとりに払うのではなくて、その世帯主の方へ払いますけれどもそこでとにかく郵送申請あるいは窓口へ来て申請、いずれも口座振替の方法がこの場合には取ります。もう1点はやっぱり窓口へ来ていただいて申請をして現金という方法も考えられますので

1、2、3方法あると。まだそこまで詰める必要があるのかどうなのか、それよく分かりませんが、考えられることは、また許されることはその3方向であります。これはいずれ3方向なら3方向間口を開けてどっちでもできるようにしといた方が良くないかなとこんなふうにも考えてます。以上です。

○成瀬（7番）

この所得制限を設けない場合は辰野町への支給額はさきほど岩田議員さんの時の答弁で3億4,600万円だと言われておりましたが、これだけのお金を町民のみなさんが使うということは本当に辰野町の活性のために素晴らしいことだと思います。この給付金、中には辞退していく人が出てくるのではないかとはいえますが是非町長と副町長は辞退しないで使って貰いたいと思います。この給付金の業務につきましては職員の皆様には大変ご負担になり大変なことと思いますが、家計の支えとなり民間消費の拡大になります。またお金をいただけるということで心に明るさが増します。どうか町民が一番納得いく支給方法で一日も早く支給されますことを要望いたします。

次に3項目目のブックスタート事業の拡大について質問いたします。現在辰野町は9箇月検診時に絵本のプレゼントを実施しており、これにつきましては多くのお母さん方から喜びの声が聞かれます。プレゼントされた絵本を何回も読んで聞かせているというお母さんもおられます。読書は心の栄養であります。豊かな心を育てていきます。小さな頃から本と親しみ親子の大切な時間に役立ちコミュニケーション

が図れ何より質の良い本を読む習慣が付きましますし、言語力、読解力が付きます。質問に入ります。私はこれから成長していく子どもたちが本に親しんでいくということは子どもたちの将来にとって非常に大切なことと思います。そのために是非ファーストブックに続き、本のプレゼントである2歳児セカンドブックスタートと小学校1年生サードブックスタートの実施をすべきと考えますが、町長の考えをお聞きいたします。

○町長

このブックスタートは議員さんにも言われて辰野でも最初のお祝いも兼ねてファーストブックということで、ブックスタートを切ったところであります。ただ後今度は2歳でセカンド、小学校1年でサードこれから毎年毎年本やったらどうかっていう話も発展的なるんではないかと思われましますけども、さあそこまですべきかどうか、同時にまた行政が出さないと買えない物かどうなのか。あるいはまたブックスタートの時に差し上げたこの本だけで各家庭は済んでいるのかどうなのか。そのへんもまた調査しながら十分家庭の中で絵本ぐらいは買い与えてやるのが、また親の愛情であろうとも思いますし、また親の育て方の一つであろうと、これを選択する人もしない人もあるでしょうけども、まあそんなふうに考えておりますがもう少し検討させていただきたいと思いますが、大変難しい問題でございますので、課長の方からもお答えをしたいと思えます。

○教育次長

現在の辰野の状況ですけれども、ブックスタート今町長話のありましたように9箇月検診の時に毎月保健福祉課の2階で行ってます。月平均しますと16名ということで、検診の待ち時間の時に絵本講座のボランティアの読み聞かせをやっております。その中で5冊の中から1冊プレゼントをしておりますけれども、大体500円から700円、それから布袋1枚をプレゼントしてというようなことで、そんらの予算も200円というような状況で現在はブックスタートをやっております。

○成瀬（7番）

さきほど町長がこのブックスタートはすべきかどうかと言われますが、是非すべきだと思えます。5月時点で辰野町の1年生は216人だそうです。1人約800円ぐらいの本をプレゼントしても18万円弱の予算であります。決して高額な予算ではないと思えます。やりくりすれば18万円のこのブックスタートの予算は出てくるので

はないかと思えます。近隣では茅野市や高森町がファーストブックスタートに続きセカンドブックスタート、サードブックスタートを実施しておりますが、高森町に聞きましたら教育長自ら小学校を回り、1年生一人ひとりに本のプレゼントをし受け取った児童は大変喜んでいるそうです。「うれしくて、うれしくて早く読みたい。」「お母さんと一緒に読みたい。」と子どもたちは話しているそうです。児童は本の読み聞かせの時も目を輝かせながら聞き入っているそうです。読書運動推進への意識を高めるためにも是非ファーストブックスタートに続きセカンドブック、サードブックスタートの実施を要望します。またこのブックスタートをスタートをしてくださる場合、本に辰野町贈呈、寄贈とかっていうシールを貼っていたければ、この本は永遠に辰野町がくださったっていうことでうんと大事にしたいと思います。そういうシールもね、付けていただいて本をプレゼントしたらいかがかなと思えますけど、このブックスタートの実施を要望しますが町長、再度町長の考えをお聞きします。

○町 長

予告しておきますが後で教育長にもお答えを、答えていただきたいと思えます。18万円ということでそんなに全体の流れではって言うんですけども、一方女団連の町から補助金ですか、活動やってるのは当時7、8万あったんですが財政厳しいって折で5万円に下げてるとかですね、たぶんその金額はともかく10万以下だったのが更にまた下げてるとかですね、いろんなところでもそういうのがあります。建設労連のみなさん方のところも前は7、8万いったのが今5万円とかですね、これも全部積み重ねがやっぱり町の全体の予算になってまいりますので一つの姿勢としてですね、有効の方に使うなら100万でも200万でも、それは出しにくいんですけど18万のが出しやすいんですけど、少ないからつつつてもなかなか大変な部分もあるということをおまはご承知置きいただきたいと、こんなふうに思えます。それで私どもの考え方なんですけど、やはり本を読むそのことから読み聞かせ繰り返し、いろんなことをやって絵と言葉と合わしていくとても大事でよく分かってます。本をあげればうれしくて、うれしくて早く帰ってまず見よう、こんなふうなこともよく分かります。ただ行政しかこれやれない本なのか、辰野町贈呈とか書きますけれども、お母さんたちいくらでも買えるんじゃないかと700、800円ということですね。あるいはダメなら図書館へ来て図書館利用して貰っても良いですよ。ということで

いかにも町が出さなければその子は本が読めないんだっていうことではない。いろんな方法がある中で行政がやっても良いでしょうっていうことですから、そういうふうに幅広く中で是非一つご見地をいただきたいとこんなふうに思います。現在ブックスタートをやってますけれども、セカンドだとか何ですかサードですか、セカンド、サードまでいくのかなもう、というような形でやってる所は例えば松本、塩尻、伊那、飯田他近隣市町村は現在やってないようであります。ただやってるからやるとか比べても、比べてどうのこうのではありませんし必要なもんだったら他がやってなくてやらなきゃいけないんでしょうけども、さっき言ったような理論で町もブックスタートも切ってますので、それからこう上に重ねるっていうのはそれほど子どもは本を読むこと楽しみにしてるんなら、お父さんかお母さん 800 円ぐらいの物を本だけ買えばそんなでなくて買えますので、買ってやって貰えないかなあとも思ったりしてますが、もう少しまわりの方でも判断しながら検討はしてみますが教育長の方の見解もお聞きします。

○教育長

議員さんおっしゃりますように本を読み聞かせるということは大変大事なことだという認識は私もしております。ただファーストブックの意味とセカンド、サードは意味が違ってくるんじゃないかっていうことを私は考えています。ファーストの意味っていうのは非常に大きいと思うんですよね。9 箇月の時にお母さんがお父さんが子どもに読んで聞かせる、そのことに非常に意味があるのではないかと、親にとっても子どもにとっても。で 2 番目 3 番目っていうのはそういう意味が非常に薄れてきやしないかというふうに思います。もちろんそれは悪いことではないのであっていけないことではないわけですが。更に絵本はですね、さきほど町長もおっしゃいましたように子育てセンターにも沢山の本があります。親子で行って読める場所でもあります。図書館にも町の図書館にも沢山あります。また保育園へ行ってもあります。学校へ行ってもあります。家庭でもあると思います。また図書館でもお話の部屋など読み聞かせの機会も沢山あります。そういうような機会を利用することもできるので、否定するわけではありませんけれども、ファーストブックとセカンド、サードは意味がちょっと違ってくるんじゃないかなって、そんなふうに私は感じています。以上です。

○成瀬（7 番）

確かに意味は違ってくると思いますが、本を贈呈していただいてその本を読むことによってお母さんが子どもと一緒に本を読む、子どもに本を読み聞かせる、親子のつながりが益々本当に良くなっていくと思います。その突破口になると思います。是非前向きにまた考えていただけたらと思います。以上で質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位 6 番、議席 8 番船木善司議員。

【質問順位 6 番、議席 8 番、船木 善司 議員】

○船木（8 番）

アメリカ発の経済不況が今までに 2 名の方からも話がありました。アメリカがくしゃみをすれば全世界が風邪をひくというのが実感として頭の中に大きく浮かんでまいります。確実な景気浮揚策で安定した世の中になるよう願いを込めながら私の質問に入ります。通告してあります 2 点について質問をさせていただきます。

まず観光資源に対する取組みであります。去る 11 月 15 日開催されました、豊南短大、森本教授の公開講座は「あなたも町も生き生きと＝地元を誇りを持とう」と題して、町の活性化のためには観光資源の活用が不可欠であると言う主張でした。私は「町が元気になるためには何をすべきか。」「町の活性化に向けて何をすべきか。」という課題には「観光への積極的な取組みが不可欠である。」と常々痛切に感じている一人であります。辰野町は綺麗な水が豊富にあり、美しい大自然そのものが大きな財産と考えられます。ましてこの中に旧所名跡、風光明媚な観光資源が数多くありますのでこれらを大いに活かし、町の活性化につなげるべきであります。現在ホテルの町としての知名度はある程度高まっておりますけれども、残念ながら 6 月の一時だけで年間通して活気をもたらしてはくれません。また辰野町第四次総合計画の中に「地域観光資源の活用促進」として既設観光拠点の整備等 4 項目を掲げておりますものの、具体的策にもう 1 歩かなあという気がいたします。観光資源の豊富な辰野町でありながらなぜ観光振興が伸びないのか、その要因はいくつかあるでしょうが、まず観光資源の取組みがバラバラになっている、一つひとつは非常に素晴らしくまた貴重な財産にも関わらずそれぞれが点としての存在であり、線としてまた面としてのつながりがないためだと思います。それはなぜか。要因はいくつか

考えられますが1つには「観光白書がないこと。」これが最大の欠陥だろうというふうに思います。辰野町の観光にどう取組んでいくのか、その方向が見えないためと思います。厳しい財政状況は十分承知しているつもりですが、町の活性化に向けた特効薬とも考えられます観光に対する低調な取組みにはいささか疑問を感じている一人でもあります。なおざりにして来た結果として、活気に乏しい現状を残念に思う一人でもあります。今後、辰野町全体の観光をどう体系付けていくのか、先々どう取組んでいくのかなど町の活性化のためにはその指針たるものが必須条件と思います。ここで質問致します。行政と関係団体、町民の連携がまず基本であると考えます。その上で行政は今いかに旗振り役に取組むかということです。辰野町の観光に対する現状をどう認識し、観光振興をいかに図っていくのか、まず町長の理念と言いますか思いをお伺いします。

○町 長

それでは質問順位6番の船木善司議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。まず観光に対してどうかということではありますが、沢山辰野にも観光資源は持っている。また開発などをする中で良い方法が出るんじゃないかと思えますけれども、あまりにもホタル祭り長いお祭りだもんですから、さりとて町から町の1年間かければ僅かですけれども祭りとしては非常に長いということで、半分疲れ切っちゃうのか予算もそこへ集中しすぎるせいか、しすぎると言いますか全体バランスから見るとですね、ホタル祭りだけ取ればまだ足りないっていうことなんですけれども、やっぱり通年を通じて交代番でも良いしあるいは一つのずーっと追っていければとこんなふうに願っているところでありますが、確かにおっしゃるとおり、もう少し観光に力を入れていかなきゃならないだろうと思います。観光協会のみなさん方もいらっしやいますし、そちらともう少し話を進めてまいります。郡の方でも現在上伊那の広域連合中にはふるさと市町村圏という形の中で共通マップなども今作られています。更に最近では「どんぶり街道」なんつってどんぶりですね。うな井とかホタル井とか井がつけば何ですか、かつ井もそうですかね、さくら井とかいろいろあるようですがソースかつ井あたりは伊那と駒ヶ根がダブっておりますけれども、そんな形の中でどんぶり街道などを一つのキャンペーンに張って、そしていつでも来れるような暦年、暦年って言いますか通年できるようなことを考えるというようなこ

とも今出てるところであります。一方県もいろいろ検案考えた結果、これは村井知事になってからはっきりしたことでありますけれども、やっぱり観光立県にしていくと、長野県は観光立県であるというようなことをもう既に決定されました。県議会でも通過したようであります。そういう中でこれは村井知事独自で導入したものでありますけれども、ザ、ガットっていうザ、ガット、ザガットっていうんですか、冠詞のザでなくてZ Aのザですが、ザガットというこれはもうしょうがない訳しょうがないんです。ザガットという世界的なこういったあちらこちらへ行った、最初はレストランから始まるんですけども、ただ外観から見て良いでなくて実際に利用した人たちの投票を得て紹介するザガットという本が世界的に出ています。これでザガットに加盟して日本も入っていますのは大都市だけです。東京、大阪とかです、名古屋とか横浜とかそんな所です。これを長野県、地方では初めて長野県を対象にザガットが入りました。長野県が地方都市で初めて入ったと同時にそれホテルの宿泊施設まで入れて投票の対象にしてその評価を得るというものであります。今まで殆どレストランだったのがレストランプラス宿泊所、ということですからこれに各市町村も加盟して欲しいということで、辰野も積極的にそれに入っていった方が良いでしょうというふうに私も考えてるところであります。非常にその道から見ますと非常に権威のあるザガットというのでありますから、県も環境立県を謳っているぐらいですからそのようにしていきたい、で議員がご指摘のとおり本当に点、点、点でなくて点と線を結んでいかないとダメでしょうし、一番良いのは点と線より面で滞在型とかです、そういったことのかやぶきの館のあたりも十分そういう意味をやっているんですけども、滞在、体験型の観光に昔はもう見て過ごしていく観光からそこへ留まって体験する観光に今変わってきている、そういうものも導入元はかやぶきにあるわけですので、それも活かしながら、もちろん点と線で見えて他へ行って貰っても結構ですのでそういうこともやってかなきゃならないと、私も思います。長野県中がそういうネットで一つに結ばれてまいりますと、これまたリニア新幹線をBルートへ持ってくる一つの大きな要素の一つになるんじゃないかとも言われてます。結局誰が来るかっていうと長野県は特に関東、東京の人たちが多いようですが関西、中部そちらの方からも誘客を図れるだろうと、そういう大都会の人たちがあそこへ行きたいっていうことになって利用するとなると、そこへ駅ができるものですから長野県の力はどうもそんなことで、第2義的にそういった観光

立県を作ってネットしておいて、どこでも泊まれるいろんなマップもできてて暦年、暦年って言いますかもちろん暦年もそうですが、御柱だとかそういったことは式年でいくわけですけれども、暦年しかも数年でそういった観光が取ればそういった誘致、駅の誘致、リニアの誘致に向けても効力をなすものところなふうに私も賛成の考えです。さきほど言いましたように、協会など観光協会などお願い申し上げてしっかりと上手く組めるように考えていきたいと思えます。以上です。

○船木（8番）

町長の観光に対する意識の高さ、強さというものは理解できましたが、私はさきほど強調したのはですね観光の羅針盤ともいえる観光白書、これは他所の市町村には近隣市町村にもあります。辰野町も是非これを作ってですね、観光白書といかなくても用は羅針盤を作ってですね、これに基づいて辰野町の観光振興を図って欲しい、こう希望するものであります。それでは町長の方からも観光立県の話が出ました。次に進みます。長野県とJRグループの共催によるデスティネーションキャンペーンの取組みについて質問をいたします。「観光立県長野」再興計画は、長野県観光部が旗振り役となって24年度迄の5年をスパンとして、全県民あげて知恵と力を出し合い取組むという指針に基づいて今実行策に取組んでいるところであります。ここで県のデータを一部使いながらキャンペーンの取組みについて触れてみようと思えます。まず緑と温泉が豊富な長野県における観光は非常に重要な産業であると誰しも認めているところでありますけれども、観光消費額平成10年の4,500億をピークに平成18年度は3,200億と71%に下がっております。また観光旅行者数は平成3年度1億760万人程がですね、平成18年度は8,700万人と81%に落ち込んでおります。この要因はいくつかあるでしょうけれども1つには旅行の形態が団体旅行から個人旅行へと変わり、また物見遊山型から参加型、体験型へと変わったためだと言われております。そこで右下がりの観光を再び元気にするためには、デスティネーション・キャンペーンの積極的な取組みが打って付けのイベントだろうと思えます。では「デスティネーション・キャンペーンについて」でありますけれども、まず取組み主体は県、市町村、民間団体が一体となり全国規模の媒体力と輸送力を持つJRグループと連携した大型観光キャンペーンであることはみなさんご存知のところでありまして。既に県下10地方事務所がリーダーシップを取り具体的に動き出しておりますが、市町村の取組みには大きな温度差があるようです。期間は20、21、22年

の3箇年であり今年度は事業計画、観光素材の掘り起こし、地域イベントの企画調整等具体化したようではありますが辰野町はいかがでしょうか。21年度は1年間かけてプレキャンペーンを展開し、22年度秋を本番にしたキャンペーンであることはご案内のとおりであります。また、当キャンペーンの目的にはキャンペーン終了後も継続可能な観光の仕組み作りとネットワーク作り、更に観光を通じて誇りの持てる地域づくりなどを含めいくつかあげております。更には、地域の役割として魅力ある本物の観光素材の掘り起こし、ボランティア組織を立ち上げお客様に満足いただけるもてなしの取組み、また駅から観光地までの交通手段の確保等に取り組むこととしておりますが、この中で重要な点はこの役割をまず克服してこそキャンペーン後も地域の貴重な財産として残るところであります。ここで質問致します。デスティネーション・キャンペーンに対する現在の取組みを含め、3年間に及ぶイベントに対する町長の所信をお伺いいたします。

○町 長

また課長の方からもお答え申し上げますがデスティネーション・キャンペーンということでありまして、これやっぱり目的地を定め目的、行き先を共同で定めた中でのキャンペーン展開ということでもありますから、当然これ費用も掛かりますのでいっぺん権兵衛峠が開通した時に伊那の方のある団体から、権兵衛峠を使った観光を行っても良いし来て貰っても良いということで、辰野町へも話があったんですけども、それはちょっとあまり費用が大きなお金でしたし即権兵衛、辰野ってということになりませんので、ということで辰野も箕輪もおそらく入らなかったと思いますが、こういった勧誘は確かに一杯あります。しかしこの長野県で観光振興で振興課でもってやってるものは、良いと思いますので検討して至急入り込んで、とにかくネットを作っていないとというふうに思いますので「まだまだあるある長野のすばらしい所。」って言いますか観光とかですね、発見するっというような言葉もあるぐらいでして、しかしそれより小さいもの非常に意味はあるんですが、1箇所だけでは誘客できないということでもありますから、やっぱりネットを組んだ中で流れの中で通って貰ういろんなコースの中へ辰野も組み込んで貰わないと思います。同時にまたさきほど言ったようにホテル以外にも紅葉などももう少し出していかなきゃいけないだろうと思いますし、横川の紅葉はすばらしいことだと思います。あれ言い方によっちゃ東洋一だって言ってますけども、東洋一って言いますけどもイ

ンドネシアとかあっちの方紅葉あるんですかね、とこういうことになってきますけども、ある中では日本一だろうと、東洋一だろうというようなことで売り出してなかなかいけませんし、いろんなそういったものをもう少し宣伝良く計画立てて、本当の白書があれば一番良いですが白書も含めて担当課長の方からデスティネーション・キャンペーンについてもお答えを申し上げたいと思います。

○産業振興課長

デスティネーション・キャンペーンにつきましては議員ご指摘のように平成22年に実質行われるものでございまして、平成21年度がプレキャンペーンの期間となっております。長野県辰野町につきましては平成22年の10月から12月がキャンペーン期間となって行われるものでございますので、町としましてはこの時期も併せまして紅葉狩り、ハイキング等が考えられるのではないかなって思うように思います。横川峡、小野宿、しだれ栗森林公園等ハイキングまたは体験型の企画も考えられるわけでありましてけれども、体験型につきましては受け入れ体制の整備等が必要になってくると思いますので、各関係団体のみなさん方と相談をしていきたいというように考えております。また来年度の21年のプレキャンペーンに向けても企画をしていきたいというように考えております。以上です。

○船木（8番）

20年度はもう既に総会も終えまた各関係箇所での会議もスタートしておるように聞いております。辰野町でもこの企画にあたってですね、今までの課題の洗い出しというようなことも行われていたのではないかとこのように思います。私はさきほどから申し上げておりますように「足の確保」これが一番重要だろうというふうに考えます。もし課題を洗い出し交通手段についての考えがありましたら、伺います。

○産業振興課長

このデスティネーション・キャンペーンの至る経過でありますけれども、実際的には平成20年の2月に主旨説明がありまして本年の7月11日に正式決定をしたものでございます。それでこの12月の1日に担当者会議が上伊那行われまして、細部が示されたところございまして1月の22日までに一応計画書を提出するというような経過でございますので、今後検討をしていきたいというように考えております。

○船木（8番）

最初の計画と大分かけ離れているようでありまして、今から極力積極的に取り

組んでいただくことを望んで次の質問に移ります。

次は「横川溪谷の観光資源をどう活かしていくか。」であります。「横川溪谷は大事な観光資源である。」と言う町長の認識を以前にも確認させていただき、また今回「東洋一の紅葉である。」という確認もさせていただきました。併せて16年、22、23号台風で三級の滝への道路決壊へは予算も付かず困っているということも以前お聞きしました。しかしながら18年の災害を被った生活関連の箇所については概ね復旧が完了したことであり、今後は観光にも目を向けるべきである。更には今まで申してきましたデスティネーション・キャンペーンにも当然組み入れるべき貴重な観光資源であるという認識の基に質問いたします。今回は蛇石から三級の滝までの道路確保を主体に質問してまいります。まず蛇石・黒沢橋間についてであります。現在蛇石の上部で柵止めをし一般車両の通行を規制しておりますが、これは16、18年災害の復旧工事に伴う工事車両の通行のために規制しているとのことですが、復旧工事の早期完了を要請し一般車両が1日でも早く通行できるよう望む1人です。次は黒沢橋から三級の滝口駐車場間についてであります。16年災害により道路形態が全く失われたわけですが、被災後既に5年になろうとしております。復旧に向け具体的に検討がなされたかと思えます。貴重な観光資源に対して5年に亘る放置は大きな損失であります。当箇所は林野庁から辰野町が借用している道路と聞いております。ならば、なお更、町が主体性をもって復旧に取り組むべきであると考えますがいかがでしょうか。次はその先の道路、つまり駐車場口から滝までの歩道の確保についてであります。当箇所については、以前から町と営林署が中心となり多くの関係者のご尽力により整備されてきたことは、訪れる多くの観光客は一様に感謝してきたところであります。またこんな話が出ております。「度重なる決壊を避けるためには、別ルートが良かろう。」と提案する地元の地理に詳しい方々もおります。具体的には、蛇石から奥2.5 km程の箇所で左岸が非常に迫った所に橋を掛け対岸に渡り、檜林の中を通り黒沢の避難小屋を経由し、そこから今迄の上部側なだらかな中腹を通って滝へ到達するという1案です。検討する価値は大いにあるだろうと思えますがいかがでしょうか。今回申し上げました蛇石から奥は、国有林の専用林道であり作業道であるということから「一般車両は通行すべきでない。」と言う林野庁関係者の声を聞きますがこれもいかがでしょうか。いままで通行可能であったものを一方的に閉鎖すべきではありません。地元とともに歩む林野庁であるべきと思

いますがいかがでしょうか。再三申し上げますけれども、辰野町の活性化に向け素晴らしい横川溪谷の観光資源を更に活かすべきと考えます。どのような方法であれ、名勝地三級の滝までのルートを一急に確保すべき時期と考えますがいかがですか。何点か今申し上げましたが町長のお考えをお尋ねします。

○町 長

細部にわたりましては担当課長の方からお答え申し上げますが、三級の滝いずれにしてもダムより上は国有林の国のものであります。今閉鎖してありますし、前はあいつた時も確かありましたけれども事実上は開けても観光あるいはまた、向こう上の方なんか山を見に行く人に非常に危険も伴うし、また上手く前みたいに整備されていないということ、とにかく18年度の7月の災害では14箇所崩落しておりますので、それが莫大なお金になるんでなかなかどこも整備が、若干の整備だけでもって終わっちゃってるんですけども、それで林野庁の方へも今お願いをしているのは国有林から、その前に林野庁から言われているのは南信森林管理事務所を通しまして言われているのは、町道に変換してくれって言うんですね、あのままで。それはいずれ開けますけど管理がえらいことで何十億単位も掛かっちゃう所も出てくるんじゃないでしょうかね、もし崩れたり崖から何から、林道の補助金なんてのは殆ど有利なものはありませんので、それであそこを最低5m道路ぐらいに開けて対面交通ができるように国がしてくれれば町が引き受けるとこういうことを言っているところであります。それで現在閉鎖しているわけじゃなくて開けても意味がない、開けても危ない、帰って奥が危ない、こういうことじゃないかと思えます。そういう中で別ルートで三級の滝まで行けるようになっていうことでありますが、また課長の方からもお答え申し上げますがちょっと私ども、本当にその道が良いのかよく研究してありませんのでとりあえずは現在の道をなんとか活かさないかなと、改築、改装いろいろが修復ができればと願っているところでありますが、なかなか思うようにならないのが現状であります。課長の方から少し詳しくお答えします。

○産業振興課長

それではまず始めに蛇石、黒沢橋間の一般車両の通行につきましてですが、南信森林管理所、横川森林事務所の考え方としましては一般車両の通行につきましては災害復旧工事を実施しているため、工事車両を優先するために現在蛇石上から通行止めにしていただいているということでございます。また本来、専用林道であるので一般車

両の通行は好ましくないという考え方をしています。次に黒沢橋駐車場口間の道路復旧についてでございますが、復旧につきましても平成19年の10月に現地調査を行っております。黒沢橋から三級の滝の間で車道、歩道含めまして14箇所の崩落がございます。当初南信森林管理所の方へ歩道の整備という形の中で復旧を要請をしたわけでありましてけれども、三級の滝付近につきましても事業計画はないということで要望を聞き入れていただけなかった、で現在に至っております。またさきほど町長も申しあげましたように復旧事業につきましても、相当の経費が掛かるということでこの歩道等の補修に關します良い補助金がございますので、町の単独事業になる可能性があるということもございます。また現時点で専用林道が通行止めが解除がされない状況の中で復旧をしても利用できないというのが現状でございますので、まずは南信森林管理所の方へ通行止めの解除を要望をしていきたいというように考えております。また3番の別ルートの整備ということもございますが、現在のつて言いますか今痛んでいる歩道を復旧するにしましても、橋を全面架け替えしなければならないということがございます。議員さんご指摘のように別ルートも1案だと思われまますので南信森林管理所とも相談を申しあげながら検討をしていきたい、いうように考えております。以上です。

○船木（8番）

さきほどからお聞きしておりますと、経済的に非常に厳しいという話、これは分かります。町長さきほど言われました「東洋一の観光地と言うほどの名所地だ。」ということになればですね、何らかの補助事業で何とか直すべきではないか、5年という年月どのようにその補助事業に対する取組みがあったのかどうなのか、併せて専用林道は一般車両は通行すべきでないという話が出てまいりました。ならば、源上から蛇石までは町道であるはずで、町道を林野庁の関係者がドンドン通行する、一方専用林道は通ってはまずい、あまりにも理不尽な状況ではないかと思えますがどのように理解するのでしょうか。お尋ねします。

○町 長

町道通っておいて国有林の道路は通っちゃいけない、不合理じゃないかっていうんですが、そういう前は開いてましたししますので、かかっていた時もあります危険だろうというふうに判断しているんじゃないかと思えます。また聞いてみますけれども、やっぱり補修をかけないとそのままなんか危なくて落ちちゃってもで

すね、ということでもありますし、できるだけ国の国有林のうちに道路の改修は終わらして貰わないと思っております。また国有林がありますので少しその道路ばかりでなくて少し幅広くやっていただくと辰野もありがたいということで、林野庁の方へまた掛け合っていきたいと、こんなふうにも考えてございます。東洋一の名勝地っていうことでなくて、東洋一の紅葉の里というように、名勝地って言うとちょっと大きくなっちゃった、こんなことでもありますんでお願いします。

○船木（8番）

柵をしてあるというのはですね、通ってはまずいというために柵をしてあるんですよ。土曜日、日曜日は工事車両は通りません。観光のためには土曜日、日曜日開けても良いんじゃないかというふうに思います。これから関係箇所へ強く要望を是非期待するものであります。それでは時間にもなりますんで次に移ります。

徳本水ミニバイパス化に伴う周辺の諸施策についてであります。去る11月7日徳本水ミニバイパスの起工式が行われ、まだ日も浅い今日2号橋の橋脚部分と思えますが深く掘削され、工事現場が日に日に変わっているこの頃です。私は以前、ミニバイパス化に伴う振興策として「例えば道の駅などの建設はいかがでしょう。」と伺ったところその考えはないと言う話でした。つい先頃の新聞で飯島町で栗の里づくり構想として加工販売施設の建設を進めているという記事を目にしました。この中で調印した町長は「単なる産業振興だけでなく、地域活性化のプロジェクトとして考え、できるだけの支援をしたい。」とも言うておりました。このプロジェクトは地産地消、雇用拡大はもちろん生産者の農家も株主として参画する地域密着型の注目すべき事業展開であります。辰野町では多くの点が参考になるだろうと思えますので注意深く見ていきたいものです。今回は1箇所に留まらずミニバイパス周辺の全体的な振興策について伺っていこうと思えます。まず1点目は前回「道の駅にどうか。」と質問しましたバイパス西側、つまりバイパスと横川川に挟まれた地籍についてであります。当地籍は地主の方々からは「行政主導により有効活用が図れないか。」と言う声が聞かれます。以前、嵩上げの提案に同意しなかった経緯もあったようですが、嵩上げしただけで終わっては田んぼとして使えないため、現状のままという主張は納得できます。ここで質問いたします。国道の通行者はバイパスの恩恵を受けますけれども、地主の方々には恩恵にも増して強いられた犠牲が大きいと思えます。しかるに地主の意向を尊重し、また県、町の主導により当地の有効

活用を図るべきと考えます。町長はいかががお伺いしたいんですけれども、実は時間もありませんので、まとめてあと2つの質問をさせてもらいます。

次にミニバイパス東側天神原地籍の整備についてであります。過去、丸山球場の移転等話題の多い地籍であります。道路を含めこの周辺を考えた時、1つに県道伊那富辰野停車場線は幅員が狭く急カーブも多いこと。2として中道線は途中まで広いけれども途中後は未完成であること。3つ目は土地開発公社所有の通称、梅畑の未開発等を上げることができます。従ってこれらを何とか結びつけ全体として調和のとれた開発は何か検討する必要があるとおもいます。例えばミニバイパスから分岐し梅畑経由中道線に通ずる道路はいかがでしょう。通過車両の迂回ルートとしても有効かと考えます。町長が今まで指摘してきましたボトルネックが1つ解消するものと思います。

3点目は徳本水付近から宮所信号機付近までの現国道を含めた周辺の整備についてであります。ミニバイパス完成後には現国道が町道へ移管されるやに聞いております。町道移管となれば地元整備維持していくことになるだろうと思います。ならば、地元の意向に沿った整備が当然かと思えます。名水、徳本水の水汲み場あり、また近くには今村公園、そして多くの石造物、加えて樋田お不動様等々を考えれば公園として造成すべきことがごく自然かと思えますがいかがでしょうか。加えて先程申し上げましたミニバイパス西側地籍の有効利用とリンクさせるため、橋を掛け一体とした観光拠点も考えられます。一案を申し上げましたが、当地籍の有効活用に向けた構想としてはいかがですか。これら町の活性化、地域振興に向け町長の強いリーダーシップを最大限活かせるチャンスと思えますが、町長いかがでしょうか。お伺いします。

○町 長

それではミニバイパスということでミニバイパス640mですが、よくミニバイパスってちょこっとしたもんかっていうようなこと言われますけれども、わずか640mで8億円も掛かるわけですから、日本でミニバイパスあのぐらいの距離の中じゃ一番高い道だっていうようにまたご宣伝を願いたいと思えますが、そればかりやるのに30年も掛かったかと、こういうことですから8億円の難工事であるというふうなことで、言葉はミニバイパスだとかこういうふうなことをお願いしたいと思えます。それにまつわりまして西側と東側、あそこは天神原でありますけれどもその有効利

用、活用ということでありまして。若干道路の方が面が上がっちゃいまして、本当はあそこまで積んだんですけれども、1回やらないっちゃうんである知事さんとき取っちゃったんですけれども、またやるようになりましてまたグラントレベルをどういうふうにするのかっていうこともまた別問題で考えなきゃなりません、いずれご指摘の西側の方は約 3,000 m²ですから3反歩ぐらいあります。右の東側の方はその10倍3万m²あるわけでありまして、まだ有効利用をどういうにするのかっていうことは前にご提案をいただきましたきり具体的に考えておりません。道の駅とかそういうことでありましたらまず民間主導でなければなりませんので、行政がどのへんまで応援できるか、いずれにしましてもまだまだ私有地でありますので、行政がやるにしても土地を買って何とかという形になりますから当然、地主さんや近隣のみなさん方の応援を得なければならぬとこのように思います。対比にだされました飯島の栗の里、北の小布施に南の飯島とこれが栗で結ぶというふうなことだそうではありますが、非常に結構なアイデアかと思えます。辰野町も何かそのへんで掘り出した名産物などが販売できないかなというふうにも考えておりますが、まだそこへ決定したわけじゃありません。ただ両方とも埋蔵文化指定地域で、まあ町中そうですけども、これまあえらいことで一度は実施設計の前には埋蔵文化をやる必要があると、これも相当のお金を要するだろうとこんなふうに思います。後は宅地だとかですね、工業地、あるいはスポーツ施設、道路沿いに対しましては今のようなことも考えるというふうなことで、まだアバウトの概要ができていただけなので、概要を見ながらそれぞれが思い思い思っているだけで統一はされてません。ただし梅畑を通過して来る中道線、あれを延ばしてってどっちみち高架橋かなんかで線路をまたいであそこへ下ろさざるを得ないだろうとこういうふうに思います。中道線の延長は。それでいずれにしましても今度できますミニバイパスへ直交させると、直角交差させるというふうなことに具体的には地図もあるわけじゃありませんけども、ポンチ絵ぐらいはずっと前に描いたこともありますけども、そんなふうな構想もありますが、鉄道もなくてということになると大変にお金も掛かることだし、えらいことになるのかなと何か良い事業ないかなというふうなことであります。今んとこ町道のままですので県道を乗り換えちゃってそして、県の方でやって貰えば良いというふうにごっこの考え方がありますが、あまりそういったことが見え見えだと県も乗ってきませんのでどんなふうにするべきか、ただ中道線の下の方、線路としばらく平行で

走っている道、あれは県道なんですね今おっしゃったとおり。ですから上の方は町道ですから町道の方が広くて良いからっつって交換してくれって頼めれば一番良いですが、そんなことも1つの模索の中に入れて大々的にここは考えていかなきゃならいとこんなふうにも思うところであります。課長の方からお話を申し上げます。

○建設水道課長

それぞれ用地の有効活用のお話だというふうに承っているわけでありまして。地元と用地交渉する中でそれぞれのご意見はいただいております。そういう中で現在今工事が始まりまして、盛土等も始まってまいりますと地域の状況も分かってきます。そういう中で地域のみなさんとお話をさせていただきたいと思っております。なお、現在の153の旧道となる部分につきましては県の方からの移管の申入書等も出されておりますが、現在のところは町の方は今保留をしております。徳本水の名水等ご指摘のとおりでありますので、これからの活用については地域のみなさんとこれもご相談をしていきたいというふうに考えております。

○船木（8番）

今の場所が民間地であることは十分承知をしております。地主の方々の意向を踏まえてという話は地元の方々の話も聞いた上での私、質問でした。したがってそこで民間主導、町が旗振り役になってという話も聞いておりましたんで、質問をさせていただきました。さきほど申し上げました、飯島町でのプロジェクトの総事業費は5億円でその半額は国の補助を受けるということです。今まで質問しました辰野町の活性化に向けては、金がないからと消極的になるのではなく、県ないし国の補助事業として補助金を受けるという取組みはいかがでしょうか。積極的に取り組むべきであるということを強調して私の質問を終わります。

○議長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は15時10分といたします。

休憩開始 14時 58分

再開時間 15時 10分

休憩前に引き続き進行致します。

○議長

進行いたします。質問順位7番、議席5番宇治徳庚議員。

【質問順位 7 番、議席 5 番、宇治 徳庚 議員】

○宇治（5 番）

私は 3 つの観点からご質問をさせていただきます。最初の質問ですが、横浜市との交流促進の意義とこれからの展望についてでございます。横浜開港 150 周年記念式典が 5 月 31 日、来年ですけれども開催されます。一見 360 万都市横浜のイベントにすぎないように思いますが、実はこれには開港とその後の近代化に大きく関わった辰野町小野出身の小野光賢・光景父子の存在があり 150 年の歳月を越えて今まさに横浜市と辰野町の縁がとりもつ新たな出会いと交流の輪が広がろうとしています。最近横浜の住民から私が耳にしたことですが、開港記念日は 6 月の 2 日ですが横浜市は昔からこの日は記念日として学校が休みだそうです。それほどこの開港という意義と重さをですね、市民にも浸透させるという取組みをされているんだなあとというふうに感じておるところです。そこでまずお尋ねいたします。来年 4 月 1 日から 1 箇年相互に横浜市の職員と交流派遣するという両者の合意の元に人選が進んでいるかと思えます。大都市横浜の行政と辰野町の規模の違いをどのように職員選抜の要件とするのか、人選にあたっての双方の狙いは何か、また復帰後はどのように活かされる計画かをお尋ねいたします。

○町 長

質問順位 7 番の宇治徳庚議員の質問にお答え申し上げます。先日は横浜まで視察を両委員会合同で、私どもも便乗させていただきましてありがとうございました。この中から来年の横浜 150 周年をどのように町が参画していくか、同時にまた小野光景さん、お父さんの光賢さんなども含めてどのようにまた PR していくかということでもあります。そういった中でありますが、まずは職員交流が 4 月から決定しておりますので、これに対します双方の選抜条件ということでもあります。条件と言いましても 1 年間は最低、大体 1 年で 1 回終わりまた人を変えて 2 年目というような形もなろうかと思えますが、そういう中で中田市長と面談で話をした時に私どもが遠慮しまして、こちらは 2 万 2,000 の町で職員も 200 名今切っているような、減らしているから 200 名切っているんですが、向こうは 3 万人もいるっていうわけですからそういう中で「どんなことができますかねえ。」なんて言って、まあ 1 人ずつ送って貰ったらどうですかと、そうしたら向こうですかさず言ったことは「辰

野町などへ来ると大体オールマイティになるでしょう。」と何もかも。「そのとおりです。」と。いくら専門官でもお客さんがくれば、いなければ相手しなきゃいけないしご挨拶ぐらいしなきゃいけないし、ところがあぁいった所になりますとお客さんも入ってこないような部屋へ入って、技官だとか専門官だとかそういう方もいまして、その代わり県へ頼むことが横浜市役所の中でできてしまうということもあるわけですし、例えば建築基準法の建築認可だとかねあぁいうものは殆ど、伊那市あたりでもやっているわけですがけれども、上伊那の場合は合庁で受けてますからそんなようなこと。県職がやっているようなこと、下手すると国がやっているようなことまで入り込んできていると。それだけ専門であると。それで私も言ったんですが「それは是非そういう専門を私どもも育てて欲しい。」と。逆にこちらへ来たらそれこそ一つのことやりながら何でもかんでもやれるような人材になって欲しいとこういうことでありまして、これは合意できましてまさにそのような選定をさせていただいたところでもあります。したがってましてあんまり年配よりも若い方が良いただろう、あまり若すぎてまだ養成の何たり分からん者が行ってみても、これ基礎教育だけで終わっちゃっても困りますので、ある一定の基礎は持った将来有望、有望といいますか年齢的に有望な人なども活かす、要するに年数が多い人などを選定させていただいたとこういうことでもあります。復帰後はどのように活かすかということではありますが、即刻そのまま活きたらとお互いにできないわけではありますが、そういった発言をするところとか物の考え方とか、それは各所で生きてくるだろうとこんなふうに思います。また専門的な知識を身に付けてこれれば、今度は逆に返ってきた辰野町の職員ですがそれなりのまた配属も考えてみたいと、こんなふうに思います。前に一度厚生省へ1人出しまして、1人返ってきてますがその変わり厚生福祉の方やってきましたけれども、今はもう厚生ばかりじゃない税務課の方とかいろんな所行ってますけど、一つの物の考え方持つてるとはとても大事でありますし、また国県いろいろ話すことなどの理解度も違って来る、同時にまた友人もできると、このことはとても大事だろうと思います。そんなことでそういう非常に多角的に多面的に活かしていきたいとこんなふうに思っています。以上であります。

○宇治（5番）

市の中に町があるような大きな横浜の研修となれば、選ばれた職員は大変だろうと思いますけれども、町の代表として是非とも頑張っていたきたいというふう

思います。先の議員研修として横浜市会を表敬訪問させていただき、加えて阿部副市長との懇談の中で約 4,000 人が参列される 5 月 31 日の式典に小野父子の地元から参加も可能とのお言葉をいただき、早速バス 1 台「意」のある住民代表を募る計画が地元としてこのほど固まりました。つきましてはこの式典を皮切りに 150 日間のイベントが行われるこの開港記念の行事に、辰野町として参加するような計画が何かおありかお尋ねしたいと思います。

○町 長

さきほどお話いただきましたように、横浜開港記念式典が来年の 5 月 31 日今までの記念日だそうではありますが、に行われ大体規模は 4,000 人ぐらいが入るということでありまして、そのうち 2,000 人が招待という形であります。もしそういうことになれば、招待 2,000 人の内地元の小野地区あるいはまた辰野町の関係者などもついでということで、これは話し合いの中でそんなふうにも持っていけるかなとこんなふうにも思っているところでもあります。それから 5 箇月間 150 日ですから、150 周年で 150 日、約 5 箇月間に対するいろんな町の展示でありますけれども、また課長の方からお答え申し上げますが、とりあえず展示で見せるって言いましてもなかなか良いものはなくて赤羽焼きの糸繰り鍋ですか、繰糸鍋って言うんですかね、とかと書いてもあれはどこにあるか、用意はある程度はできるでしょうけども 5、6 個並べて写真にでも図を書いたりしてやるのか、誰か実際にそこでやっているような写真でも撮って出すのか、幸い岡谷では糸をくくってる所があるようでありますので、岡谷へ行って岡谷というんじゃなくて、糸くりの状況はこうだということの写真を撮ってきて辰野で出しちゃおうかな、そのへんもよく分かりませんがそんなことなどを今考えている所でもあります。課長の方からもお答えを申し上げます。

○産業振興課長

横浜の 150 周年に伴うイベントにつきましては、平成 21 年 4 月の 28 日から 9 月末まで行われる予定になっております。その中で長野県の部分につきましては 6 月の 15 日から 21 日の間でございます、これにつきましては絹の道展特別展示及び行政出品ゾーンへの出店を予定をしているところでございます。絹の道展特別展示につきましては広報、有線、ホームページ等で絹に関係あるものにつきまして町民のみなさん方からのお持ちの物を募っているところでございます。また行政の出品ゾーンという形の中で物販の方法だと思っておりますけれども、これにつきましては今後企画

等を練っているところでございます。以上です。

○宇治（5番）

是非これを機会にですね辰野町のPRもしていただくように、小野の夜明け前を始め物産もできれば展示していただければありがたいなあと、こんなふうにも思うわけであります。今回に限らずこれから先、町としても是非発展的な取組みを期待したいと思いますし、地元小野地区住民の認識も高め、折にふれ横浜との交流の機会が多くなるべく盛り上げてまいりたいと思っております。特に小野光景氏は横浜のみならず当時の小野村に学校・病院・図書館・駅舎を寄贈され、当時「西岡谷」と言われた小野の製糸業と相まって小野地区の発展に大きく寄与されました。中でも小野病院、現在の両小野国保病院は大正6年に建設するも、「運営上から生じた損金は小野村と筑摩地村の製糸場主で応分に負担すること。」としておりその後の製糸業の衰退の中で両行政が折半するようになり、90年の長きにわたりその精神を踏襲してきた両行政に改めて敬意を表するとともに、私は小野光景氏の事業家としての先見性に今さらながら驚くばかりです。先人の思いを次代につなげてゆく努力が地元として益々大切であると感じております。そこでこうした折角のチャンスを確たるものにするのに、相手のあることですが、近い将来「姉妹都市の締結」への発展というようなことを望むわけですが、この点について所見を町長にお尋ねしますが、ここの姉妹都市という、この姉妹という言葉がですね私地元住民から指摘をいただきまして時宜を得ていないと、今は友好都市と言うべしというこういう注意をいただきましたので、以降友好都市という表現に代えさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○町長

これで横浜市とのお付き合いをしていくということですが、まずは一つひとつ交流を深めるということですが、交流が深まると友好都市になるのか、あるいは姉妹都市という言い方もあるわけでありまして辰野町は姉妹都市はワイトモがそうであるのか、あるいは鋸南町が姉妹都市かっていうことです。横浜の方ちょっと調べてみて前にも市役所へ行った時にもあそこのところである議員のみなさんにもあそこ一緒に通った時にはガラス窓の中見てくれって、見ていただきましたけれども実は8つほど友好、これがですね、姉妹都市、友好都市、両方書いてあるんです。姉妹都市であり友好都市であると、8つほどあります。それが全部外国でありまし

てアメリカのサンディエゴ、みんな港ですね、フランスのリヨン、それからウクライナのオデッサ、カナダのバンクーバー、インドのムンバエ、フィリピンのマニラ、中国の上海、それからルーマニアのコンスタンツァーっていう所だけなんですね。それで前にも市長にも聞いたことあるんですが、今のところって言ってました。別に規約は何もないんですが日本の中では姉妹友好都市と名の付く所は今ありませんと、交流を多く図ってくということは今ドンドン進めていますと、もちろん辰野に対しても進めていきたいとこういうことでもあります。今後どのように辰野はどうしても姉妹都市、あるいは友好都市ぐらいの状態に持ち込めたとした時にどういうふうに反応するかであります、前もってそうですね、ただただ今の状態で友好都市姉妹都市って言うても、しかし他所にない小野光賢・光影さんの関係もありますからそのへんをどういうふうに向こうで捉え方をですねしていただけるかというところでもあります。したがってまだ日本には1つもそういった所がありませんので、あるのは外国でありますので今後の話と同時にまた辰野町のスタンスをどういうふうにするか、それはやっぱり決めてから話をしていきたいとこんなふうに思います。以上です。

○宇治（5番）

是非最初の友好都市になれるようにですね、行政・民間相まって活発な取組みが実践されることを希望するものです。

次の2点目の質問でございますが、地域モデルの構築で新しい観光形態についてご提案と言いますか私なりのご意見を述べたいというように思います。私は横浜との交流は新しい形の観光資源であり、ひいてはまちづくりの1つの基盤になり得ると考えます。この際「にぎわいのまちづくり」に向けた観光のニーズをしっかりと把握し、新しい切り口の観光の形をデザインしてみる時期ではないかとも考えるわけです。そこでまずお尋ねいたしますが、現状の辰野町の観光行政はどことなくお寒い感がありますが、町はもとより観光協会、商工会の組織活動の現状というのはどうなっているのでしょうか。その点についてお尋ねしたいと思います。

○町 長

まずは課長の方からお答えをまたいたしますけれども、細部にわたりましては。横浜との連携、交流を深める中でのあり方ということで観光、行政、協会、商工会というような形にもなってくるんですけれども、それに対しましてまず町の方は組

織その他っていうことになれば、今お分かりのとおり実行委員会を作り行政、商工会、J A、観光協会、各種団体によって行われているということで町ぐるみの状態です。その他ほかのイベントもいろいろありますが、宣伝面においては横浜市との連携が取れるだろうというふうにも考えているところでもあります。まだこんな友好を深めてく目的でなくて、辰野町誘客という形の中でまずほたる祭り他いろんな観光を一体的、さきほどの話ではないですけども点と線結びつけたネットワークの中でやっていこうという、観光協会は方向を出しております。あくまでも観光協会を主軸にしてこの問題を解決していきたいとこんなように思います。課長の方からもお答えをいたします。

○議長

課長の方はないようです。宇治議員どうぞ。

○宇治（5番）

現在、町の目玉は何がともあれ「ほたる祭」かというふうに私は思いますけれども、年1度の町を挙げてのイベントも実績を大切にしながら、できれば年間を平準化した観光資源の新たな構築が必要ではないかというふうに思うわけでもあります。ここで1つのデータがあります。辰野町を含む上伊那地域の平成19年度観光地利用実態統計調査という調査からですけども、これによりますと長野県で10ある地方事務所の比較がされております。まず観光利用者数は上伊那ですから辰野町のほたる祭13万人や、高遠のさくら祭を含む人員がですね約452万だそうです。これは比較をするわけじゃありませんけれども、大きさと言うかその違いをちょっと私もそれなりに確認してみますと、かの有名な軽井沢町ですけども、ここがですね790万人。ですから上伊那の倍、約倍近い観光客ですね。身近な所では松本市、松本城や上高地等を控えて572万人。これも上伊那の1.2倍位あるわけです。1つの市で市や町でこれだけの規模を誇っているわけで、結果的に上伊那地域はですね10ある地方事務所の内の第8番目だそうです。観光消費金額という面で見ますと上伊那地域112億円、これは残念ながら最下位の10番目。長野県全体を100とした場合にはいずれも人も金も占有率はたかだか5%にも満たないレベルにあると、こういうことでもあります。3つ目は県外からの客の割合がどうかというと48%でこちらも残念ながら最下位の10番目。ただし逆に日帰り客はどうかというと、これは452万人中370万人で全体の約81%を占めていると。この項目だけが長野県下トップというこ

とになってます、上伊那が県下でトップと。ということは裏を返せばいかに泊り客が少ないかということの現れではないかというふうにも思うわけでありませう。保科正之の大河ドラマ実現というこういう大きな動きがありますので、こういったものが一つの動機となって大いに上伊那地域の活性化がされれば良いなというふうにも思うわけだ。そこで国においては10月から観光庁がスタートし、県は「観光立県」を目指すという大きな流れの中で、辰野町は観光まちづくりのエンジン役となる組織体制の見直しや人材の育成という面に力をいれて、更に活力を高めるというふうなお考えはお持ちではないでしょうか。この点についてお尋ねします。

○町 長

正におっしゃるとおりで、まずさきほど言いました組織、その他をもう少し今後はさきほどの話、県自体が観光立県でありますのでそれに乗っていくということ。同時にまた横浜との交流の中でも活かしていくということ。同時にまた町に対しましても誘客することがとても良いこと。ほたる祭だけに頼りすぎているということでもありますから、やっぱり通年を通した暦年できるような問題を取り上げて提携をしていくと町の町内の中で提携することがとても大事だというふうに思います。なお、その中でこれからは自然環境、エコというようなこともとても大事でありますからそれも基軸にした観光開発が必要だろうし、観光発見も良いでしょうし、発見するということです。ネットワークも大事でありますからそんなふうなこともしていきたいとします。ただ交通のスピードアップとともに、例えば軽井沢町あたりが来ても泊まらないと、そのまま帰ってしまうかあるいは長野の方へ乗り込んでいくと、長野県にとってはあちこち回ることはとても良いことですが、宿泊施設が宿泊する所でなくなった部分もいささかあるようです。それをどのようにまた軽井沢などが奪回していくのかというような方策なども良い方法あれば、またノウハウを町の観光課の方も教わりに行く必要もあるだろう、視察に行くことも必要であろうとこんなふうに思います。いずれにしても、地域モデルっていうような形で辰野町でもいくつもいろんな村おこしがありますので、それをいまバラバラですからそれを一つネットワークで、時期が違っても一番困るのは時期が違うことが一番困るんですけども、夏やる所に昼やる所に春やる所に、福寿草とくればもう2月から3月くらいにやっちゃいますし、しかしそういった同じ時に同じそういった祭事ができなくても、検討したり手をつなぐことはできますのでそういった形の中で、

もう少し進めて考えてかなきゃならないと、そのために対します人材などもまた養成をしてまいります。以上です。

○宇治（５番）

今のお話で町長もいわゆる村おこしと言いますかネットワークというご認識をお持ちなんです、加えてですねちょっと申し上げたいなあと思いますが、「住んで良い町・訪れてよい町」となるためには上伊那地域の各市町村の独自性とその観光エリアに点在する観光資源のネットワークづくりが重要ではないかというふうに考えます。そこで大切なのは従来型の手法によらない「地域住民の熱意と実践を核とした地域力」がリードして、それを行政が幅広く後押しするスタイルが私は望ましいんじゃないかと、要は行政主導ですね「ああやれ、こうやれ。」じゃなくて地域が「こうあるべきだ、こうしたい。」というそういうものがいくつか核ができて、それを行政が投資をしていくと、こういうスタイルが私は時代にあっているんじゃないかと。町の中を見てもですね私は沢底地区の頑張りに見られるように、かつての村おこしは今や地域モデルに発展しつつあるように感じています。これを単なる地域限定にしないで、こうした事例が町にいくつか生まれることにより、それこそが立派な観光資源となり得ると思うわけです。そしてそれらの魅力をネットワーク化することにより「体験学習＋見物＋買物」いわゆる三位一体の、町にとっては新しい観光形態の創造になり、住民にとっても地域再生という新たな道開きになるのではないかというふうにも考えています。そこで町として地域の特性、例えば農業・商業・工業・教育・芸術・歴史・文化・スポーツ・自然、果ては新たな名所づくり等を検証して、それぞれの地区にふさわしい構想を出して貰いそれをまとめ、それを行政がバックアップするというシステム、こういったことによって町の観光の活性化というようなことができないかというふうにも考えるわけです。これについてのご見解等がおありであれば、お聞かせいただければありがたいなあというふうに思います。

○産業振興課長

議員ご指摘のように現在、地元の有志のみなさんによります各種イベントが行われているところがございます。これを有機的にネットワーク化できればというふうに考えておりますが、さきほど町長申し上げましたように時期的なもの等の問題もございまして、現実としましてはネットワーク化できていないのが現状でございます。

す。行政としましては、各イベントの宣伝等をホームページにおいて宣伝させていただくというような部分での現在連携に留まっているのが、現状でございます。以上です。

○宇治（5番）

どこでも苦しむところですけども、季節変動いわゆる四季があるということですね、どのようなエリアと、知恵で平準化していくかっていうのがこれが非常に大事なそれぞれのセンスじゃないかなあというようにも思うわけです。この大不況の中であって町が停滞しないためにも、住民の活力を引き出しそこに人と金を結集することがこの時期私は大事じゃないかなと、いうようにも考えます。折しも辰野町総合計画の検討の時期にもあろうかと思しますので、是非先進事例等の研究を含め、町の観光の現状と今後のあり方について十分議論をいただくことを希望したいというように思います。

続きまして3点目の平成21年度の予算編成上のポイントについてお尋ねをいたします。さきほど来、お話が出ておりますけれどもアメリカ発の金融不安は瞬く間に世界に飛び火し、世界同時不況の様相を呈してきました。日本の実体経済も今から早くも来年に掛けてかなり悪化することは間違いない状況で、言われるとおり100年に1度の不況の嵐に突入しております。中でも90年代から日本、いや世界をリードしてきた自動車産業の大幅減産や輸出の急ブレーキは、その裾野の広さゆえに強烈な雇用不安を引き起こして、国内自動車大手メーカーだけでも近々1万4,000人のリストラが断行されようとしております。その波は確実に他業種に拡大し完全失業率は再び4%、5%台へ悪化する状況にあるのではないかと思うわけです。国の景気対策がいまいち本質を欠いているため、地方の景気はさらに窮地に追い込まれる心配があります。そんな中での次年度の予算編成の時期を迎えております。辰野町の平成19年度の予算と実績では、実績が10%ぐらい上回った良い結果だったというふうに確認をしておりますし、20年度予算も72億と、これがどのくらい実績で上回れるかどうか、これも中間決算では良いペースですけどもこの下半期で急激に悪化する様相を呈しておりますので、本当に上回る結果が出るのかどうか、いう心配もするわけですし、来年の21年度の予算に至っては新聞情報では70億を目処とおっしゃっておりますけれども、私はこの70億は非常に厳しいんじゃないかという気もするわけでありまして。要素としてはさきほど来話のある評価替えの問題もありま

すでしょうし、ましてや企業の先行きが非常に不安定な状況にありますので、当然のことながらこの不況の影響は無視できない中で21年度の予算編成の設定にあたってのですね、厳しい条件下での数字をどのようにこの実態を反映して設定するおつもりか町長にお尋ねしたいと思います。

○町 長

さきほど来のご質問にもありますように、大変21年度歳入は厳しいというふうに予測されております。この固定資産税と都市計画税に対しましては、さきほど来言ってますように3年に1ペンの評価替えの時にあった時にあたるということでありまして、7.1%ぐらいダウンの予定っていう、減収が予想されております。他町民税におきましても同様でありまして、法人税も本年度悪くなった分ということで来年度は推移するだろうと。しかし今年度は前半がある程度良かったものですから、予定納税いただいておりますので来年悪くなって入って来ない所へ持ってって、今年20年度に逆に預かってある予定納税を返済しなきゃいけない、ダブルパンチがくるんです。良い時はこのダブルパンチで良いところへまた上乘せがくるっていうことがあるんですが、そういうことがあって頼るのは交付金であります。政府がどこまで地方を大事にしてくれるかということでありまして、なかなかそれも難しいだろうということでもありますから、国の地方交付税も約3.9%ぐらい下がるんじゃないかと予測されてます。これ決定するのが遅れてくるものですから、ですからこちらの方は下目下目と押さえながら見ているわけでありまして、プラスになれば結構なことで、大体今までは目算どおり下がってきておりますので、困ったもんだなど。したがって一般財源の総額が53億円ぐらい、今70億って言われましたが、ぐらいを上限に押さえざるを得ないというふうに一応考えていろいろ進めてまいりたいと、こんなように思います。そういう中でやっぱり鋭意努力の中でいつも言ってますが「最低経費で最大効果を。」というふうなことでありますし職員の数も相当減ってきておりますし、また辞めただけ入れない方法を取らざるを得ないというふうなことであります。同時にまた先行きは2、3年経ってまいりますと町の大きな国の流れも定年延長制も出てくるわけです。そうすると暫く町の職員は採れないという形が一時的に結局65まで持ってくって言ってますから、61になったファーストランナー、それから次になった人ってこう六十1、2、3、4ってこういきますから、やっぱり将来的には65まで雇い入れる、同時にその間減らしたいわけですから結局入れな

い、入れれない時が来るだろうと思います。それも腹括っているんですけども、そんな先のことでなくて、目先も人が足りなくてどうしょうもない場合は臨時職員にお願いを申し上げるとか、辞めた方に少し安く、安くってという言い方失礼ですがもう退官しましたので、協力という意味で俸給も下げてくださいとか、そんなようなことをまた模索をしているところでもあります。大体以上であります、ちょっと財政の方でありますので課長の方からお答えを申し上げます。

(課長 なし)

○宇治 (5 番)

一応歳入についての話に連動して歳出についてですね、2点だけですね確認をさせていただければと思いますが、辰野町の新築移転の改革プラン、イコール新築プランだということもお話もお聞きしたこともあるんですが、この提出のタイミングと予算の作成のこの時期、更にはそれが金額的にどういうふうに使われようとしているのか、この点についてお尋ねしたいのとさきほど来話が出されてます、交通渋滞対策等の道路整備予算の国・県・町の関係があるかと思いますが、その点での金額が盛られるのかあるいは整合を取り地元の要望を踏まえて21年度はまだ未定なのか、この点についての2点についてお聞きしたいと思います。

○町 長

よく、もちろんこれは全部有機的に結合しているんですけども、こんなに税収がなくて物ができるかということではありますが、これは後で課長の方から詳しくお答え申し上げますけれども、その予算で病院を建てたり道路造ったりするわけではありません。道路の方はもちろん町単で町があげようなんて所があればそのとおりですけども、今やっていますのは城前橋の大架け替えとそれからミニバイパスっていう一番日本で一番お金の掛かる640 mの道路、これは国県予算でやってくれてます。町が出すものではありませんので、できるだけそういうものを町の方へ導入して、町道まで全額国でやれっていうことは無理ですけども、これも緊急地方道あるいは特定地方道、いろんな事業がありますので入れながら、町の持ち出しを減らすようにそういった努力は一応うんと大事だと思います。ただ丸腰で全部町からやったんじゃもう本当にとっくにおっ潰れているだろうというふうにも思いますので、できるだけ有利な予算をさきほど言ったように、取る中で国のやり方もどうのこうのって言いながら国からは良い予算を取って来ると、こういうことでもありますので

よろしくご協力とご理解をまたお願い申し上げたいとこんなように思います。辰野病院の問題につきましても同じでありますので、同じって言いますか陰に陽に絡んでますが53億円のこの、これくらいでこれで全部造るってこういうことじゃありません、っていうことを今課長の方から説明を申し上げます。

○まちづくり政策課長

改革プランの提出の時期については病院の事務長の方からお伝えをさしていただきたいと思いますが、財政的な面からのスケジュールでまいりますと、とりあえず国との協議が整ったところで病院の方、改築移転等の話が出て来ようかと思えます。それにつきましては当初予算にすぐ盛れるっていうものでもございませんし、設計から実施設計が終わったところで建築費が出てくるということがありますので、それに沿いながらということになるわけですがけれども、財源を使う場合にはこれは補助事業でございませんでして、起債事業ということになるものですから、起債事業は借りてもですね返済は5年据え置きとかいうものがございまして、病院会計はまたそこに複雑に企業会計で特別会計の形になりますので、直接一般財源の中で手当ということになりませんので、一般会計からは病院会計へその分を繰り出していく形になりましてですね、全額がすぐに一般会計に影響してくるものではございませんので、予算編成につきましてはそのへんを含みながら盛り込んでいくということになります。それから道路関係の事業につきましてはこれは町単事業から国の事業までいろいろ種類があるわけでありまして、できるだけこういう財政難の時ですので国の補助金、交付金を活用しながら予算編成を進めているところでありまして、現在は事業課でも県等調整をしながら、その予算編成を進めていただいているところであります。その中で一般財源、どれだけ有効に使えるかという、これから査定を進める中でその事業をですね採択をしていく形になりますので、そんな方法、方策を取りながらこれからの2月に向けて予算編成を進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○宇治（5番）

財布が違うとかあるいは貰える所も違うとかいろいろあろうかと思えますけれども、住民感覚からするとそのへんの仕組み等はなかなか分かりにくいところがありますので、是非メリハリがあって厳しいけれども活力が期待できるようなそういう予算編成ですね、鋭意ご努力いただければありがたいなというふうに思います。以

上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長

進行いたします。質問順位 8 番、議席 4 番前田親人議員。

【質問順位 8 番、議席 4 番、前田 親人 議員】

○前田（4 番）

おそらく本日最後の質問者になると思います。町長も大変でしょうけども最後まで明解なる答弁を期待して質問に入ります。

「指定管理者制度」は地方自治法の一部改正で平成15年6月に公布、同年9月に施行されました。この法律に基づいて当町においても平成17年12月に「辰野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を制定し、「指定管理者制度」を導入しております。現在56の公の施設が指定管理者により管理・運営されています。地方自治体が設置する公の施設に、従来の管理委託制度に変わって導入された「指定管理者制度」は多様化する住民のニーズに効果的・効率的な対応をするために公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることが法改正のポイントになっております。こうした主旨に則って、平成18年3月から中央道利用者用の町営駐車場が、同年4月から観光情報センター「パルT I S」が、同年9月から温泉施設「湯にいくセンター」が、平成19年4月から小野の「しだれ栗森林公園」が、平成20年4月から宿泊施設「たつのパークホテル」が、既に民間企業により管理・運営されております。「指定管理者制度」を導入し実質2年が経過しようとしております。そして本議会に食の健康拠点施設「かやぶきの館」、滞在型農園施設「土恋処よこかわ」、交流促進施設「よりあい工房」の3施設に関わる来年4月に向けての指定管理者の指定に関する議案が上程されております。「指定管理者制度」とはそれまで地方公共団体や外郭団体に限定されていた管理・運営を、民間の団体に包括的に代行させることができる制度であり、最終の管理権限を町に残したまま、管理を指定された指定管理者に委ねるという行為であります。とすれば当然、公の施設の管理・運営に関しての最終責任は町にあり指定管理者に「丸投げして知らん振り」というわけにはいきません。そこで具体的に質問いたします。

第1に民間活力による住民サービスの向上は図られたのか。第2に行財政改革の観点から経費節減効果はいかほどか。第3に指定管理者に対しての管理状況の聴取方法はどのようにしているのか。第4に指定管理者評価制度確立の必要性があるのではないか。第5に今後の指定管理者導入予定の施設はどこか、以上5点をお伺いします。

○町 長

それでは質問順位が第8番の前田親人議員の質問にお答えを申し上げます。町が進めております指定管理者制度導入、その進捗状況と今後の展望ということでご質問であります。まず端的に申し上げていきたいと思いますが、沢山ありますので。民間活力導入による住民サービスの向上を図られたかどうかということであります。これに関しましてはやはり指定管理者はオールマイティで100%良いということばかりではありませんし、行政がやって良い場合もあるし指定管理者が良い場合もあります。そういうことでオール100点満点というわけにはいきませんが、ある程度は住民サービスを図られているものと思います。また試行錯誤の中で一部住民サービスと逆方向に進んでしまって、また町との話し合いで戻したりというようなことも今までの流れの中には出てきていることも事実であります。あるいはずっと任せておいて大丈夫な所もあったやにも聞いております。いずれにしても管理業務の報告書をいただいておりますのでそういう中で、自主的な新しい事業とか企画とかある場合には町の許可を取ったり形態変える場合にも町の方にも相談があります。時間の配分とかっていうことであります。それからまた利用者の提言、意見を求めるということでこれはボツボツあちらこちらを総体的にやってかなきゃならないのかな。同時にまた同じ町に暮らしてますので、それぞれのみなさん方からのお声も聞いていることもあります。おかげさまでしだれ栗の森林公園の方は段々利用者がちょっと増加している経過にありますので、これは良いことなのかなというふうに思います。いずれにしてもこれからが正念場であろうと思います。よそでは予想は比較のためみたいなものあります、参考までにということでありますが、だいぶ辰野から離れた茨城県の方とかあちらの方の話も若干見に、いろいろと関係のある市町村長から聞いたりなんかすることもあります。あるいはまた町の指定管理者自体が多角的にやっていますから、あちらこちらそういうふうな話もありますが、総合的に見るとやはり指定管理者ダメでそこを手放した所もある。あるいは止めてしまった場合もある。で他の指定管理者に代わった所もある。いうところもありますし順

調にうまく進んでいる所もあるということでもあります。指定管理者に出せば全部が良いってわけにはなかなかいかないのが現状かなとも思ったりしています。片方良くなって片方悪いという、お客様に悪くて指定管理者だけ良いっていうことでも困るわけでありまして、その逆だけでも困るというふうにも思っています。経費節減効果っていうんですが、まだ数字的に全部表れているわけじゃありませんけれども、一応また課長の方から総体的なお話は申し上げますけれども、湯にいくセンターでは 1,900 万円、パークホテルでは 2,000 万円ぐらいの問題はいいのかなと思ってます。前は職員を送り込んでましてその職員分を町で持ってましたから、そういったことも今なくなって町の方の仕事をしていますので、その分もプラスアルファになるのかなとこんなふうにも思います。他指定管理者に対しましての管理状況の聴取方法っていうことですが、さきほどもちょっと触れましたけれども管理業務計画書それから今の業務の報告書、計画書と報告書を出し随時利用状況や利用料金の収入実績など報告させております。また随時さきほど言いましたようにいろんな所でヒヤリングなどの展開、書面ばかりでなくてヒヤリングの段階でもチェックをしております。他指定管理者評価度確立の必要性があるのではないかというご質問であります。このへんはまた町の課長の方からお答えを申し上げます。後、他に指定管理者導入を今後どうであろうかということでもあります。いろいろ考えられます。ただ理論的に考えられるっていうだけでありまして、これを実際に踏み切るかどうかは別です。またみなさん方の意見もあろうかと思えます。ちょっとこれから言うのは今までの指定管理者を踏み切った所と性質がちょっと違うだろうと思われるところがあります。例えば美術館とか図書館とか、ただ考えられるってだけです。それを追っていきますと保育園だってあります。それやっている所もあります。町民会館の運営もあるでしょうし、また福寿苑などの運営も出てくるでしょうし、また昆虫館は形態また更に違う所でもありますけれども、一応理論的には考えられるという、踏み切るかどうかに対しましてはさきほど言ったようによくちょっとこれ建物その他、利益だけでもって追求できない部分もありますのでもちろん検討しなきゃならんと思えますし、おっつけ今現在はかやぶきのことをみなさん方に提案しているところでもありますので、ご理解いただきたいと思えます。課長の方からお答えを申し上げます。

○総務課長

それでは私の方から行財政改革の観点からの経費節減効果につきまして、湯にくセンター、パークホテルにつきましては町長の申し上げたとおりでございますが、その他の施設につきましても、町からの支出につきましては協定に基づきます指定管理料のみでございます、この金額につきましては今までの町の負担していた金額よりも定額であるというふうに考えております。それから指定管理者評価制度の確立の必要性があるのではないかというご質問でございますが、これは全くそのとおりでございます。公共サービスの業務を民間事業者等へ代行させる際につきましては、自治体はその業務内容を監視する必要があるとございまして、モニタリングというふうに言われておりますけれども、この内容を充実させていくことが重要だろうというふうに思います。現在町では年度終了いたしました後、管理業務報告書の提出を求めています。これは自治法に基づいて提出をいただくものでございまして、それに基づきまして施設の設置目的が十分に達成できたのか、あるいは利用者の満足度が向上したのかというふうな有効性、それから収入の増が図られた、あるいは経費の削減が図られたという効率性、それから3点目は施設を利用するお客さんに対して適正な管理運営がなされているかという適正性の3点で、辰野町ではそれぞれ施設を管理している各課から評価を出していただいているところであります。その結果につきましては、町内の指定管理者選定委員会並びに外部の委員で構成されます指定管理選定審査会に報告をしているものでございまして、19年度分につきましては16施設を評価をいたしまして5段階評価のBランクいわゆる優秀だという施設が2つの施設、それからCランクいわゆる適正に運営されているという施設が14施設ということでありまして、19年度については概ね適正に指定管理制度運営されたのではないかというふうに思います。いずれにいたしましても今後指定管理者制度を継続をしていくわけでございます、この評価制度の精度を上げることはさきほども申し上げましたけれども、指定管理者制度を健全に維持していく上で一番の前提になるものだろうというふうに思います。そんなことで今後も評価制度の精度を上げる努力をしてまいりますのでよろしくお願いいたします。

○前田（4番）

指定管理者制度導入により、ご答弁にありましたように行政改革の観点から経費節減効果が大きいということは紛れもない事実だと想います。しかしその民間活力による住民サービスの向上ということになりますと、いささかの疑問も出てきます。

指定管理者の民間業者が顧客に対してサービス向上のために最大限の努力をすることとは、当然のことです。しかし最終責任のある町が指定管理者による管理運営状況をチェックし、その結果を指定管理者にフィードバックすることが業績向上への、行政の支援バックアップになります。業績不振により存続の危機に瀕していた公の施設をですね、永続的に維持していくことがひいては住民サービスの向上につながるものと確信しております。指定管理者が早期撤退というような事態に陥らないためにもご答弁にありましたように指定管理者評価制度の精度のアップをお願いするものであります。平成17年度以降指定管理者の指定することを主要課題に取り組んできてここで一段落着いたようでもありますので、できたら先進的な市町村が実施している第三者委員会による指定管理者評価制度を確立するということを強く要望して次の質問に移ります。

社団法人辰野町開発公社は昭和45年9月に設立以来、当町の観光関連施設の運営を一手に受けて38年が経過いたしました。開発公社の果たしてきた役割は、当町の観光行政に大きく貢献してきたと評価しております。しかし指定管理者制度の導入により「湯にいくセンター」「たつのパークホテル」そしてこの度は「かやぶきの館」「よりあい工房」「土恋処よこかわ」と、主要な収益事業が次々と民間に移管されております。残された事業は、荒神山スポーツ公園の「公園管理」と公園内のスポーツ関連5施設、世代間交流施設の「昆虫館」、高齢者能力活用センターの「パークセンターふれあい」そして北大出の「社会体育館」と下辰野の「丸山野球場」のみになりました。必然的に事業規模は年々縮小せざるを得ない状況に陥っております。更に、公益法人制度を抜本的に改革するため、平成18年5月に「公益法人制度改革関連3法案」が制定され、今月1日より全面施行されました。公益社団法人・公益財団法人に認定されるのは23の事業に限定され、行政委託型の公益法人で第三者分配型公益法人、いわゆる丸投げ法人、補助金依存型公益法人、いわゆるまるがかえ法人、役員報酬助成型公益法人、いわゆる天下り法人については、廃止・縮小の措置を講ずるようになっております。現行の公益法人は特例民法法人として5年以内に新制度に移行ということでまだ時間的には余裕がありますが、公益社団法人に認定されることは難しく、一般社団法人として存続しても現在、享受している税の優遇措置は無くなり収益事業に対しては課税されるようであります。このように社団法人辰野町開発公社を取り巻く状況は大変厳しいものがあります。開発公

社は今後どうなるのでしょうか。公益法人としての認定の取得を目指せば、本事業は公益目的23事業のどれにするのでしょうか。また認定の可能性は如何ほどでしょうか。一般社団法人として存続させるとすれば、収益事業は課税対象になります。収益事業を制限するのでしょうか、とすれば事業拡大は難しいことになり、積極的に事業拡大すれば課税分の負担が増えます。5年間何もしなければ自然解散になります。そうした場合現在、開発公社が受けている事業は何処に移管されるのでしょうか。また財務処理に伴い一般会計に及ぼす影響は如何ほどでしょうか。いずれにしても多くの問題を含んでいます。また、来年度の予算編成や財政健全化計画にも関係してきます。町長の所信をお伺いいたします。

○町長

指定管理者制度が進んでまいりますと、辰野町の開発公社の要、不要論が上がってくるところであります。事実上仕事がないのに公社を設けとく必要も本当はないわけであり、ただ1点一つどこの方ともなじまないたばこの方の収入もありましてそれを扱ったのが開発公社でありますし、じゃあ開発公社なくなれば町がやれば良いかって言うと町がそういうことはできないことになってます。さりとて例えばアセット・オペレーターズとかあいった指定管理者の方でお願いって言っても受けきれないでしょうし、そのへんの難しさがありますので一応いらなくなっはまいりますけれども、一応整理の方向は取りますがやはり形は残して最後の仕事はやっていけるように考えてみたいとこんなふうに思っております。課長の方からこの問題ありますのでお答えします。

○総務課長

前田議員の質問の中にございました残された荒神山のスポーツ公園を中心とする体育施設を中心とする指定管理の関係でございしますが、この3月31日で指定期間が切れます。その以降につきましてははもろもろ検討する中で教育委員会が直営で荒神山のスポーツ公園の管理をしてまいるという方向で現在進んでおります。そんな状況でございしますので承知をお願いをしたいと思います。それからご質問の中にありました公益目的23事業のどれに該当するかということでございしますが、文化及び芸術の振興を目的とする事業等と極めて公益性の高い分野についてのみ23事業が示されてございまして、現在の社団法人辰野町開発公社につきましては認定は極めて難しいって言いますか、認定されることはないだろうというふうに現在の段階では考

えているところであります。私の方からは以上でございます。

○まちづくり政策課長

財政の方から3番目のご質問について、お答えをさせていただきたいと思えます。今開発公社が受けている事業が、収益事業がなくなってここで事業が縮小されますと現在町の方の予算の時に一緒に議決をいただいております、債務負担行為の関係で資金の借入れをしております損失補償上限を2億1,000万ということで議決をいただいております。この部分が収益事業がなくなることによりまして補填ができないような状況になってくるわけでありまして、その場合は町がその損失補償を履行せねばならないという、そういう部分が出てまいるわけでありまして現在のところ私どもで把握している数字は1億5,000万それから若干下回るかなあという数字が今の時点での決算数字に近い数字ではなからかそんなふうに把握をしているところでございます。以上でございます。

○前田（4番）

ご答弁ちょっと確認しますけれども、要するに来年度の4月1日からの開発公社に残される仕事っていうのは、荒神山スポーツ公園の公園管理だけになるという具合に理解して良いんですか。

○総務課長

来年の4月以降、3月31日までは荒神山のスポーツ公園の部分、指定管理で公社がやっておりますが4月1日以降は教育委員会が直営で施設の管理をしていくという方向でございますので、開発公社の指定管理はなくなるということでございます。

○前田（4番）

それは指定管理者ではなくなることは分かるんですけど、現在要するに開発公社の仕事として残るのは何です。

○副町長

現在の辰野町の開発公社が指定管理をしているのは今前田議員の言われたとおりの業務をやっているわけでありまして、その中で今パークホテル、かやぶきがですね、開発公社からなくなるということになりますと残された大きなものは昆虫館、それからふれあいパークセンター、それから球場等の管理があるわけでありまして、その中で昆虫館につきましてはあれは世代間交流施設ということで名称あるわけでありまして、来年度につきましては特定の指定管理ということで直

接昆虫館ということで、指定管理でお願いをしていかざるを得ないのかなとこういうふうには思っております。その以外の体育施設等々につきましては、今総務課長の方から申しましたとおり直接直営で町が教育委員会なりで管理をしていくと、こういう形で21年度以降については展開されるだろうとこんなように思っています。

○前田（4番）

いずれにしても大幅な業務縮小ということで少し驚いておりますが、はっきりおっしゃらないんですけれども、そういう状況を見ると限りなく解散に向けての準備期間に入るのかな、あるいは時期を見るのかなと、勝手に想像しておりますけれども、国や県や他市町村顧みてもですねその外郭団体の見直しが行政改革の主要な課題に掲げられていることを考慮すれば、大変寂しいことでもありますけれども、開発公社が40年近くの歴史を閉じるかもしれないということは、時代の大きな流れの中ではいたしかたないことかなあと思いますが、ただ解散するにもですねまだまだそのクリアしなきゃならない多くの課題があるはずであります。それぞれの課題に関してここで具体的な質問は差し控えますけれども、少なくとも現在働いていただいている従業員の処遇に関しては最大限の考慮を図られることを切に希望して次の質問に移ります。

わが国において人口の高齢化が急速に進展し、人類が過去に経験したことのない「超高齢社会」が到来しようとしております。平成27年までに日本の労働人口は全体として90万人の減少が見込まれています。そうした中で15～30歳未満は340万人が減少する一方、60歳以上は340万人の増加が見込まれております。高い就業意欲を有し、豊かな経験と知識のある高齢者が社会を支え続ける経済社会の構築が求められておりそのための労働環境整備が急務であります。更に年金法の改正により平成18年4月から、公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられております。こうした状況に対応し高年齢者の安定した雇用の確保等を図ることを目的とした「改正高年齢者雇用安定法」が平成16年6月に成立し、同年12月から施行されております。この法律で事業主は定年の引上げ、あるいは継続雇用制度の導入、あるいは定年の定め廃止のいずれかの措置を講じなければならないことを義務化するとともに、高年齢者等の再就職の促進に関する措置を充実する他、定年退職者等に対して臨時的かつ短期的な就業等の機会の確保に関する措置の充実を図ることを内容としております。この法はあくまでも民間企業が対象であります。この法律制定に先

駆けて旧自治省は平成11年10月に再任用制度設置の条例準則を提示し、各地方自治体が制度発足までに条例改正などの準備を速やかに整えるよう指示いたしました。これを受けて当町でも平成13年12月に「辰野町職員の再任用に関する条例」を制定し、「辰野町職員の定年等に関する条例」の一部改正を行いました。いずれも平成14年4月からの施行であります。しかしこの条例を精読いたしますと、「改正高年齢者雇用安定法」が求めている定年の引上げ、あるいは継続雇用制度の導入、あるいは定年の定め廃止、いずれも明記されておられません。法の主旨とは程遠い内容になっております。で有効に機能しているとも思えません。「改正高年齢者雇用安定法」と公務員制度改革との関連はどうなっているのでしょうか。その所轄省庁である人事院、総務省、厚生労働省の指導や通達、そして自治労の要求などどうなっているのでしょうか。定年延長継続雇用制度、65歳雇用義務化に向けて今後の町の取組み方針を、町長にお伺いいたします。

○副町長

それでは改正高年齢者の雇用安定法に係るところの町の行政に係るかどうかというふうに関係してくるかという、質問であろうかと思いますがまずはこの改正高年齢者の雇用安定法につきましては今前田議員の言われたとおり認識をしているわけですが、これとですね町のいわゆる地方公務員法とがどういう形でこれが影響しているかということですが、町はですね公務員っていうのはいわゆるこの改正高年齢者雇用安定法が直接は影響、影響と言いますかここに関与してくるわけではなくてさきほど申しましたとおり、平成の13年の12月に条例化されました再任用制、これが公務員に当てはまってくる条例になろうかと思っております。それでまずは地方公務員法の中にもですね、60歳の定年制がまず謳ってあります。それから退職特例ということで60歳を過ぎてもですね、特別の引き続き同じ職に従事させるということで、退職特例があるわけでありましてけれどもこれは非常に極めて例外的な場合に限って適用されるということでありまして、この再任用でいきますとあくまでもこの退職特例ではなくて再任用をもう採用していくしかないということになるわけでありまして、この再任用の制度もですね常勤の再任用とですね、短時間での再任用と2つ方法というのがあるわけでありましてけれども、この退職、さきほど申しました退職特例によりまして定年の過ぎた人が引き続いてやる場合には、同じ職に就くというのが一つの原則になるわけでありまして、再任用につきまして

は職を変えても良いというこういう形になっているわけでありますので、この再任用の条件につきましても特にですね、さきほどのその高年齢者の雇用安定ほどキチッとしたものではなくてですね、しなければならぬという法律ではなくていわゆるこのあれで見ますとですね、「職員の能力と経験と」こういう事情を考慮した上で再任用はその本人と直接話をした中で再任用しても良いですよということになってるわけであります。したがってこの再任用でお願いをする職員につきましてもは給与等も法で決まっております、半分以下3分の1とか、級によって違いますけれども、給与形態もグッと低額の中であります。しかも再任用につきましても1年を雇用するということでありまして、この更新が1年毎3年間できるとこういうことでありますので、再任用の場合には最大限、再任用で雇用しても63歳までということに公務員の場合にはなろうかと思っておりますので、この再任用の制度につきましては今のところまだまだ具体的な条件等については検討はしておりませんがこれからそういった中身についての検討はしていかなるを得ないだろうなとこんなふうに考えてるところであります。

○前田（4番）

サブプライムローンに端を発した米国発の同時不況はその新卒者の内定取り消しや派遣労働者の大量解雇と日本にも暗い重い影を落としております。定年延長や継続雇用どころではないというのが現状であることは私も重々承知しております。にも関わらずあえてこの問題を取り上げたのは、政治の使命が短期的視野に立って時代に即応した政策を迅速に実行するということはもちろんのことですけれども、中長期的視野に立って時代を先取りした政策を立案、計画することが肝要であると考えたからであります。町は現在高度成長期時代の負の遺産である肥大化した行政体制の改善に取り組んでおります。先に質問した指定管理者制度の導入や外郭団体の整理統合もそうした流れの一環であります。更に新規採用職員の採用を最小限に留め、早期退職者を募り町職員の定数削減に積極的に取り組んでおります。このことを否定するつもりもありませんし、むしろ評価しております。が、その町の都合によって住民への行政サービスの質と量が低下するということは許されません。行財政改革を推し進めながらも行政サービスの質と量を確保していくこと、ということが町の責務であると考えます。行政サービスのアウトソーシングが更に進み、施設管理ばかりではなくさきほど町長ご答弁にありましたように、個人情報をも内在した一般事

務にも及ぶことが予想されます。そうすると秘密義務を負った地方公務員として40年間培ってきた知識や能力を有効に活用し町の行政サービスを側面からサポートするための人材確保のための制度あるいはそういった組織の構築は私は必要であると考えております。町長の所信をお伺いいたします。

○町長

さきほどから答弁が副町長他してますが、ダブル部分もどうしてもでてきちゃうんですけども、これは大体年金のやっぱり受け取る年が延びてきたということに合わせて人事院勧告の方も出てきたと61、62、63いずれにしても65歳まで民間はそうであります。公務員もこんな時期になんでこんなことしてきたかっていうことでもありますけれども、一応人事院勧告よく人事院の方で考えてこういうふうなことを出してきたんだろうというふうに思います。再任用であり今も議員の方でご指摘でありますけれどもやはり即効性はやはり今までいた人の方がまたやってくれるなら能力も適宜なこともできるというふうにも思います。したがいましてこうなってくれば、辰野町も積極的に雇用を導入していかなきゃならない。しかし最初は61まで、62まで段々こう上がってってファーストランナーが65になる、そうすると辞めてく人が出てくるわけですが、それまではさきほど言ったように辞めてく人がないわけですから5年間は、入れる人も少なくなってくる。特殊な有資格者は別であります、というような形の中で総体を65までもっていくことでもありますので、これは町だけでもってダメだって言っても人事院勧告ですから従わざるを得ないだろうと思います。相当、相当のギャップがありまして6、7年ぐらい経ってから新たな職員が22、23歳の人が入ってくるとその間どうなるのかっていうことでもあります、また更にそれも今現在やっていると同じことでやはり元気な人はまた次のあれですね、やはり穴が埋まってくるまでは応援をして貰わなきゃならないとこういうなことも出てこようかとこんなように思います。現在でもそんなようなことでもあります。他いいかな。副町長、総務課長の方からもそれにつきましてお答えいたします。

○副町長

さきほどの答弁の方で少し理解がしにくい部分があったかと思いますが、人事院の方から来ているのはですね、平成25年からですね定年60歳を過ぎますと段階的にですね年金の受給の年数が1年ごと遅れていきます。したがって全く60歳終わって仕事終わりますと収入がゼロというこういう年数が1年ずつ延びていくわけであり

ます。したがって平成25年から1年61歳から年金が貰えると、その後1年2年3年4年ということで行くわけでありますので、これでいきますと25、26、27、28平成29年ですかね、65歳でないと全く収入がないということになりますので平成25年までに、この定年延長についてはですね、さきほど私の方から申しました再任用の制度と併用しながら、この定年制の問題を解決していかなくちゃならないだろうっていうふうに、人事院の方からも通達があります。したがってこの間をですねどういうふうにしてくかっていうことは、いわゆる人事交流の促進であるとかあるいは高齢期の職員のための職域の開発であるとか、そういった部分のところを検討をしながら段階的に定年制の導入を図っていかざるを得ないと、こういうことありますのでそうなりますと初めて、改正高年齢者の雇用安定法と丁度合うとこういうことになるわけでありますので、民間の方がその部分のところでは先行しているのかなとこういうふうに思っているところであります。それからですね、さきほど自治労の問題もちょっとありましたけれども、自治労の方からもそういう要求は既にこちらの方にありますので、当然組合の方とも相談をしながらこのへんについては検討をしていかざるを得ないのかなとこんなふうに思っておりますので、いずれにしても人事院勧告を尊重しながら検討していきたいとこんなふうに思っております。

○前田（4番）

昨今ですね国の政策、その年金問題、医療問題等々とても信頼に値するものとは言い難い状況が続いております。それはその自治体の首長として町長が一番感じているんじゃないかなと思います。国策により地方自治体が右往左往している、そんな現状に辟易としておりますし私自身憤慨さえ覚えます。その地方の実情を知らない国がですね、定年延長、継続雇用制度65歳雇用義務化をですね、国策として押しつけてきた時に人事院勧告だ、国の政策だということで無為無作為的に取り入れることがないように、辰野町の実情にあった制度改革ができるように、私は今から研究に入る必要があるのではないかと、それが地方分権、要するに地方自治体に政策、立案能力があるという証明になるんじゃないかということをお願い添えて、本日の質問を終わります。

○議長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思います。これにご意義ありませんか。

(議場 意義なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会といたします。長時間大変ご苦
労さまでした。

9 . 閉会の時期

12月9日 午後 16時 35分 延会

この議事録は、議会事務局長 桑沢高秋、庶務係長 飯沢誠の記録したもので
あって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番

平成20年第5回辰野町議会定例会議録(8日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 平成20年12月10日 午前10時 開議

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	中村守夫	2番	矢ヶ崎紀男
3番	永原良子	4番	前田親人
5番	宇治徳庚	6番	宮下敏夫
7番	成瀬恵津子	8番	船木善司
9番	三堀善業	10番	中谷道文
11番	岩田清	12番	山岸忠幸
13番	根橋俊夫	14番	篠平良平

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎克彦	副町長	赤羽八洲男
教育長	古村仁士	代表監査委員	小野眞一
総務課長	平泉栄一	まちづくり政策課長	小沢辰一
住民税務課長	野沢修一	保健福祉課長	井口敬子
産業振興課長	松尾一利	建設水道課長	根橋正美
会計管理者	加島範久	教育次長	白鳥義政
病院事務長	荻原憲夫	福寿苑事務長	金子文武
開発公社常務理事	竹淵光雄	消防署長	丸山均
両小野国保病院		社会福祉協議会	
事務長	増沢秀行	事務長	林龍太郎

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 桑沢高秋

議会事務局庶務係長 飯沢誠

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第8番 船木善司

議席第9番 三堀善業

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

おはようございます。傍聴のみなさん早朝から大変ご苦労さまでございます。定足数に達しておりますので、第6回定例会第8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。9日に引き続き一般質問を許可してまいります。質問順位9番、議席2番矢ヶ崎紀男議員。

【質問順位9番、議席2番、矢ヶ崎 紀男 議員】

○矢ヶ崎（2番）

おはようございます。それでは通告にしたがって3点を質問をしてまいります。まず始めに横浜市との交流について、それから保険証のない子の救済について、それから地域営農組合の活動状況についてであります。

最初に横浜市との交流について質問をさせていただきます。先日も同僚議員の方から横浜市との交流についての質問があったわけですが、ダブル点もあろうかと思いますがよろしくお願いをしたいと思っております。それでは来年開港150年を迎える横浜、人口360万人を超える都市の行政、経済のもとづくりに辰野町出身の小野光賢、光景親子が大きな力を与えたことを知る町民は非常に少ないわけでありませう。来年の節目となる開港150周年が良い機会と捉え、横浜市との交流の足がかりを掴みたいという動きが我々議会からも持ち上がり11月18日、19日の両日横浜で視察研修を実施したわけでありませう。また辰野町観光協会でも先進地視察ということで今回は横浜市を訪れ、今後の交流の糸口を見いだすべき研修を行ったわけでございます。そこで質問に入ってまいりますけれども、行政、人的交流の面でございます。昨日も宇治議員、この点を伺っておりますが来年度から横浜との人事交流が始まり職員、各1人が互いの役所で仕事を行うわけでありませうが初めてのことでありませうので、これからいろいろ勉強していく中で構築したりしていかなければならないと思っておりますけれども、職員に最も期待する希望というかポイント、そんなものは何かまずお伺いをしたいと思っております。

○町 長

おはようございます。昨日に続きまして12月議会本日も2日目の一般質問であります。傍聴のみなさん方も早朝からありがとうございます。それでは本日1番目です。通算質問順位9番の、矢ヶ崎紀男議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。小野光景さんがつくりあげた立役者の一人であるといわれております。その裏にはお父さんの光賢さんの功績あるいは礎石の上に立ってのことであろうと、こんなふうに思いまして先日も大変にみなさん方と一緒に同乗させていただきました。ありがとうございました。公式訪問ができましたことを大変に喜んでいただいております。既に地域で辰野にあります世界的な会社ということで一部上場会社でありますIHIその横浜工場もあり辰野工場もあり、辰野が1,050人ぐらいの規模、横浜は造船所を持っている部分だけプラスアルファになりまして2,500人の規模の会社もあります。既に放っておいても相当の交流が進んでいるものということでもあります。向こうの副工場長さんが辰野の出身であるとか現在辰野の副事業場長さん、社長がいますのでみんな副で、副事業場長さんが横浜から今年の4月辰野へ着任したばかりだと、何十人という交流、何百人っていう交流が図られています。延べでいくと何千人、通算すれば何万人の交流ができているというような民間交流がもう既にできているわけでありまして、そういう中での横浜150周年、「Y150」に向けてのいろんな企画を昨日も申し上げましたが、無理なくまた身の丈にあったような交流が進めていけば実質的な良い意味の交流が進むこと、形式的ばかりでなくてっていうふうに考えております。そういう中での今議員質問の職員の交流であります。来年の4月から1名送り、1名こちらで迎え入れるということがあります。現在県ともそういったことも行っておりますし、ずーっと6、7年前にはこれは交流でなくて、辰野町から厚生省へ1名派遣して1年間研修をさせていただき、向こうの仕事を一生懸命やってきたというような実績も持ってる町ではございます。そういう中での期待するものあるいは、期待すること、あるいは期待をその人たちに一応申し上げていろいろと吸収してくることなどがあるわけですが、今後へ向けて更にまた詰めていきたいと思っております。大まかに言いますと昨日も申し上げましたとおり、大きな職員だけで3万人を超えるような市と職員だけでまあ200名が多いというということで、230名が多いということで180名ぐらいまで今大分減らしてきてる、この辰野町とのこういう交流であります。しかしやるべ

きことは人間一人ひとりを取ってみると同じように一生懸命住民負託に応えるべく、一つの政策に則って動いているわけでありまして、そういったことのあり用あり方などの検討、あるいはまた大きな市でありやるべきこと、あるいは小さな町でやるべきこと、横浜から見ればという意味です。そんなことなどもまた良い意味の吸収ができることだろうと、しかしさきほど言いましたように大事なことは公務員であると、公僕であると、このへんをしっかりと身につけてくること。とにかく住民と離れますとその公僕の意識が薄れてくるという部分もあります。あるいは頭で分かっても実際に身体からにじみ出てこない、それはやはり大きな所であればあるほど住民に接する機会は本当は平行的に相似形的に増えて良いはずなんです、専門分野は独立されたりあるいは受付分野と分離されたりと、いうことでなかなか市民、住民と行き会う機会がかえって少なくなるっていうのが普通の考え方の流れであります。そういう中で横浜の市長も申されておりましたが、やはりいくら専門官であっても何であってもとにかく住民と接するところ、それからまたあれもこれも一つの中心は作っても良いと、それは私の考えであります。自分の得意とする分野それはしっかりと覚える、あるいは与えられた本年度の職責を全うとして中心に据える、しかしそれ一本だけでポタンと倒れるような箸を延ばしたような状態でなくて、いつも言っておりますが富士山がきれいな理由はやはり裾野を高くひいているせいだということでもありますから、他の分野もやはりそれに類似てなけりゃならない、自分の得意とするあるいはまた自分の与えられたところをしっかりと持ち上げていく、同時に裾野を張っていく、したがってある面でみるとオールマイティという、どんなことを言ってもだいたい共通点で分かる、専門ではないが分かる、そういう知識がないと住民に私はそれは担当は何にも全く知りませんとかですね、そういう木っ端で鼻をかんだような言い方で、事実で困るんでしょうけども、そういうことをするような職員ではまずいと。県も国も本当は見習って貰いたいと思うんですけども、是非そういったことをというふうな要望も先方にはあります。同時に辰野町の場合にはやはり専門的な知識も導入して少しスキルアップと言いますか、能力アップを図らないといけない部分も、こんな機会にそれを便乗していくことも大事であろうかと思えます。ちょっとしたことなんなり分からないこと、みんな県だとか地方事務所とかそちらの方へお願いするという行政的業務作業も中にないわけではありません。もちろんその資格的にそうしないと通らないこともあります、まず知ってい

ることが必要であるというようなことで専門的な訓練も辰野町の職員にはさせていきたい。同時に先方から来られる方に対しては今言ったように広く、見つめる中で中心点を上げて幅広く裾野を張った優秀な公務員としてまた勉強をしていただければありがたいと。評価は全て住民がするわけでありますので、住民に目線のあったような職員になって欲しいとこんなことが狙いであります。以上であります。

○矢ヶ崎（２番）

人的交流についてはお考えは分かったわけでございます。次に経済、非常に幅広いわけでございますけれども、商工あるいは農林、観光それぞれがつながっているかと思うんですが、この点についてお伺いをしたいと思います。横浜にとりましての開港 150 周年は大きな節目と考えているようでございますけれども、当町としてもこの機会を有効に利用しあるいは活用していくことは非常に大切なことであろうと、そんな思いでございます。横浜にはない都市と農山村の連携を大切に交流が今後は可能になっていくのではなかろうかと、大変に意義深い交流と言うかそういうものの構築がこれから図られていくのではなかろうかと、そんな思いでございます。まず農業体験についてお伺いするわけでございますけれども、今ご存知のとおり東京あるいは都市部ではそうですけれども、修学旅行一つの例にとってみましても、単なる例えば奈良とか京都へ修学旅行に行って 2 泊 3 日で帰って来る、そういう見学をする修学旅行ではなくして、例えば農村へ行って実際に農業体験をする、それから農村の良さ、あるいは食糧の大切さ、それから環境のすばらしさ、そういうものを勉強させる意味において、非常に長野県へも東京都内から修学旅行で訪れる機会が非常に増えていると思うわけでございます。せっかくの機会でございますのでやはり我々は自給率の問題もありますけれども、これから農業というものを大切にしていかなきゃならない、もし横浜の方でも修学旅行に農山村を、なんて言うんですか、修学旅行を希望するような機会があるとすれば、やはりいろいろのチャンネルを通じて向こうの方へそれをアピールしていくことも一つの方法ではないでしょうか、そうしてこの辰野町の良さを子どもたちも知っていくこともすばらしいことではないでしょうか、そんな思いがしますけれどもこの点について町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○町 長

今後、やはり交流の仕方などを検討していくわけでありまして、やはりいくら大

きい小さいに関わらずですね、辰野でなければならないものあるいは横浜市でなければならないものもあるわけですが、そのへんが大事な町の行政資産あるいは一つの財産として、提供していくことが非常に大事でありますので今おっしゃられたようにアピールする、お伝えする、あるいはまた来て貰って点検して貰うと、こんなことが我々も逆にこちらから行くわけではありますがそんな中での交流も図れればと、農山村体験やはり宿泊施設も大事でありますので、いくら例えば子どもさんだとはいえやはり今の時代に沿ったような宿泊も考えなきゃならないだろうと思います。学校交流の場合です。既に千葉県から夏休みに来られて2年目を迎えて、これはかやぶきの館を中心にして横川の住民のみなさん方にもご無理をお願いして、農村民泊なども行って経験済みであります。地域のみなさんにもお願いをしたりお話を聞いたりする中で、更に横浜市との子どもたちもそんなことしていただければと、こんなふうに思います。やはり修学旅行をすぐにそれにすり替えてという話もあるでしょうし、そうでなくて夏休みの中の体験を取って欲しいというふうな願いなどもあるでしょうし、やはり海と山というふうな形もこれも大事な一つのキャンペーンの言葉になってくるだろうと思います。やはりお米にしても、食べ物にしても我々も逆に海産物に対してはそういう面もあるでしょうが、今の子どもたちはスーパーへ行けばそこで作っているというに思われるでしょうけども、よく考えれば違うんでしょうがやはり実際にお米を作り野菜を作り、そしてまた苦勞をし肥料をあんまり使わないためにどのような苦勞をしているのか、あるいはまた動物とて植物を食べますので有害鳥獣に対してどんな苦勞をしているのかと、まざまざと見ていただくことも必要でしょうし、水の涵養、空気の涵養いろんなこともそん中で学んでいただければというふうに思っております。いずれにしましても辰野町の農業なども本物の農業の提供ということで横川の川島の「かやぶきの館」などを中心にやってるわけでありまして、自然薬膳、薬膳料理というような形の中で医食同源を図ってるわけでありまして、悪くなれば薬飲めば良いつてんじゃなくて、やはり医食から始めていくんだと、食べ物から医を考えいくんだと、医食同源という言葉であります。そういった形の中で健康な身体を作るために、どんなような耕作の仕方があるのかとこんなことも体験する、したがって議員のおっしゃったとおりであります。辰野町の農業の場合は現在都市近郊型農業ということですから、丁度横浜との交流にはその言葉も合ってくると、なおまた滞在型、体験型のようなまた、例えばこれは旅行だとか

ツーリズムとか言いますけども、グリーンツーリズムなんてことを言う人もありますけれども、大人に関しましてもそんなようなことを広げていただいて、ここ寄って他へ回ってっても良いし、ここでしっかり3、4日滞在して貰って良いしというように、良いまた体験学習の機会を与えるようにしたいということでありますので、議員のような今のような発案非常に良いことかと思っております。以上であります。

○矢ヶ崎（2番）

今町長が「かやぶきの館」も言われたわけでございますけれども、今「かやぶきの館」の上の方に滞在型農園施設「土恋処横川」があるわけでございますけれども、これは5年を契約期間として最長特例を設けて10年今回迎える人もいるわけでございますけれども、やはり子どもたちばかりではなくして過去に大学校、源上キャンパスというものをうったわけでございますけれども、非常に都会にそれを発信した時に名古屋あるいは東京、横浜の方からも自分で交通費を使ってこちらへ来て、土手の早く言えば我々にとっては苦勞であるようなことを積極的に汗をかいていただいた。これに非常に人気があったわけでございますけれども、そういう点をやはり我々が普段苦勞と考えているようなことが都会人にとってみては、耕うん機一つ動かすこと、あるいはビーバーで草を刈ること、それ自体が非常に魅力ある一つのストレスの解消にもつながったような気がするわけでございます。それでせつかく横浜とのこれから交流を深めていく中において滞在型農業施設の中の「土恋処横川」の中に1棟でも良いわけでございますので、横浜枠というものを設けここから情報を発信していただくような提案でございますけれども、この点について町長のお考えを伺いたいと思います。

○町長

丁度切り替えの時があればそんなようなことも含めてまた担当課の方で検討さしてみたいとこんなように思っております。以上です。

○矢ヶ崎（2番）

丁度、今回が切り替えの時期でございますので、担当課の方で検討をお願いをしていただければと思います。それから続いてですが、荒神山の運動施設というものがあるわけでございますけれども、これはスポーツ全般、柔道始め剣道あるいは陸上競技場、野球場等揃っているわけでございますけれども、過去においては「たつ

の荘」の時代も通じてですね、非常に東京の方から野球の合宿も実際に来ていましたし、私も関わった部分では東京の恵比寿地区の少年野球チームがお盆を過ぎた3泊4日ぐらいに荒神山へ来ました、あの野球場を使って合宿を組んだと。それから当時は少子化じゃございませんでしたので非常に父兄も付いて来ると、「たつの荘」全部借り切らなきゃならないぐらいの人も呼べたと。その中でたまたま「たつの荘」から「パークホテル」になった関係で非常に敷居が高くなったというか、子どもたちが泥で入っちゃいけないとかいろいろの問題があって箕輪へ行ったわけですが、あそこにはご承知のとおり合宿所もあるわけですが、今は使えられない状態だと思うんですが、今後これからやはり荒神山の有効活用を図っていくという意味で小野光景さんが横浜商業ですか、これの前進を造ったということでございますので、良い野球場もあるわけですがやはりそういう所へもスポーツを誘致するというか合宿を誘致することもこれから必要になってくるのではないだろうか、その点においても合宿所が必要であれば今後の展開として合宿所を修繕というか修理をしていく必要も出てこようかと思うんですが、この点についてまずここ2、3年でも良いですが、今年の夏でも良いですが荒神山でスポーツ合宿とかあるいは文化系の合宿でも良いですが、実際にどのぐらいの数を行われていたのか把握できたら、お聞かせをいただきたいと思います。

○町 長

後段の詳細的な数字につきましては、課長の方からお答え申し上げますが今合宿につきましては議員のおっしゃるとおりであります。「たつの荘」ふうのああいっただ施設は丁度合宿に適したような気がいたしますが、やはり今の時代の趨勢（すうせい）で「パークホテル」に変わりという形になりまして、なかなかそのへんが合宿の利用者にとっては思うようにいかない、任せれないということになっております。ご指摘の「白鳥」っていうのがあるんですけども、荒神山の下の方の入り口の右側ですが、これは前からいろいろな利用をさんざ考えたところあります。建物あって壊るにもお金が掛かりますし、さりとて修復してやっても大変な莫大なお金も掛かりますし、大分老朽化がすごいわけでありまして手を入れ直して使うにはちょっと老朽化し過ぎているのかなと。いっそ埋蔵文化の置き場にしたらどうだって、それも考えたくらいですがそれも不適當という、柱の本数とかいろんなことがありまして見解が出ているぐらいであります、なかなかそれだけは修復利用は今

んところ町としては無理な状態というふうに踏んでます。今度は「エルボン」という民宿ではなくてあれですね、一つのビジネスのホテルもできましたしそんなような所も活用させていただいたり、やはり合宿ですと一応の安価ある程度の安価、食糧はそんなに高級な物でなくても旅行でないですから良いですから量を多くとかですね、いろんなことがあるようでありますので検討してみたいと思います。課長の方からお答えを申し上げます。

○議 長

課長の方からないようであります。

○町 長

じゃ数字は。

○議 長

ちょっと矢ヶ崎議員に申し上げますが、さきほどの横川「土恋処横川」の横浜枠を作ったらという問題、それから荒神山の合宿の問題、利用率の問題、再質問ではございませんので、予め先に通告しておいてください。そうすれば課長の方も答え易いと思いますので。それでは矢ヶ崎議員どうぞ。

○矢ヶ崎（2番）

今議長言われたんですが、予め荒神山の件はこの文書で出しておりますのでお願いをしたいと思います。

それでは次に保険証のない子の救済についてをお伺いいたします。まず国への財政面への働きかけについてでありますけれども、親が国民健康保険の保険料を滞納したために無保険状態になっている子どもの問題は、国会でも取り上げられ大きな問題となっております。現行の国保法では保険料を1年以上滞納すると保険証を取り上げられ代わりに資格証が公布されると無保険扱いとなり、医療機関で一旦医療費の全額を支払わなければなりません。町長はこの制度そのものはやむを得ず今の段階ではいたしかたないと思えるのか、また最も問題なのは経済的に苦しい家庭では子どもの受診を控える恐れがあることが非常に危惧されるわけがございますけれども、この点について町長のお考えをお伺いいたします。

○町 長

やはり滞納いたしておりますと、やはり保険証が使えないということでありまして、これは普通でいくと当たり前のことでもあります。しかし保険証っていう性格は

命に関わるものという部分もありまして、医療機関を利用するものであります。実費でやればとても大変なことですから不可能です、という部分もありますから、それでいろいろ困ってるというのが日本国中の現実だろうと思います。取り上げられたっていうふうにおっしゃいましたが、どんな見方でも良いでしょうけどもそうでなくて、払ってない場合は返納をいただくということでもありますので、取り上げるというシステムじゃありませんので、一つよろしくご理解をいただきたいと思いますが、短期証とそれから滞納の状態によって1年間他の資格者証というものを別に発行すると、こんなような方法を今取らしていただいております。ただご心配の今あちらこちらでじゃ、子どもまでそうかって親もそうなら子どもの病気あるいは保険証を使って医療機関へ掛かれないのかということではありますが、おかげさまで辰野の場合にはそれ該当者なしということで現在あります。という中でいろんな方向を進めて行かなきゃならないんですが、できるだけ滞納しなんで、できるだけと言いますか滞納しなんで普通の利用をしていただきたいと。もちろん短期の中では78名ほどの方が辰野でも現在ありますが、一旦これは短期ですからその都度、その都度お見せになってやっていただく、ということです。一旦返納いただいて別個に資格者証を出しますと、病院を利用した場合には一旦は全額本人が払っていただく、そして後で保険分を本人にお支払いするという方法を取っております。一旦立替であっても莫大なお金になりますのでとても大変ですから、是非滞納しないように努力をいただきたいとこんなことでもあります。一応じゃあとりあえずの概略に対する今の質問に対しましては以上であります。

○矢ヶ崎（2番）

分かりました。厚労省によりますと保険料を滞納した世帯でも子どもがいる場合は保険証を返却させていない市町村が全国では半数以上あるということでもあります。厚労省の9月の調査では、保護者の保険証返却に伴って、無保険状態になった中学生以下の子どもは全国で3万3,000人、県内では20世帯30人とのことではありますが、今町長言われたとおりに当町においては該当する家庭は今のところないと、そういうことでもあります。今後ですね景気が非常に、昨日も出てましたけども不景気の中で景気そのものが毎日のようにリストラとか報道されているわけでもありますけども、やはり辰野町も製造業、辰野町と言うかこの地域は伊那、諏訪地区を始め製造業が非常に中心となっているわけがございます。そういう産業構造を持つ、特にこの上

伊那ではこの傾向が非常に強いんでありますけれども、これに伴って派遣労働者や請負労働者の削減を図る企業も非常に毎日のように増えているわけでございまして、今後このような経済状態が長期に続くようだと、当町でも無保険状態になるような子どもが出ることも危惧されるわけでございます。県国保医療福祉室の担当者は有効期間を限った短期保険証を発行するなど、状況を踏まえて対応するよう市町村に求め10月には全市町村に対し資格証明書も、短期保険証もない状態が長期に及ぶことがないように文書で依頼したとのことではありますが、そういう文書というものは届いているわけでございませうか。その内容はできたらどんなものでありませうか。まず伺いをいたします。

○町 長

10月に厚生省から文書来ましたけれども、ちょっと概要だけ私の方でお答えして担当課長からまたもう少し詳しくお話申し上げますけれども、要は子どもに関しての問題でありますけれども例えば、辰野はたまたま現在は該当者が今んとこなくて良いわけですが、国はそういうふうなことで子どもが該当した場合には速やかに、この資格者証を発行しなさいということであります。まあ短期証ですね、短期証を速やかに発行せよというふうに出てきております。他にいくつかこう来ておりますけれども、また課長の方からお答えいたしますけれども、ただこれはただ命令だけでは、命令だけで財政措置がないんです。困っている人を助けなさいってだけのことですね。必ずそういうことをやりますとどっかで市町村へしわ寄せが来るはずですね、そういう場合には未納になってるはずですから、親が。できるだけ良いような方向で滞納しないように今組んでるところですが、特別そういったことで子どもがいる場合には出しなさいってということになりますと、親がどういうふうに取りますか、あるいはそういった財政的な滞納を防ぐように進めてる政策自体がどうなるのか、ただ命令だけでは私どもは困ったことだなというふうにもまず一応考えてるところであります。なおまた国民健康保険の場合は、前から論じられておりますけれども、これは一つの見解の話で今後も運動してかなきゃいけないって私どもも思っておりますが、県の町村会あたりでも私そういうこと発言いたしておりますけれども、保険っていうものはですね、保険っていうもの自体は小さい規模でやるとあんまり意味がないんですね、意味がないし大変な良い場合と悪い場合と両極端が出てきて、保険の本来の姿の機能を呈しないものであります。仮に100人50人の例

えば50人の村があったと仮定します。それで国保が成り立つかったら成り立たないですよね。使う時はもの凄く使うし使わない時は全然使わないとか両極端になってしまうんです。ある一定の人数を超えてやっていかないと公正公平な国保運営はできないわけでありまして、今町村段階で本当はこれは保険者として責任を持ってやること自体が本来は無理です。ですからやっぱりこれは形式的な行政的な道州制だとか合併だとかそういう以前に、国保自体をもう少し大きな範囲で全国統括した保険にするとか、県単位にするとか、そういった動きだとかお声も分かっていただきドンドン出していただくことも大事じゃないかなと、そうすると非常に公正公平な運営がなされる。使う人と使わない人の割合の比率なども大体全国一定になってきます。だから小さい所でやるものは保険というものは馴染まないものであるとこんなふうに考えております。課長の方から厚生労働省の10月の文書につきましてお答え申し上げます。

○住民税務課長

10月の国の国保医療室長から市町村の国民健康保険主幹課長宛に被保険者資格証明書の交付に際しての留意点ということでまいっておりますけれども、これも資格者証やら短期証が長く続かないようにということでもありますけれども、この資格者証とか短期証が発行される前提としてのお話でありますけれども、これは保険税を納めないような人に対してこれを発行しなければならないわけでありまして、これを文書で言うには保険税をキチンと納めるようにしなさいっちゅう内容のものであります。資格者証の発行にあたっては機械的な運用でなくて特別な事情の把握に努める。また悪質な滞納者に対しても滞納処分を含め厳正に対応してなるべく納めるようにしていただきたいと。また子どものいる滞納世帯に対する資格者証に対してのことに対しては滞納は継続をすれば資格者証の発行になっちゃいますよと、そういうようなことをキチンと説明をしておいて、して行ってキチンと納めていただくようにしてくださいという内容であります。具体的な例につきましても滞納者との接触をキチンとして滞納を少なくしると、全庁的な情報の共有をする、また徴収体制の強化、催告、訪問の強化、その他短期証有効期限を1箇月にして接触する機会を増やしたりして滞納を少なくすると。ここへきて急にこういうようなことを言っているわけでありまして、17年の2月頃には徴収率を上げろ上げろという指導もありまして、資格者証を発行しなさいってということです。資格者証を発行し

ない保険者にあっては発行基準も作成してまで資格者証の発行に努めることと、さきほど町議の言われたように全国で半分くらいのものが発行してないっていうこともあるけれど、その頃には発行しなさいっっちゃう指導もされているわけでありまして。ここで資格者証の議論がいろいろ出てまいりまして昨日の新聞にありましたけれども、無国保険のこの救済法ですかこれをするようなことも出ておりました。この救済法にしましては資格者証になった世帯の最初は18歳と言ってましたけれども、中学生以下の子どもに対して6箇月、6箇月間の短期証を発行していくようにしなさいっっちゃうような救済法が、今日10日に衆議院厚労委員会で委員長提案し、採決する方で調整しているとこんなことも聞かれております。こういうふうになりました時はまたこの短期証が6箇月以上滞納した人に短期証を発行しているわけでありましてけれども、1箇月の短期証、2箇月、3箇月、6箇月と状況によって分けて発行しているわけでありましてけれども、資格者証との逆転するような状況になってまいりますのでこのへんのことと、資格者証を発行した時にその税の関係、財政の関係はどんなふうにするか、こんなこともこの中では出てくるんじゃないかと思っておりますけれども、今の状況ではこんなことになっております。以上です。

○矢ヶ崎（2番）

時間も迫ってきちゃいましたので、最後の地域営農組合の活動状況についてをお伺いをしてまいります。まず1項目目として各営農組合の特徴ある活動はどのようなものか。2点目として組織率はどうか。3、遊休農地の解消は進んでいるかという3つの項目でございますけれども、始めに食糧自給率の定義を簡単に述べますと、国内で消費される食糧の内、どの程度を国産で賄えるかを示す指標であります。日本のカロリーベースの自給率は1965年度には73%あったものが、06年度には39%まで低下し先進国では最低水準であります。国産でほぼ自給できるのは米、卵などわずかで、小麦や大豆は殆どが輸入に頼っているのが現状であります。食糧の多くを外国に依存している現状は先進国の中でも一般的ではないわけでありまして。現在40%の食糧自給率を約10年後には50%に引き上げる政府目標を達成するための工程表を政府は発表し、それによると米消費の拡大と小麦増産が柱であります。農林水産省は来年の通常国会に企業の農地賃貸規制の緩和で、耕作放棄地など利用できていない土地の有効利用を図り、自給率の向上を目指すとのことですが、当町のように非常に中山間地が多い地域での遊休農地の解消はなかなか厳しいと思いま

すけれども、その最たる原因はどこに起因しているかを、と思いますがそこには農業従事者の高齢化とか担い手不足、若者の農業に対しての魅力のなさ等があるわけでございますけれども、一つあげるとして大きな原因はどんなものであるか伺いたいと思います。

○町 長

それでは時間の問題でお急ぎのようでありますので、こちらもてっとり早くまとめて概要申し上げ、課長の方から細部にわたってのまた通算的にまとめてお話を申し上げたいと思います。結局各営農組合を作りまして遊休荒廃地をなくすように努力をして町も進めているところでありますが、もちろん上手くいっている所あるいはちょっと難しい所、また問題がありますので解決しながらまた進めていかなきゃならないと思っておりますが、契約栽培っていうような方法で小野ではソバとかですね、上野では山ゴボウとかあるいはダイコン、上野ダイコンって有名であります、焼酎の焼酎用のサツマイモですね、黄金千貫とかいろんなことの中で新しい品種、あるいはみんなで取り組めるものなどもこちらの方でお願いをしたり農協さんに相談したりしているところであります。また小野の営農組合ではニンニクの栽培なども始めたところであります。大豆だとか小麦同じようにまたしてかなきゃならないと。この組織率はどうかっていうことになりますと、平成20年度の段階では加入者は16.29%ということでありましてからまだまだ少ない、耕作面積、経営面積を見てまいりましてやはり同じように16.63%ぐらいということでありましてからもう少し、少しは増えてはきているもののもうちょっと進めていかなきゃならんだろうと、こんなふうにも思われます。遊休荒廃地の解消に向けて最たるものは何かっていうことでありますが、今おっしゃられたとおりでありましてこれ1個ということはないわけでありまして、中に今議員の言われたことにかえて加えて有害鳥獣の問題などもあって、耕作意欲なくしちゃってきてるというようなこともありますし、あるいはまた意欲の減退もあります。やっぱり言われたように、高齢化と担い手不足とこんなことだろうと思っております。課長の方から通算とおしてのご説明を申し上げます。

○産業振興課長

特色ある活動及び組織率につきましては今町長が申し上げたとおりでございます。遊休農地の解消は進んでいるかっていうことでございますが、昨年平成19年度及び

平成20年度で2箇年掛けまして全町的に耕作放棄地の調査を行っているところでございます。これは国が言う5箇年間で耕作放棄地の解消を進めるための調査でございます。今年度中くらいに耕作放棄地の解消計画を策定しながら解消に向けて取り組んでいきたいというように考えております。また実際的には北大出、本年度から会社によりますダイコンの栽培これが約10haくらい、それから小野ではニンニク、営農組合でも契約栽培等を取り入れる中で遊休農地の解消に努めているところでございます。以上です。

○矢ヶ崎（2番）

これで質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位10、番議席6番宮下敏夫議員。

【質問順位10番、議席6番、宮下 敏夫 議員】

○宮下（6番）

それではあらかじめ通告してあります質問項目に沿って質問していきます。まず最初に辰野病院改革プランについてお尋ねします。今辰野町では病院移転新築問題で町民、町、病院医師、スタッフが一丸となって真剣に取り組んでいるさなか、先日突然政府のトップが病院の先生方に対しとんでもない発言をされたことを報道で知り、唾然として憤りを感じております。辰野病院の先生方には医師不足の中、昼夜を問わず地域医療を守るため町民の主治医として頑張っていただいていることに町民とともに敬意と感謝の念でいっぱいです。辰野総合病院移転新築計画に対しましては9月定例会においても私を含め何人かの質問がありました。また9月17日には町からの公立病院改革ガイドラインに基づく、辰野総合病院病院改革プランの概要、更にプラン作成上のたたき台、素案説明がありました。しかし町民が期待していた町民の望む病院像をどのように捉え、改革プランに反映できるのかが見えてこないことに不安を抱いております。町民は病院問題に大きな関心を持ちながら、ただ町及び病院からの情報を待つことしかできないのが現状であります。そこで質問項目1つ目として辰野病院改革プランについてお尋ねします。病院改革プランは20年度内に県へ提出となっておりますが、県とのヒヤリングで修正なども考えら

れます。事前に町民への開示と説明が必要となれば改革プランの大枠の作成は12月が限度と思われます。質問します。改革プランの開示および説明会の時期はいつごろかお伺いします。

○町 長

これからの改革プラン今作られてきておりますので、日程につきましては事務長の方からここでお答えを申し上げたいと思います。先に議員がご指摘のように今の辰野に残っていただいて、残ってと言いますか辰野で一生懸命がんばってくれてるお医者さん方、このことにとっても感謝をしなければならぬということのご指摘は正にそのとおりであります。一面しか見えない状態でいろいろ文句ばかり言ってもお医者さんがなくなってしまったらどうなるのかと、住民がいろいろ考えて小野でもそうですし辰野町全体の病院もそうありますが、こうあるべきだ、あああるべきだっていろいろこう話が出たり、多数決で決めてこんな方向って言いますけれどもその担当する医師がやらんことには、乗ってくれないことには何もならないわけで要するに有資格者、医者というその人以外はできない問題がいっぱいあるわけありますので、住民世論と同時にまたお医者さんの見解も聞いたり、今現状では非常に酷使をお医者さん方に要望して日本中、地方は余計そうですけれども辰野町でもご多分に漏れずがんばってくれてるわけであります。希望とか要望はしても良いでしょうけれども、まず感謝の念を持っていただくこと。今のお医者さんを絶対どっかへ送り込んじゃうようなことだとかですね、送り込むということはないでしょうけれども、辰野から離れてもらわないことこのことが一番の第一最初の定義であり、それにはまたいろんな可能性の中でまたお医者さんを辰野の場合には16、17名ぐらいがいても良いだろうと私は思っていますので、一気にいかななくても一人、二人というふうな形の中で探してかなきゃならないってこんなふうに思います。だいたい今までずーっとこの問題と同時にこの医師不足、診療報酬の削減、いろいろなことが問題になってきておまして、そん中でいろいろこう携わって考えてまいりますとお医者さん自体っていうのはやはりそこに留まってがんばってやっていただくということは、一つのモチベーションを持ってるってやっていただいているっていう例が非常に高いようであります。要するに住民が風邪にしても何でも注射でも何でも打ってもらって「先生がんばってね、先生お疲れでしょう、私たちを見捨てなんで

ね。」ってこの一言などがもの凄いモチベーションを湧かせるようであります。実際にそう思っているでしょうが、住民のみなさんも発言のできない方もありますが、やはり発言しなきゃ分かんという部分もありますので、是非一つ今のお医者さんたちを守っていただき、そして辰野病院のこれからの計画も発表になると思いますけれども、そういったものが順調に進めるように期待したいものだと思います。では事務長からお答えいたします。

○病院事務長

改革プランにつきましては今病院を中心にまだ素案を検討している最中ですが、12月に運営委員会を開催し素案を提示していきたいと思っております。その運営委員会の中で了承を得る中でなんとか『病院だより』1月号の中で、概略、素案を報告し住民のみなさん方のご意見をまた聞いてきたいとそんなことを思っております。以上です。

○宮下（6番）

過去の議会で多くの議員から辰野病院移転新築に対して町民の望む病院像の要望、意見が出されてきました。こうした病院像をどう捉えどのようにプランへ反映できるのかお伺いします。

○町 長

住民のみなさん方の要望はさきほど言ったとおりでありますけれども、何を要望しよう何が町の方で決定しようとお医者さんがやらん限りできないということでありまして、もうそういったことが分かり次第、分かって以来常にいろんなことがありますと、医師会の方あるいは病院で言うと医局会の方と連携取りながら進めてる状況であります。なぜかって言いますとこれ難しいんですが一つの会社でしたら社長命令でいろんなことをやって各部長たちもいてやるんでしょうけれども、大学の教授とかお医者さんっていうのはですね、じゃ例えば大学を例えてみますと医学部長とか学長がいます。その下で各教授は全部言うことを聞いてやってるかっていう、一般の会社のような、右向け左向けっていうような形でできるかっていうと一部そういうことはあるでしょう。しかしここで注意しなきゃならないのは教授は各教室毎、教室を持っていますから、何々科、何々科っていう一つの自分の与えられた教授、その教授単位で教室単位で対外活動ができるっていうことです。対外活動がドンドンできるということです。だから一つの傘下の中の一つの会社と運営が違う、例え

ば町が町営の場合には町長が管理者で病院っていうのが運営されてますけれども、じゃ町長が言うとおりに何でも聞くかっていうとそうではない。口出しできない部分がある。医学専門的なことに対しては我々は何とも言えないんです。同時にまた各科ですね、整形とかいろんな科がありますがその毎にたいがいと言いますか、その先生方の意思によって診療ができるということです。大体の方向でこうもってっていただきたいとこういうようなお願いはできますけれども。ということで一般の会社の中の普通の職員あるいは部長だとか課長とかそういうのと全然ちょっと違うんだということを認識願いたい。そういう部分もあるということの一つ認識願ってやはり先生方と話し合いをする中で進めていかないと、ただ住民要望があるから、住民が手を上げたからみんなが望んでる、やるべきだなんて絶対にそんなことはできない、まして医師不足の場合には余計できません。ということでありますのでご認識いただいて今のようなどのように取り入れていくかっていうことではありますが、事務長の方からお答えを申し上げます。

○病院事務長

どのように取り入れていくかということではありますが、病院の改革プランは策定後についても評価、点検、公表が義務付けられております。具体的には策定後につきましても評価する中で住民の声を聞きながら、その中に取り入れていきたいというふうに思っております。

○宮下（6番）

いずれにしても国が求める病院改革プランをクリアすることというのは非常に厳しいものと思われまます。しかし多くの町民は病院の存続を願っており、病院存続への知恵をプランへ反映できることを強く要望します。次に辰野病院建設を将来展望と町民のニーズに合った新しい医療と保健、福祉との再構築への転換について提案し町長のお考えをお聞きしたいと思います。本格的な少子、高齢化社会を迎える今日、健康の保持・増進のため自ら健康を管理し健康づくりを進めていく姿勢を持っていくことが求められております。このためには町民が必要な時に必要な保健・医療・福祉サービスを受けられる体制作りやネットワーク化が必要であり、またボランティアや健康づくり活動などを通じて、町民が自主的に健康を管理し、ひいては地域ぐるみの推進、支援体制を作っていくことがこれからの課題です。多くの町民は辰野病院に対し町内の開業医には求められないどんな病気でも夜間、休日

を問わずいつでも見てもらえる救急医療の充実、保健や福祉分野と連携した医療サービスを求めています。医療・保健・福祉の一貫したゾーンを構築し、メタボ対策・訪問看護センター・在宅介護支援センターなど福祉関係の有利な補助金の活用による併設により、上伊那広域連合との連携による基幹病院からの回復期・リハビリ医療・町外からの入院・通院患者の受け入れ、福祉施設の活用などがスムーズに図られ地域医療の役目が果たされるものと考えます。また医療・保健・福祉との横の連携も取れ各スタッフの補完による経営の効率化にもつながると考えます。質問します。将来を見越した医療・保健・福祉を総合したゾーン形成への考えはあるのかお伺いします。

○町 長

いろいろな理由の中で辰野病院の新築移転が単純に見ると遅れているということですが、遅れるには全部理由がありますし、また国の方の命令で改革プランをしなければならぬとかいろいろなこと言ってきておりますし、また医療制度も改革が、改革が改悪も含めていろいろと変遷しているところでもありますから、やむを得ぬ住民全体の理解の元での今改革プラン作り、でその建てるか建てないかっていうことに対しては遅れていることは了承のことだと私は思っております。無理からぬ理由、またそうせざるを得ない理由があつてのことでもあります。さてそうこういたしておりますうちに、議員ご指摘のように少子高齢化は益々進み、これはある程度折り込み済みではありましたが、メタボリックシンドロームという形の中で住民検診が義務付けられたとかいうことは、新たに出てきたまた問題であります。したがってこれ医療とは切っても切れない関係にあるわけでありまして、どのへんで関係するかって言いますとやっぱり検診の段階で関係するし、担当するのはやっぱり福祉の方の関係にもなってくるし、また保健の関係の方が如実にその点は余計表れてきます。したがって前から言ってますように、保健・福祉・医療っていうのは本当は本来は一体のものなんだということで考えて捉えていくことが一番ベターだろうとこんなふうに思います。これは当時移転新築をして構築しようとした中でなかったことが起きてきた一つの例であります。まだ他にも沢山そんなことが変遷の中で例えば療養型はどうするかとかですね、一旦外されてまた戻ってきたとか、併設型では認めないとかいろいろなことがまた起きてきて、しょっちゅう朝令暮改ではないですけども変わったり、また新しく出たり良いと思ったらダメになったりと

ということが起きてますので、そういったことの中を捉えていく中での新築移転というのはとても大変なことでありまして、政策も一部変換せざるを得ない部分も出てまいります。やると言ったらやるとか、決めたら決めたっていうことで本当はとおるべきであります、やはり上部団体の意向によって変えざるを得ないことも出てくるというふうなことも一部捉えております。しかし場所に対しましたり、あるいはまた保健福祉医療をどのように総合していくかという考え方でいきますと、当時は病院をっていうようなことを主体に考えておりまして今の場所が決まっているわけであります。したがって普通でいくとそこへ構築していく、しかし改革プランがしっかりできて認められたらっていうことでもあります。しかしそこから変えなければならないという形の中で考えるとすれば、それは保健・福祉・医療一体化、でも今の場所でも新しく決めた所でもできないかどうか、いろんなことをまた複合的に考える今はその余裕は現在あることはあります。さりとて辰野病院も大きなお金で土地を購入いたしておりますので活かしていかなきゃならない。ですから場所変えたり、保健・福祉・医療をどっかへ今の所、新しい所でも保健・福祉・医療を考え込んだり、その保健・福祉・医療を連携するがために場所変えなきゃいけないとかいろんなことも出てくる可能性もありますけれども、それは誰が見ても無理からぬ理由がある時であると私は思っております。したがって普通でいくと予定どおりできるだけ、可能な範囲で福祉・保健を取り入れた中での構築になってくるのかなというふうなことが一応考えられております。もちろんだけれども、まだ造っているわけじゃありませんのでこれは理論的な話でありますけれども、いくらでもまたそれだけの理由があれば場所も変えることもできるでしょうし、構築の病床数も今改革プランから出ておりますけれどもそれも変更することもできるでしょうし、無理からぬ理由天変地変があつたりいろいろすればそういうことも起こり得りますが、一応今のご質問のまとめをいたしますと、やはり保健・福祉・医療っていうものはできるだけ合体させていく中で進めるべきだろうとこんなふうには考えております。以上であります。

○宮下（6番）

先月って言うか10月に議会として10月12日に町出身の元総理首席秘書官の飯島勲氏を招き、町の発展への方途などの懇談会の中で「荒神山公園について、ウォーターパーク跡地に病院と温泉を活用したりハビリ、健康増進の施設にしたら面白い。現

在の都市公園法は特区申請すれば自動的に白紙になる。スポーツと医療、福祉ゾーンとして一体的な運営をすべき。資金的には財団から補助を受けるのも一案。病院移転先として考え直したらどうか。」との提言がありました。温泉利用については過去にも多くの議員、町関係者ともに温泉を活用したメリットが語られております。質問します。この飯島氏の荒神山温泉の利用と荒神山の移転等について町長はこの飯島氏の提言に対しどのように受け止めているかお伺いします。

○町長

みなさんと一緒に前の飯島秘書官とお話聞いたわけでありますが、飯島秘書官はやはり総理の秘書官でもありましたし国を動かした一人の総理の下にいたわけでありますから、中核をよく分かってる方だと思いますし、なおまた辰野町は本年度から「ふるさと大使」と認定したわけでありますので、そういった発言に対しましては一応重く捉えていかなきゃならないというふうな考え方はあります。しかしいろんなただ考えでフラフラってということではなくて、こういったものを進めるにはまず財政的な裏付けもないとまずいわけでありますし、いくら理想であってもなかなかできない、またさきほど言ったように医局でどう考えるかと、我々がいくらこう言ってみても医局がノーって言えばダメなものであります。理想的なことと制約と更にはまたどのような住民のみなさん方の考えかと、財政面におきまして特に問題になってくるだろうとこんなふうに思います。一応飯島秘書官に言われたことは大変ありがたく、重く一応検討はしてなかなきゃならないと、なお宮下議員もここでそんなようなお話が申し上げられたわけでありますので、住民の代表の議員さんとして私どもも検討はさせていただきます。ただしいろんな理想を追い求めるがために、反って財政負担になってしまいかそんなようなことが起こってくればそれはもう、要するに自分の身の丈に合わない考え方という形になってきちゃいますので、可能な範囲の中で右も左も真ん中も見ながら、また同時にいろんな制約も当然ありますので、医師会のみなさんとお話しながら検討はしていきたいと、こんなふうに思っています。以上であります。

○宮下（6番）

もう一度原点に戻り、辰野病院建設を新しい町の医療・保健・福祉を構築するチャンスと捉え改革プランの作成を機に町民とともに行動を起こす時と考えます。どんな形であれ病院の存続は守るべきであることを訴え辰野病院改革プランについての

質問は終わります。

次に21年度予算編成について質問いたします。昨日1日目の一般質問の中で、町長は「ゼロベースでの徹底した事務事業の見直しと歳入確保に取組み、当初予算を20年度とほぼ同規模の70億円を目処に編成したい。」との方針を示され、その方針の中では新年度は辰野総合病院の移転新築に向けた準備、小中学校の耐震化工事、保育所の建設、道路新設など、早急に取り組まなければならない大型事業が山積している状況にあることを示されました。今回の予算編成は例年と異なり、矢ヶ崎町政として今任期最終年度を迎えるわけでありまして、平成21年度予算は大変大きな意味を持っているものと思われまます。町長は平成13年新たに第四次辰野町総合計画を立てられ、辰野町の将来ビジョン・一大居住拠点都市構想を実現するための施策につきましましては、過去11年間ご自身が掲げてきました事業の実績と大きな成果を踏まえながら新年度の予算編成にあたり基本的な考えを指示されたものと思ひます。質問項目のうち予算編成における基本方針は昨日の議員の質問に答えていただきましたので省略いたします。次に大型事業の優先順位についての方向性をお伺いします。

○町 長

21年度予算編成に向けての基本方針ということではありますが、マスコミのみなさん方の前で発表させていただき議員のみなさんも参列していただいて、お聞きいただいたとおりでありますし、また一般質問に関しましては成瀬議員の方でお答えをいたしております。この方針につきましましては大変、たった一言で言うと難しい中で財源、歳入の方が非常に苦慮される時であると、法人税の方もこういった不景気という、強引な不景気になっちゃってアメリカ発の、という形の中で法人税のダウンも心配されますし、同時に来年なりますと今年からもう不景気きてますので予定納税いただいたものお返ししなきゃいけない、ダブルパンチに出てくる、減ってきて返さなきゃいけないというようなことも出てきて心配でございますし、固定資産税の方は昨日もお話したとおり丁度、評価替えの時にきますので評価替えでこう上がっている時は別ですが、今下がってる時ですので当然今後の3年間に対しましては、今より下がってくださるというふうな考え方がありますので、厳しいわけでありまます。それに対して知恵を使ってまた需要毎にはできるだけ町のお金を使わなないような、できれば100%事業などを導入を図りながら100%でなくても町が出す

のは2割、3割ぐらいで済むんだよというような国、県の負担の大きいものをできるだけ導入しながら住民付託に答えてくってというのも一つの手であります。逆になりましていくら頭下げてお願いしてきまして法律で決まってもこれに対しては国県補助金が3割と、7割は市長村で出さないとこういうのはちょっと手がかないだろうとこんなふうに思います。耐震構造に学校なども替えてくに対しまして、どのような文部省あたりの今いろんな補助金制度があるのかどうか、急いでいるようでもありますので若干有利にはなってきましたがどの程度かと、また検討しながら教育委員会の方で進めて練っているところでもありますので、財政負担を厳しいんで町から出さないような方向を取りながらやんなきゃいけない。同時に今の国の体制に対しましても、良い予算を貰いながら文句も言って来なきゃいけないということで、制度改革もお願いするようにもしてなきゃならない、右も左も同時に言いながら嫌われないように良い予算の獲得に努めていきたいとこんなふうにも思っているところでもあります。大型事業につきましては、前にお話をいたしましたとおり城前橋の改築が進んでおりますし、町民会館の改修、また町民体育館の方の改修、荒神山であります。あるいはまた小中学校の耐震構造に対しましての耐震調査の方を進めてまいりますし、辰野病院の総合病院に対しましてこれからの構築、という形になっていくかと思えます。他課題といたしましては保育園だとか、道路新設だとか改良工事など山積みであります。そういう中から予算の問題、まず財源がなければダメですからどのような予算を獲得できるのか、ただいくら希望があっても町100%でやれなんて言っても不可能ですからこれは、構築しながら良い予算がとれる毎にあるいはまたできるだけ住民要望の強いもの、危険度の高いもの、あるいはまた経済投資効果の高いものなどから有効的に使って進めていくと、こんなようなことで大型事業などは今考えてるわけではありますが、まだ21年度予算が決まったわけでありませんで目玉は何で、どういう方向で、方向は大体分かりますけれども決定は、決定って言いますかまだみなさん方の前で報告できる素案は作ってあるわけでありませんで、今のようなことを組み込みながら副町長査定、次の町長査定に入っていきたいとこんなことでもあります。以上であります。

○宮下（6番）

それでは次に移りたいと思います。次に一般財源見込みの中で歳入確保についての取組みについて質問いたします。国の三位一体の改革による地方交付税の削減、

国庫補助負担金の見直し、税源移譲、さらに平成19年度からいわゆる団塊世代の大量の退職者を迎え住民税の減収の中、突然アメリカから発生した世界的な金融危機による景気後退が国内はもとより、地方の中小企業に深刻な景況感の悪化を与え地元企業も既に生産調整などにより雇用問題まで深刻な事態となり、今後更に悪化することが予測されます。こうした長期にわたる景気低迷で税収が伸び悩む中、適正で公平な課税とともに、徴収率の向上と滞納繰越額の縮減が財源確保の上で重要な課題と考えます。町の試算では地方交付税の減額、固定資産税評価替による同税の大幅減収、不況による法人町民税の減収など一般財源は約1億円近い減収が見込まれるとのこと。質問します。町として歳入確保についての大枠については昨日の質問に対する回答がありましたので私は次の具体的な取組みについて質問いたします。一般財源の中でも景気に左右されず、大きな増減の少ない安定した財源は固定資産税であると思います。この固定資産税の適正課税についてですが課税漏れ対策としての取組みを3つお伺いします。1つとして都市計画地域と都市計画区域外での建造物のチェック方法、増改築のチェック、またこの増改築あるいは新築等のチェックに職員のローラー作戦などの3つについて固定資産税を適正に課税しているかどうか確認をしているかということをお伺いします。まず都市計画地域においては確認、建築確認申請が10㎡以上は出されるということでチェックはできると思いますが、計画外においては200㎡までは申請がいらぬということで、そこらへんはキチッと確認をして課税をしているかどうか。私の友だちで地域内の人と外の人が同じ大きな車庫を建てたけれども「俺の所は取られている。」「俺の所は取られていない。」というような話題も出ておりますので、そこらへんもどうの方法で確認しているかお聞きしたいと思います。

○町 長

大変財政難の時ではありますが、いろいろご心配いただいているんな提言をいただくわけでありまして、少しでもまた合法的な徴収はしてかなきゃならないとこんなふうに考えております。そういう中で都市計画区域と計画外の区域での差というのは今議員のおっしゃったとおり、建築確認の届け出をしなきゃならぬもの、しなくて良いもの差が出てきます。確認が出てきますとそこは建てるということで書類上で分かりますのでそれに対します固定資産税のまた評価をさしていただいて課税が入っていくわけではありますが、計画外で無許可、無許可って言いますか申請、免除

のものもあるわけでありまして、毎年あるいは毎日って見ているわけにはいきませんので、というわけでありまして大分年月が経ってまいりますと、現状と過去の町の方の資料と違ってくる場合が出てきます。あると思っただけでなかったとか、ないのにできてると、しかし固定資産税っていうのはできた物に対しまして一定の基準の中で当然土地建物は対象になりますので、それで今年度は航空写真を撮らしていただいてそれを基に前に撮りました航空写真との整合性を見ながら、違う所は目で確認をするというような形の中で、進めさせていただいてこのことに対しましては税金取るんじゃないじゃなくて、正しく評価させていただき正しく公平に固定資産税を納めていただくと、こんな方法を今取っているところでありまして。課長の方からもお答えいたします。

○住民税務課長

固定資産税の適正課税の問題でありますけれども、今町長言われましたように今年から航空写真を撮りまして適正な課税をしていきたいと思っております。まず手順でありますけれども、今年はずっと写真を撮って家屋図の作成までを行いまして、来年21年度から全棟調査を行っていく予定であります。この該当の物件につきまして公図とか名寄、帳簿を準備いたしまして該当者へ通知、またこの送付しまして翌週の頃から現地の評価にしたいと思っております。これにおきましても2人1組みくらいでやりますので、臨時職員も2名くらいお願いしなければいけないかなあとこんなことも考えておりますけれども、事務処理としましては1棟毎のデータを入力して評価の計算をする。また調査時に不在の場合、文書によって所有者との確認、今年もちょっとキチンと連絡が取り合わなくてまずいこともあったわけでありましてけれども、こんな留守であったような時には慎重を期しながら行っていきたいと思っております。21年度22年度で量にもよりますけれども、評価をしまして21年度の12月一杯には終わったものは22年度から課税になりますし、その次のものについては23年度からキチンとした課税ができると思っております。それと都市計画区域と区域外の確認申請の話でありますけれども、都市計画区域外は確認申請出さなくても良いものもあるわけでありましてけれども、公庫の資金を借りたりするような場合にはこちらの方から確認申請を出すというようなことで、住宅については確認申請も出されますので、割と漏れはないわけでありましてけれども、議員の言われるように車庫のようなものについては多少落ちがあることも考えられます。これらのパトロールに

つきましては、新築家屋の建築状況の確認に行った時にパトロールをするなどして、確認を行っております。それと職員のローラー作戦ということでもありますけれども、これできれば良いわけでもありますけれども、なかなか実際にそれが掛かっているのか掛かっていないのか、新しいのか古いのかちょっとなかなか分かりませんので、このついでの時のような時にパトロールはしている状態です。それと大規模な模様替えですか、増改築のチェックということでもありますけれども、これも分かる範囲では、分かれば課税はさせていただいております。

○宮下（6番）

税の公平性と財源確保のためにも徹底した取組みが必要であり、固定資産の増減、移動などの自主的申告の義務を広報などで周知することを要望します。

次に町有財産の有効活用への取組みについて質問します。町有財産の町有地、公共施設のうち公共施設はすでに指定管理者制度を活用し効果的運用が進められておりますので今回は町有地について公用地の先行取得、代替地として取得した用地、事業化されない長期保有地等についての有効活用への取組みについて、集中改革プランに基づく取組みと成果、今後の見込みについてお伺いします。

○町長

町有資産ということで町の土地になっているもの、あるいはまた開発公社が先行取得してるものいろいろあるわけではありますが、これに対しましてはできるだけ活用するように最近では貸し付けも可能になってきておりますので、この役場前にあります薬屋さんなどもそういう対象にしてやっております。ただ空けとくのは一番いけないだろう、さりとてそこを何か売却できれば一番良いんですが、何かするにしましても非常に難しさもあったりいろいろするわけです。具体的なことに対しましても、課長の方からお答えいたします。

○まちづくり政策課長

私の方から過去の3年間の実績につきまして報告をさせていただきたいと思っております。ご承知のように改革プランの中に2項目で掲げてございまして、町有財産の方の関係でまいりますと一般会計に影響を及ぼすようなそういう財源になってくるわけです。もう1点は公共用地としての先行取得は土地開発公社の所有地ということでございまして、それがすぐ直接一般財源の方に影響するというものではございません。それで最初にですね町有地の関係でございまして、町有財産の活用と

ということでございますけれども、とりあえずは他の用途への転用を図りながら行政目的の終わった施設、土地につきましては活用を考えるわけでありましたが、活用が困難な土地にありましては売却、賃貸ということで進めているわけでありまして。これらにつきましては、面積が過小であったり地理的な条件もあって利用価値の低いというような土地も多いわけございまして、需要のあまり高くない土地であるのが実情であります。そんな中にありまして18年度から、取り組んだ実績でございますけれども、18年度におきましては小野の中島団地の跡地が大きく出たというような関係も含めまして5,540㎡、3,447万7,000円。19年度には宮木地区で20㎡、61万2,000円。平成20年度には下辰野地区で234㎡、589万6,000円というような売却を進めてまいりました。現在保有している所の中で4箇所ほどまだ4,000㎡くらいを目標として、現在機会を捉えPRをしながら売却を進めようとしているところがあります。もう一方土地開発公社の方でもですね、塩漬けと言われる長期所有の土地につきましても処分を進めておりまして、18年度は上辰野というような地区もございまして9件9,325万530円というような6,000㎡の実績もございまして。19年度につきましては7件5,998万7,126円、約4000㎡。20年度はちょっと落ちまして576万円1件というような現状でございますけれども広報、インターネットのホームページを通じてですねPRをさせていただきながら、処分を進めているところがあります。ご協力をよろしくお願いいたします。

○宮下（6番）

町有地を保有していても町の財政は良くなりません、土地を売却すれば安定財源として固定資産、企業であれば法人税、個人であれば住民税など安定財源として確保できます。是非保有財産の有効活用に積極的に取り組むことを要望します。

次に税、公共料金の未収金および収納率強化策への取り組みについて質問します。集中改革プランに基づく計画が達成できたのか、また21年度に向けての新たな対策についてお伺いします。

○町 長

一応税の方は達成方向にあるというふうに見ております。住宅に対しても同じでありますし水道の関係につきましても公共料金であります。0.2%ぐらいがまだ未達成のものもあるということでありますが、大まかには大体保育料の過年度分の分に対しましても目標達成とこんな形であります。できるだけ払い易くするために

コンビニなどでも払えるような、夜でもいつでもその際、持って行きさえすれば払えるような方向も今検討中であります。現在上水道だけはコンビニで支払いができるようにも組んでありますが、こんなこともまた相併せて利用していただければもっと達成率も上がるだろうと思います。細かいことに対しましては、課長の方からお答えいたします。

○住民税務課長

未収金の収納対策強化のことですけれども、現在副町長をトップとしまして滞納対策推進本部を設けまして料金についての各課、情報を共有しながら滞納対策を行っているわけです。税につきましても平成16年度からは、滞納対策室を中心としまして滞納処分を積極的に進めてまいっております。集中改革プランの目標につきましては、平成17年から21年度までのものでありますけれども18、19については達成できております。20年度につきましてもこの状態を維持するように引き続き努力してまいっているところであります。また21年度で最終年度を迎えるわけですけれども、これの見直しにあたりましては達成結果に努力目標を上乗せしまして目標を設定して、滞納処分の効率化また現年度分の徴収率の向上に努めてまいりたいと思います。現年度分が確実に納まっていけば滞納も少なくなるということですので、新たな滞納発生することのないように特に力を入れながら21年度には次の5年度の改革プランを作りたいと思います。この改革プランにつきましても、第四次行財政改革大綱の推進プログラムの中で進行管理表を作っております。ここには平成18年度のものありますけれどもA B C D Eまでの評価ありますけれども、評価はAとなっております。以上であります。

○宮下（6番）

21年度は大変厳しい状況が予測されますため、自主財源の確保に全力で取り組んでいただきたいと思います。以上で私の質問は終わります。

○議長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時40分といたします。

休憩開始 11時 25分

再開時間 11時 40分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位11番、議席13番根橋俊夫議員。

【質問順位 11 番 議席 13 番 根橋 俊夫 議員】

○根橋（13 番）

それでは私は 100 年に 1 度とも言われております、この景気悪化に対して町政がどのように今取組んでいくべきかということの切り口からいくつかの質問をしていきたいと思っております。

アメリカ発の世界的な景気悪化は年の瀬を迎えまして、本日の報道によるとソニーが社員 1 万 6,000 人の削減などを報道されるように全国的に深刻な事態となり、多くの辰野町民のみなさんにとっても例外でなく、時間の経過とともに深刻になっていくものと危惧をされます。すなわち自営業者の多くのみなさんは、急激で大幅な仕事受注減であり「ぱったり仕事がなくなった。」「このままでは年が越せない。」という悲鳴さえ聞こえてまいります。また 12 月 6 日付けの長野日報によりますと、上伊那地域の有効求人倍率は 52 ヶ月ぶりに 1 倍を割って、人員整理という名の解雇が 10 月末で前年比 75% 増の 520 人となったことが報道されており、辰野町民の中にも解雇により職を失った方が相当数おられるものと推測をされます。今回の景気悪化の原因は、極端な金融自由化と規制緩和を進め巨大な金融機関がばくちのような投機、すなわちマネーゲームに熱中した結果であり、カジノ資本主義の破綻によるものであることは火を見るより明らかであります。また同時に見過ごせないのは自公政権と大企業が進めてきた極端な「外需頼み」「輸出頼み」の経済運営であり、そのことが医療・福祉の荒廃、地場産業・農業の衰退、個人消費の低迷など国内経済の発展を弱めて国民生活を疲弊させてきた結果、アメリカ経済が減速し世界経済が混乱すれば日本の景気が一気に減速するという点にあります。さてこのような事態を乗り越えていくためには政治、とりわけ国政の責任は極めて大きくマネーゲームの規制、外需から内需への転換、家計を応援する減税、安心できる医療福祉体系の確立などの政策展開を強く望むものであります。かといって今度は町政にとって、「今回の事態は町には責任がないから、町政としては関係がない。」などと言える事態ではないことはこれまた明白なことであります。私は現瞬間において町政が取組まなければならない政策課題として第 1 に、緊急に町単事業の前倒しや新たな失業対策事業の実施など町行政としてできることを行うことであり、第 2 には、商工会や金融機関と連携して中小零細企業の仕事の確保対策や資金繰対策を強化するこ

とであり、第3には先の見通しを持って、地域経済のパイを大きくしていくための有効な施策を直ちに実行していくこと。以上の3点が極めて重要と考えるものですが、今般の景気悪化に取り組む町政の課題についてまず町長はどのように認識をされているかお伺いをいたします。

○町 長

それでは質問順位11番の最後になると思いますが根橋俊夫議員の質問にお答えいたしたいと思っております。急速に忍び寄るといよりもドンドン入り込んで来ているアメリカ発のサブプライムに発祥する、スタートを切る世界金融危機あるいはまた経済危機それが恐慌にまで至らんとしている中での問題であると思っております。町としてできること、一気に町だけ景気を上げるということは不可能なことであり、いずれにしましてもこれは国政レベルの問題でありまた世界レベルの問題でもあるというふうにも認識いたしております。議員ご指摘のようにそういう中で町としては、できる範囲のことはもちろん方策論いろいろあるわけでありますので、取っていきたいとは思っております。いずれにしましてもここで、灯油自体はもう下がってはきておりますが、まあ4、5年前よりは上がっているわけではあります、また更にまた1箇月2箇月の中でもっと下がるのかもしれないけれども生活支援、もちろんこれは経済的な消費拡大にもつながるといようなことで灯油券の発行や、あるいはまたエコ対策でというような形の中で、これは緊急安心実現の総合対策交付金制度などが一応予定としては交付限度額として辰野町は1,000万円がくるわけであります。1,000万円の有効な活用などもこのように進めて景気浮揚策の方に少しでもなればというふうに思います。前倒し受注とかそういう形もあるわけで今言われましたけれども、だいたい事業は既にもう前倒ししまして前倒しと言いますもより早く発注をしまして、だいたい発注し終わっているところかなというふうにも思っております。まだ2、3介護要望センター他などの発注も今後出てこようかと思っておりますので、できるだけ早く発注して進めていかなきゃならないというふうに思います。21年度の事業の予算がまだ決定いたしませんのでそういったものも、できるだけ早く21年4月以降、あまりこの年度内へ前倒しっていうのは特殊な例になっちゃいますので、4月以降に発注できるようなふうには決定した事業は取組むような方法を考えていきたいというふうにも思っております。他景気浮揚策に対しまして現

在大まかなところではそんなところではありますが、今までも製造、融資他いろんなこともありますのでその枠を拡大するとかですね、あるいはまたそういった利用を促進していただくように頼むとか、あるいはまた商工会と特に商工業、農業に関しては農協さんもありますけれども、とりあえず商工業に対しては連携の中でまたできる手は打っていかなくちゃならないというふうにも思っています。町のできることは限られたことかもしれませんが、いく分でも景気浮揚に活かしていただければと願って止まないところであります。以上であります。

○根橋（13番）

私は今町長が言われましたように町としてできることは限られているかもしれないけれども、やっていくというこの姿勢が非常に大事だと思います。私はこの間いろんな担当の職員のみなさんとも若干議論をしてくる中で気になるのはさっきちょっと触れましたけれども、これは町の責任じゃないから関係ないんだというような考えを持つ方が一部おられるように見受けられましたので、まあ今の町長の答弁を聞いて安心したんですけれども、そういう姿勢であらゆるやはり対応を可能な限り取っていくということで、是非今後のこれからちょっと進めるこれからの質問事項についても考えていただければということで次の質問に移りたいんですが、金融面での支援ということであります。中小企業に対する金融面での政策的な支援につきましては国、県、政策金融公庫を始め、町としても町制度資金による対応を行っています。町制度資金の11月末までの融資実績をお伺いしますと約2億円という融資残高でありまして、約9億円の枠に対しましては、20数%というような状況であります。これ若干どういう状況かということで関係者にお話をお伺いしますと、「借りたいのはやまやまであるけれども、仕事がないので返せる見込みがない。」というのが主な意見であり実態のようであります。しかしながら月々の公租公課や燃料代など、固定経費を支払わないわけにはいかず、今後年末に向けて資金需要が増えることも予測をされますので更にきめ細かな金融対策が必要と考えます。そこで伺いますけれども、町の制度資金を始め県の制度資金は長野県信用保証協会の保証が義務付けられております。この保証協会の保証について、全てのケースにおいて全額無料にして借り易くしていく考えはないかどうか。また10月31日から国の緊急保証制度が始まり従来の80%保証、これは解約されたわけですがけれども、それを今度は100%の元に戻りましたけれども、町の今の制度資金の県の保証協会の保証についても

100 %保証に対応できるのかどうか、併せてお伺いしたいと思います。

○町 長

総体的にこちらでお答え申し上げまして課長の方から詳しくお話申し上げたいと思いますが、特に中小企業業者のみなさん方に対しまして保証協会付きのまた制度融資資金、町、県なども進めているところであります。議員の方でも既に言われたけれども、なかなかこの制度有効に使っていただきゃ良いんですけどもこういう時になってくると、有効利用の枠が広がってくるかなあとも思うんですが、さきほど言ったように借りても返せないという形の中で進めてみても、借りたいけど使えないってこういうところがあって非常に困っているところであります。さりとて闇雲に返さなんでも良いから持ってけって、これもいけませんのでお話の中でまた有効利用するようにまた会社がいろんな展開が有効にそれが活きるように、商工会とも話をしながら進めてかなきゃならないと、こんなふうには考えております。一応町の制度資金に関しましては保証料も町が負担いたしておりますけれども、だいたい保証に関しましては1.35%から0.45%の間であります。保証料の助成に対しまして、更にまた県だとか町の制度融資に対しまして考えてみますとだいたい5分の4は補助し、そしてご本人が5分の1を負担しているっていうのが保証料であります。この他に利息も補填をいたしております。したがって相当有利にはなっているわけでありまして、それを更にもっとということよりもこの制度を活かしてもらおうようにまた、商工会あるいはまた直接的にも企業にお話してく必要があるということでもあります。ただセイフティーネットの認定業者に関しましては保証料は全額補助金、一切いらないとこんなようなことも有効的に活用してもらわなきゃならないということでもあります。課長の方から数字的な面、他をお答えを申し上げます。

○産業振興課長

それでは保証協会付きの保証料の関係でございますが、保証料の補助金としましては平成19年度62件で820万円余を補助をしております。それから本年10月まででございますけれども、360万円余を保証料の補助としているところでございます。それから町の制度の利用実態ということでございますけれども、9月までは毎月約3,000万円余ぐらいの利用があったわけでございますが10月、11月に掛けまして1,500万円、1,300万円っていうような形の中で下がってきているのが実情でございます。なお本年度さきほど議員おっしゃいましたように、2億1,000万円ほどが

4月から利用されておりますけれども、この10月11月で若干伸び悩んでいる、12月はちょっと分かりませんが、おっしゃるとおりの借りられない状況が来ているのかなって言うように感じるところでございます。それからセーフティーネットって言うことでございまして、国の方で10月31日から緊急保証制度ということで業種を指定をしまして、現在って言いますか12月の10日から更に増えますけれども全部含めまして698業種が認定をされることになっております。この制度に認定されました場合につきましては保証料は全額町、県で持つということでございます。以上です。

○根橋（13番）

さきほども指摘したように若干予算に対しては利用が低いという原因、後でまた触れますけれども主は仕事がないっていう方がより深刻な事態ではありますけれども、年末に向けて資金需要も今までよりは少し高まるではないかっていう問題意識から申し上げてるわけなんですけど、もう一点その借り入れの点でその次のところにありますけれども、運転資金のその据え置き期間の問題があるわけでありまして。町の制度資金は一応6箇月ということになっているんですが、県は1年以内ということでありまして。政策金融公庫の方も6箇月というのがありますけれども、これもお聞きしますと弾力的に運営するということで、場合によれば6箇月以上も可能ということでありましてけれども、町の場合はどうもそこが厳格のようでありまして。この仕事の確保をしていく、していかなきゃいけないってこの事態の中では、この据え置き期間って言うのはこの借りたことのある方は非常に分かると思うんですけども、非常にありがたいわけなんです。これをやはり延長することも、借りやすくしていくことにつながる一つの改善部分ではないかと思っておりますけれども、県と同じくですね運転資金を最長1年以内というふうに改めるお考えはないでしょうか。

○町 長

少しでも借り易くということの中で据え置き期間、今町の場合6箇月と申しますか3箇月から6箇月の間で資金によってそういった据えを置いているところでありまして。償還期間は2年とか7年とかまた話し合いの中で決めるわけですが、たださきほども言いますように、小口大口にかかわらず需要がない時に据え置き期間を、まあ需要がないからそうやって据え置き期間を長引かす、長引いた良い条件を出してやれば借りるじゃないかっていうような発想だろうと思っておりますけれども、私もい

ろいろ民間でやってる経験上あまりこれ延ばしますとですね、だいたい投入した資金が生きてきて返せる範囲、少し待ってもらってという丁度良い期間って大体あるんですね。これをずーっと延ばすことによってその資金がまた他の方へ使われてってしまうという可能性があって滞納を発生させる可能性すらないとも限りません。これはいろんな調査にもよってそういったデータが出ているようでありますので、まあ大体据え置き期間っていうのは、ものによって違いますが3箇月から6箇月ぐらいが妥当であろうと、直感的な考え方でありますが思います。これを延ばしてみてもおそらくそのことによって借り手が増えてくるということは、ほんの数%はあるのかもしれませんが、大きな問題解決、資金を使う助長にはならないような気がいたしますが、見解は見解として捉えて検討はいたしてみますが、そんなところであります。

○根橋（13番）

今の話ですけれども、これはやはり弾力的運用っていうことにしていただけないかっていうことなんですね。確かに今言われたとおりこれは突き詰めていきますと、経営改善計画といいますか資金計画の中の話でいくわけですから、一般論じゃなくて個々の企業の実情によるわけですよ。だからそういうことを是非お願いをしたってやっぱ出てきた場合については、かたくなにこの6箇月ということに拘るのではなく、やはり公庫なんかそういう運用をされてるようですから、もしそういうことの方がむしろ企業の仕事を確保し、確実に返済をしていくということが望まれるようでしたらむしろそうしてもらいたいと思いますけれども、そのへんはいかがですか。

○町 長

言っている意味はよく分かりますし、そのことで有効であればっていうことでもう一度検討はいたしてみます。しかしさきほど言いましたように「返すべきもの少し待ってやるから返しなさいよ。」って言って、もうちょっと待っているうちに他へ使われちゃう、使われちゃうっていうことおかしいんですけれども、資金が寝てしまうっていうことになってくるんですね。より可能性も強くなります。もう返せるのに預金して待ってたって人はいませんから、それがまた次のこういった時代でありますので機会だとか何とかっていうふうな問題、買い換えてくれれば良いんですけれどもあるからそれ使っちゃえとか、あるいは運転資金でもって寝てもう

使われてなくなっちゃうとかいう危険性も実は出てくるっていう可能性もありますので、また専門家とも話して検討はしてみます。以上であります。

○根橋（13番）

これは公庫の担当のみなさんにご意見聞いてもね、そういうことでありますから、県は現に1年でやってるわけですから、1年も形式的にやっているんじゃなくて実際に見て1年までは良いよということでやってるわけですから、それはもう少しやはり今のへは弾力的にやるというふうに受け止めて具体的に検討をしていただきたいと思います。

3番目に生活困窮者対策ということでの、生活資金の貸し付けのことについてであります。これはさきほど申し上げましたように今非常に自営業の方だけでなく、派遣の方だとか期間社員の方、そういった方が非常に職を失うことによって生活が困窮されてくるっていうことが予測をされます。現状はそうした生活資金につきましては町の社会福祉協議会だとか県の社会福祉協議会にも制度がありますけれども、いずれにしてもこれは小規模な制度でありまして、十分ではありません。松本市では市の制度として生活資金の貸し出しを行っているようでありまして、辰野町としてもですねそうした町の制度、この中に組込んで生活資金の貸し付けを新たにやってく考えはないでしょうか。

○町 長

これは無利子で生活資金貸し付けという形も考えられてくるわけでありまして、これは特に個人とかですね、景気浮揚策では良いことでもありますし企業でも使うこともできると思います。これは労金にも枠を持ってまして、辰野町の場合は3,000万そこへ預託してあります。その2倍ぐらいまでは貸し出し枠であるわけでありまして、利息も2.22というような形で有利であります。個人の場合でありますので、限度額が一応150万円って決まっておりますけれどもこれがあまり使われてないんですね。こういった宣伝をするといいますかどういうふうにしたら良いのか、前はいろんな労働組合のみなさん方がこれを進めてまいりまして、組合をとおしているんなPRもなされてっていうことになってきておりますけれども、今連合的な考え方がなくなってきましたので、単組、単組でもって話ししなきゃいけないのかなって思っておりますが、せっかくある制度ですから有効利用をしていただければありがたいと、こんなふうに思います。なおまた社協の方でも、そういった貸し出し制

度もありまして社協いますのでそちらの方からもお答え申し上げますが、課長の方からもあればお答えをいたします。

○社会福祉協議会事務長

長野県の社会福祉協議会の事業の中では、低所得者、障害者世帯、高齢世帯に対するそういった貸し付け制度ありますけれども、これに対しては離職者支援資金貸付制度っていうのがございますけれども、それにつきましては月額20万円ということで1年間、最長1年間っていうことで据置期間が1年間ということでありまして。その期間につきましては無利子ということで、それ以後につきましては年利3%ということで以後は7年間で返済とそういうような制度がありますけれども、ついてはそのものが、制度が対象になるかというふうに思います。以上であります。

○根橋（13番）

ちょっとその労金の預託制度については私の勉強不足であれだったんですけれども、いずれにしてもこの制度、県の今の社協の制度と合わせて町のその制度につきましても積極的に広報をしていただきまして、そういう生活資金で困窮されて路頭に迷うことのないように対応を是非お願いをしたいと思います。

次に町の事業、発注事業の支払いの問題について伺っていきたいと思います。町から発注を受けた仕事につきましては支払いが確実であるということで事業者にとっては大きな安心につながっております。通常の商取引では月末締め翌月払いが大多数のものでありまして、特殊なものはいわゆる3箇月サイト、手形払いの3箇月サイトというようなものも、実際にはありますけれども殆どはそんなような形ではないかと。そこでまずお伺いをいたしますけれども、町が発注している物品購入や各種工事の代金の支払いにつきましては、請求書を受理してから実際に支払うまでに原則として何日以内に支払うことになっているのかまずお伺いしたいと思います。

○町長

この支払いサイトの短縮でありますけれども、一応支払いに対しましては遅延防止法に基づきまして準用をさせていただいて、払ってますのでそんなに遅れていることはないと思いますが、会計管理者からの方からこのことはお答え申し上げたいと思います。

○会計管理者

それでは今町長の話の出ました「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律」つ

ていうことの中に、地方公共団体は準用しなさいということで定めてございまして、支払いの関係でありますけれども給付の完了だとか、そういったもの今物品の話でしたが工事の関係は14日以内に検査しなさい、それからその他は10日以内ってそういうふうになっておりまして、その後支払いの請求を受けた日から工事代金は40日、これは契約のあるものでありますけれども、その他の給付は30日っていうふうになってます。定めのないものについては15日、そういうふうな形で決まっております。町の場合でありますけれども、請求書が出てくれば直ちに事務を進めるわけでありますけれども、支払日、町は事務処理の関係上で情報センターのバッチ処理ですとかそういったもの使っておりますので、月に基本的には10日、20日、月末払いを基本としておりますけれども、そういった日の締め切り日ですとかそういったものもありますので、きっちり10日以内にとかそういった日に払われない場合もあるわけでありますけれども、基本的には払えているのではないかとこんなふうに思います。それから緊急の場合ですとか、緊急って言うんですか、そうでない場合には5の付く日も支払いはできることになっておりますので、年間およそ72回の支払い日を設定して支払いにつとめておりますので、特別の事情がない限りは支払いが遅くなるとそういうことはないように思います。以上です。

○根橋（13番）

そうしますとですね、今非常に金額が多いのは工事代金ということで40日以内には支払われているというふう理解をしたわけですが、ところがですね私がいろいろお聞きしたケースでは、請求書を発送した後ですね、代金を受領までに約80日を要した事例が2回あります。再三の請求にもかかわらずいまだ支払われずに、80日後の12月20日過ぎというふうになってるケースも1件あるようであります。なぜこのようになっているかご説明をお願いしたいと思います。

○会計管理者

具体的なものが分からなければ、私の方は請求書とそれから伝票が回ってこないとその中で審査をしてお支払いをするようになってますが、個々の物件については工事の竣工の検査が多分できていないのではないかとこんなふうに思いますが、そこらへんのところは個々の場合で調査をしてみないと分からないと思います。以上です。

○根橋（13番）

実はですね、このことに関しましては他の所からも要望がありまして、町の事業が最近、最近っていか支払いが遅くて困るというふうに要望受けております。今のケースは一人の方だけで3件あるわけですから、これは相当数あるというふうに見ているんですよ。今の話ですとそのいわゆる検査に時間掛かったとか、請求書の流れがどうだとかっていうお話なんですけれども、それをそんなこと言ってればさっき言われましたですね、この支払代金遅延防止法ですか、これは厳しく言うてるわけですよ、これ国が、法律で決まっているんですよ。それを町が請求を受けているのに3箇月もね放置しているってどういうことですか。町長これについてどう思います？

○町長

実態を調べた上という形になってきますが、会計管理者の方からお答えをいたします。

○会計管理者

それでは具体的な工事名ですとか、そういったものをまたお聞きしながら的確に回答してまいりたいと思います。

○根橋（13番）

それはまあ当然のことなんですけれども、そういうことじゃなくてですね、ここで言いたいことは法律の規定は当然のことですけれども、業者の方はですねいろんな支払いがあるわけなんですよ。賃金も払わなきゃいけないし、今高い燃料代も払わなければ次の仕事回っていかないわけです。税金も当然2箇月に1回、3箇月に1回ドンドンと引かれると。だからその人は「いったい町は税金はドンドン引くけれどもなんで払わないんだ。」っていうことでもう四苦八苦しているわけです。だから今大変なのは再三申し上げるように、仕事がないからね自営業者の方は仕事がないっていうことは明日もう金がないわけですよ。だからそこの資金繰りをやっばり町の方が絶っているようではね、とんでもない話ですからこれは原則どおりね、よりも更に速やかに今そういう事務を進めていただいてね、資金の流れを円滑にさせていただきたいわけですよ。これは会計管理者じゃなくて町長の責任なんですから、町長どうですか。

○町長

受け取る側にも都合があるでしょうが、支払う側にも都合があるということで、

町といえどもお金がないときだってあるんだよね。切れた時だって、しかしそれで遅らせてくことはおそらくないと思います。一借りかその他が進んでますので、ちょっとだから実体的な実例を私ども見ないと何とも言えないし、今本当にそういうことがあったのかどうかっていうこと。初めてここで言われたとこでありますのでよく調べてからまた見解を出したいと思いますけれども、もしあるとすればそういうことのないようにいたします。本当にあったんでしょうかね、本当についていう言い方おかしいんですけども、もう少し具体的にこう出して貰うとこちらの会計管理者の方も答弁しやすいと思いますが、名前はともかくですねこんなような事業だとか、ちょっとこちら掴みようがないんです。本当の話。前もってこれ出しといていただければ良かったんですけども、そうじゃないから。

○根橋（13番）

ここで当然名前言うわけにいきませんけれども、例えば6月末請求で9月30日で9万6,000円余。7月末請求で10月10日支払いで28万7,000円余。9月末請求はいまだ払われないと50万を超えるものです。だからこういうことで、これだけじゃなくてね他にも要望受けてるんですよ、その業界の筋の方からもね。だからここで言いたいことはそのことはそのことで正してくれ、大至急やっていただきたいわけですが、今後の基本的なこととして決められたとおりにキチッと支払っていただきたいっていうことなんです。あるいはサイトがその支払いサイトが遅れないようにして貰いたいってそのことについてはどうですか。

○副町長

今の件であります、前にもそんなような事例がちょっと指摘もされた記憶もあるかと思いますが、今それぞれの課長の方からですね答弁してるように、この支払いについてはですね、職員のやっぱり今の遅延防止法の中で則ってですね、やってるわけでありまして、今町長の方からも言われたように事例をですね、キチッと私ども後でお聞きしたいと思っておりますのでそれを聞いた中でたぶん今のような指摘でいきますと職員が若干忘れてる可能性もないということになるわけでありまして、そういうこともですねきっと何かの理由があって、あるわけでありまして今後ですねそういうことのないような形でキチッとやってくためにも事例を聞いた中で対応していきたいと、こんなふうに思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思っております。まずは私どもとしてはあり得ないことだと思っておりますので、そんな点で

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○根橋（13番）

それでは次の問題、それはそういうことでお願ひしたいと思ひます。次の問題に移りたいと思ひます。これが非常に、次の問題は仕事確保であります。これが再三申し上げてるように非常に一番重要な課題であります。これは当然ですけれども、いくらさっき申し上げましたようにお金を借りても仕事がなければ返せない、それが続けば当然倒産をしてしまう、そうなりますと一つの企業が倒産すれば連鎖倒産も起こり多くの労働者が生活に窮するだけでなく、そうした結果でまた町の税収も大きく落ち込んでいくことになるわけであります。商工会にお聞きしますとこの半年間で昨年1年間の約2倍に上る700件の相談が既に寄せられているようであります。商工会では、昼夜兼行で相談業務応じておられます。こうした努力によって、町内企業から新たに連鎖企業の方がですね受注に成功した例だとか、あるいは同じような職種の企業同士による仕事のこの分け合いなどによって少しずつ今何とか仕事を確保する流れも進んできているようであります。そこでお伺ひいたしますけれども、こうした仕事確保について行政が何らかのやっぱり支援をしていく必要があるというふうに思うわけですが、この行政ができる支援策というのについて現状ではどのようにお考えでしょうか。

○町長

有効に情報を取りまして、そのような仕事今までの常識でなくてその忙しい所が変わってきている部分もあります。全部ダメになっているわけじゃない部分もありますし、また仕事が減るにしても業種によって減り方が違っているというようなことで有効情報取るような中で商工会の方の指導員にも連絡申し上げたり、また商工会の事務局長も最低最近は月に1ぺん月始めに町長と打ち合わせいたしておりますので、また報告も受けてますのでそんな折などに活かしていきたいと、こんなふうなことであります。現在商工会の方にまず辰野町といたしましては、小規模事業ということで指導費補助金ということで1,100万円を払っているわけでありますので、その有効活用を更にまた進めて貰うように要請をいたします。また商工会の経営指導員によりまして各企業の指導を実際に実施しているのが現状であります。その指導の中には当然仕事がどうなのか、ああなのかということでもあります。商工会の事務局長の話によりますと、資金繰りが悪くなったというようなこと。じゃあ資金の

手当てをすれば良いのかというふうなことで話を詰めてってみますと、基本的にはどうも仕事はこれはもう9月ぐらから現れている状態ではありますが、仕事がないがゆえにやっぱり資金繰りが悪化しているっていうことだということが分かってきている。したがってやっぱり短期の資金ショートも当然出てくるわけでありまして、それを詰めていけば長期資金ショートに陥るわけでありまして、それで町の中でもさきほど今議員の方から言われましたように、同業種、異業種などで進められるもの話合いなども持ち、その中からまた仕事を取ってくということなんです。いずれにしても技術が相当昨日も話ありましたけれども、メッセだとかいろんなことの中で、そこで発注、受注受けた所もあるようですし、相当の技術度をやっぱり見ないとというようなことでありますから、いずれにしても切磋琢磨し技術を上げてもらい、そして仕事の紹介をする同時にまたその中で新しいまた模索ができればとこんなふうなことを考えてるところであります。以上であります。

○根橋（13番）

その点につきましてやっぱり商工会も全力上げてやっておられるようですが、やはりそういう意味では町の補助金も増やしていただいて相談業務の拡充に向けてですね取組みをお願いをしたいと思っております。今後の課題と更に仕事確保の問題、これは今後の課題なんですけれども、広域連携ですね、企業は大規模な上伊那なら上伊那全体の広がりの中でやっておりますので、辰野町だけの情報だけでは限界もありますので、例えば北部三町村での連携だとか、あるいはさきほどちょっと最後時間がないのであれですけれども、メッセの話も辰野の場合幸い諏訪にも行けますし、伊那でもできるということですから、そういう広域連携の中でやっぱり町内企業のみなさんが積極的にそういう他の企業との中でやっぱり仕事が確保できるような取組みっていうのを行政の方も支援していくことを考えて貰いたいというふうに思います。時間がありませんのでそのことともう一点、その次の緊急的な地域経済活性化対策ということで、町単事業のことについて併せて伺いますけれども、これもさきほど予算の話もありましたが、国も県もこの緊急対策ということで補正予算を組んで対応してきております。町について考えますとかつて失対事業っていうのが、失業対策事業っていうのがあったわけですね。最近はないわけなんですけれども、例えば毎年各区からは相当の事業規模が出ているけれども、予算がないということで町単事業なかなかできないというのが現状かと思っております。そういう中には50万、

100万規模でもできる仕事っていうのは相当あるんじゃないかと、あるいはいろんな現場調査とか設計ももう既に済んでいて、すぐにでも着工できるような部分も相当あるんじゃないかっていうふうに考えてるわけで、そういうものは21年度予算どっちにしたってそれはやるわけですから、そういうものをやはり前倒しです、補正予算を組むなり今言った21年度早急に着手できるような準備をもう今から進めていくなり、そういう取組みがまず必要になっているのではないかと。それがもう一つその次にあります間伐事業なんですけれども、これは県は21年度から大幅に予算を増やして間伐事業に取り組むわけです。建設業界のこの間伐事業の参入はなかなか進んでない面もあるようですけれども、これも資格取得だとか研修そういうことを通じて間伐事業には積極的にね、建設業界も参入できる条件なり裾野を広げて対応してくと。これ間伐事業も相当町内は希望があると聞いております。だから町単の上乗せも是非これはやっていただいでですね、仕事確保につなげていただければというふうに思うわけですが、以上3点について明解な答弁をお願いしたいと思います。

○町長

3点と言いましたが、1点目の方はさきほどの答弁に入らなかったですかね。

○根橋（13番）

メッセのことについて。

○町長

はい。メッセは先言っちゃったんです私の方で、メッセなどでも有効な受注もあった会社も辰野に実際あるようでありますので、力入れていかなきゃいけないということで商工会とも連携して考えていかなきゃならないと思います。ただそこへメッセの方へお金が掛かるんですがそれを町が補助金出してる中から上手く産んで欲しいと思いますし町も財政厳しいもんですから、それを3倍4倍って上げてくわけには当面はいかないんですがまず有効活用、諏訪あたりであるわけですし、これは東京あたりの幕張あたりの方でやるととても大変なお金になっちゃうようであります。また町の補助金の中から有効利用、商工会の中で動かしていただきたいなど。効果のある方へ使っていただくようなふうにはお願いをしていきたいと思っております。それからまた町単工事の4月、21年度始まって早く発注してということですが、これだけども実はじゃ町は資金ショートしないかって言うとするんですね、結構。さっきも私も少し触れましたけれども、国から交付金その他いろいろ決まって

きたというようなことになりましても、実際に町の方へお金が入ってくるのはずっと遅れてくるんです。その間町のあるお金ってそのあるお金がないんですね。一々基金を取り崩せって言うとまた、例えば定期になってる分を崩してまた入れるというようなことになる。そこまでは必要が私もないと思いますので、そうかってあまり100万200万の一借りなんていうこともね、町としてもちょっと金額的にはやってできないことはないんでしょうけども、やはりまとめたお金の中で一借りでなくて大きな動きがありますので、その資金ショートできるだけしないようなふうにできるだけ早く、発注してできるだけ早く支払うとこのぐらいでご勘弁願いたいと思います。

後は間伐の方ですかね、間伐につきまして長野県の方は前から土木業者に対しても間伐させて貰った方が良くないかと。できるはずだと、有資格あるいは訓練してもらおうと、というような政策も取られてきまして、大分定着はしたかどうか分かりませんがそういったことで一部やってる業者もあるようであります。そういったことで土木業者ばかりとは限りませんが、間伐、長野県にも特別な緑の山の税金が取られているわけでありまして、それを有効活用して辰野へも一部入ってきておりますが、そういったことの活用を更にまた県の方へもお願いをしてできるだけまた予算を回して貰うようにして森林税有効に活かすように、それに100%は来ませんので町がいくらか上乘せできるかどうか、上乘せって一つの事業やるのに持ち分が持てるかどうかっていう意味です。それで少しでもそういった有効利用活用する中で仕事を発注していきたいとこんなふうに思っております。課長の方からももし細かい点であればお答えをいたします。

○根橋（13番）

時間もありますので最後にもう一回確認の意味で質問ですけれども、1つは町の資金ショートっていうことですが、これはいろんな所に聞いてみましても町も20数億円の基金がありまして、貯金してるはずなんです。そういった担保の一時借とかいうような形でとにかく町の段階で多少無理をしても、100年に1度の今危機なんですからね、業者のみなさんとか町民のみなさんにそれが転嫁するような形じゃなくて町がそこががんばっても、そういう形で対応していただけるかっていうことが1点、それから今のさきほどの商工会の補助金だとかメッセの負担金等ですけども、今までより増やす考えはないようですけどそういうことじゃなくて、多少な

りともですね財政苦しくても増やしてそこでやっぱり仕事を確保する取組みをするというふうにやっぱり出していかないと、ただ言葉だけになってしまいますのでそこんところはどうか。はっきり言ってください。

○町 長

まだ21年度予算を組んでないもんですから言えないんですけども、上げたいって言えばここで返事しましても他にもっと必要なものが出てきた場合に組み込めない。町の財政は20年よりは下がるというふうに見てください。それでなんか言ったところだけ上げろなんて絶対無理ですよ。しかし上げれることはこのこと以外にも他のみなさんから言われたこと住民のみなさんの言葉を含めて上げようとしながら、どういうふうに調整するかっていうところに掛かってきますので、今ではここでは例えば上げたいと思っても上げるとはなかなか言い切れない部分もあります。しかしさきほども言いましたように、振興助成金でも360万円払っているわけでありますので、その中であるいは他の方で商工会としても全部がその通り進むんでなくてこっちへウエイトを置くとかそういうこともできるはずですから、そちらのメッセの方に回してもらおうとか、自分たちで実績も分かっているわけですからその協力もいただかないと町だけが補助金出すよと、こんなことはなかなかできないことであると、上げるようには全項目ですね、全項目上げるようには考えてみてそれから結局財政に合うように結局カットしてかざるを得ませんので、何とかだいたい上げろ上げろでなくて去年の補助金が出せるかどうか心配というふうに考えてください。町も危機なんです。そういう中でまず、あれですねゼロスタンスで取れるかどうか、ゼロスタンスって言っても同じに取れるかどうか、そっからまず話をやっていかないと上がるのが当たり前だなんて思われても困るわけで、下がる可能性だって十分あるわけです。そのへんもよく注意しながら気持ちは分かりますので、どんなふうになりますか今言えませんが、だからどこへ集中的に予算をやってくか、あれもこれも絶対無理です。だからそん中で商工業その他の方が優先だっていうことになってくれば、この査定の中で検討をしてみたいとこんなふうには思っております。今一般論をずーっと概論を言ったわけでありますので、その点はお分かりをいただきたいと思います。基金もその他いろいろあるがって言うんですが、さきほど言ったとおりでありまして、20何億円の基金がありますけれどもそれを担保として一借りとかそういうことはできないわけではありません。ただ町としてやるのに

ある程度まとめてお借りしないと23万足りないからって、23万借りるって借りることもできるでしょうけども、やはり100万だ200万だってバラバラバラバラでなくて少しまとめて今回国がくるのが遅れているので、5,000万一借を何とかそういうようなことはできます。だけどあえて言えば20万でも借りろっていえば借りれないことはないんですけれども、そういう煩雑にするんでなくて若干の日付けはやっぱり取って欲しいとこういう意味であります。まとめて何とか早く支払いをするようには努力はします。

○根橋（13番）

いずれにしても、100年に1度というような状況の中で辰野町は商工業のウエイトは高い町であります。ここでのやはり商工業者のみなさんがやはり活力を持って生きていけなければ町の発展はないわけでありますので、今後そのへんは十分考えた上で有効な手立てを取っていただくことを要望して、以上で質問を終わります。

○議長

以上で一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

9. 閉会の時期

散会時間 14時 46分

この議事録は、議会事務局長 桑沢高秋、庶務係長 飯沢誠の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番